令和2年度
整備主任者研修 法令研修資料

【四国運輸局地域教材】

四国運輸局自動車技術安全部整備・保安課

目　　次

第一章　整備事業関係

1	つけて走って広げよう、地域の魅力！ 〔令和元年１０月１８日　報道発表資料〕	1
2	水深が床面を超えたら、もう危険！ 〔令和元年１１月２７日　報道発表資料〕	9
3	「衝突被害軽減ブレーキがあれば、安心」ではありません。 〔令和元年１２月１７日　報道発表資料〕	13
4	新たな地域名表示（ご当地ナンバー）による地方版図柄入りナンバープレートの交付開始日決定！〔令和２年３月１０日　報道発表資料〕	15
5	「運転支援システム」を過信・誤解しないでください！ 〔令和２年３月１９日　報道発表資料〕	18
6	「自動車検査員教習実施要領について」の一部改正について 〔令和２年５月２５日　四運技整第８５号の２〕	20

第二章　検査業務関係

1	側方衝突警報装置に関する国際基準を導入します 〔令和元年１０月１５日　報道発表資料〕	24
2	バスの座席の取付け方法に関する基準を改正します 〔令和２年５月２９日　報道発表資料〕	29
3	乗用車等の排出ガス・燃費性能の評価方法を改訂します 〔令和２年６月３０日　報道発表資料〕	31
4	自動運転に対応した新たな検査手法を導入します！！ 〔令和２年８月５日　報道発表資料〕	32
5	自動車の前面ガラスへ貼付するステッカーの指定について 〔令和２年１月１０日　国自技第１８４号〕	34

第三章　独立行政法人自動車技術総合機構関係

1	審査事務規程の一部改正について（第２５次改正） 〔令和元年１０月１５日　報道発表資料〕	41
2	審査事務規程の一部改正について（第２８次改正） 〔令和２年３月３１日　報道発表資料〕	42
3	審査事務規程の一部改正について（第３０次改正） 〔令和２年６月１２日　報道発表資料〕	43
4	運転者の視野遮へい物の装着禁止について	44
5	二輪自動車等の前照灯審査について、すれ違い用前照灯の審査方法を規定します	45
6	並行輸入自動車にかかる届出書が変更になります	47
7	自動車技術総合機構からのお知らせ	48

第四章　軽自動車検査協会関係

1	軽自動車検査協会の業務等について	50
2	軽自動車検査協会からのお知らせ（コールセンター電話番号一覧）	55
3	構内・検査コースの事故防止について	56
4	お願い	57
5	警告灯が点灯又は点滅している自動車について	62
6	受検者の皆様へ	63
7	すれ違い用前照灯の計測方法の変更について	65
8	検査の高度化機器の本格運用を行います	67
9	諸元測定した車両の写真撮影について	69
10	車両番号標取付け注意喚起について	70
11	申請案内サイトの公開について	71
12	ＯＣＲの記載について	72
13	持込検査を受ける認証工場の皆様へ	73
14	軽自動車ＯＳＳ開始のお知らせ	74
15	ご協力のお願い	76
16	次回自動車重量税額照会サービスへのアクセス方法	78

第五章　参考資料

1	自動車整備事業場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン 〔２０２０年６月１７日改訂　一般社団法人日本自動車整備振興会連合会〕	80
2	自動車特定整備事業者の遵守事項について	86
3	景品表示法の概要について（消費者庁パンフレット「事例でわかる景品表示法」抜粋）	89

4	中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き（令和２年６月１６日版　中小企業庁）	96
5	問合せ一覧（令和２年８月時点）	118
6	定期点検の間隔及び自動車検査証の有効期間に関する整理表	123

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和元年１０月１８日
自動車局自動車情報課

つけて走って広げよう、地域の魅力！

～新たな地域名表示による地方版図柄入りナンバープレートのデザイン決定～

国土交通省においては、“走る広告塔”としてのナンバープレートの機能に着目し、昨年 10 月より地域の風景や観光資源を図柄にした地方版図柄入りナンバープレートの交付を開始しましたが、来年 5 月頃より、既存の 41 地域に加え、新たな地域名表示による 17 地域の地方版図柄入りナンバープレートの交付を開始します。

この度、その具体的なデザインを決定しましたのでお知らせします。

１．具体的デザイン（全国 17 地域名表示）

詳細は別紙参照

２．地域の取組みへの寄付金の活用

フルカラーの図柄入りナンバープレートについては寄付金（1,000 円以上）をお願いし、導入地域における交通改善、観光振興などに資する取組みを支援します。

【問い合わせ先】自動車局 自動車情報課　浪川・尼寺・青柳
電話：03-5253-8111（内線:41145、42103）直通：03-5253-8588　FAX：03-5253-1639

新たな地域名表示の地方版図柄入りナンバープレートデザイン①

国土交通省

北海道

知床（北海道斜里郡等）

＜知床の雄大な自然＞

苫小牧（北海道苫小牧市）

＜ウトナイ湖とアイスホッケーの街＞

東　北

弘前（青森県弘前市等）

＜弘前城・桜色のお堀と岩木山＞

関　東

白河（福島県白河市等）

＜春の小峰城＞

松戸（千葉県松戸市）

＜松戸の風景＞

市川（千葉県市川市）

＜市川の梨と街と江戸川＞

新たな地域名表示の地方版図柄入りナンバープレートデザイン②

国土交通省

関　東

船橋（千葉県船橋市）

<梨とアンデルセン公園>

市原（千葉県市原市）

<菜の花と桜と里山トロッコ>

江東（東京都江東区）

<東京ゲートブリッジ>

葛飾（東京都葛飾区）

<菖蒲・川・カワセミ>

板橋（東京都板橋区）

<躍動感溢れるカラフルな木・花・鳥>

北陸信越

上越（新潟県糸魚川市等）

<上杉謙信と桜>

新たな地域名表示の地方版図柄入りナンバープレートデザイン③

国土交通省

中　部

伊勢志摩（三重県伊勢市等）

＜吹き行＜魅力＞

四日市（三重県四日市市）

＜輝＜四日市＞

近　畿

飛鳥（奈良県橿原市等）

＜朱雀＞

中　国

出雲（島根県出雲市等）

＜八岐大蛇＞

四　国

高松（香川県高松市）

＜高松港から屋島を望む＞

【地域名表示の追加】（令和２年５月頃交付開始予定）

17 地域

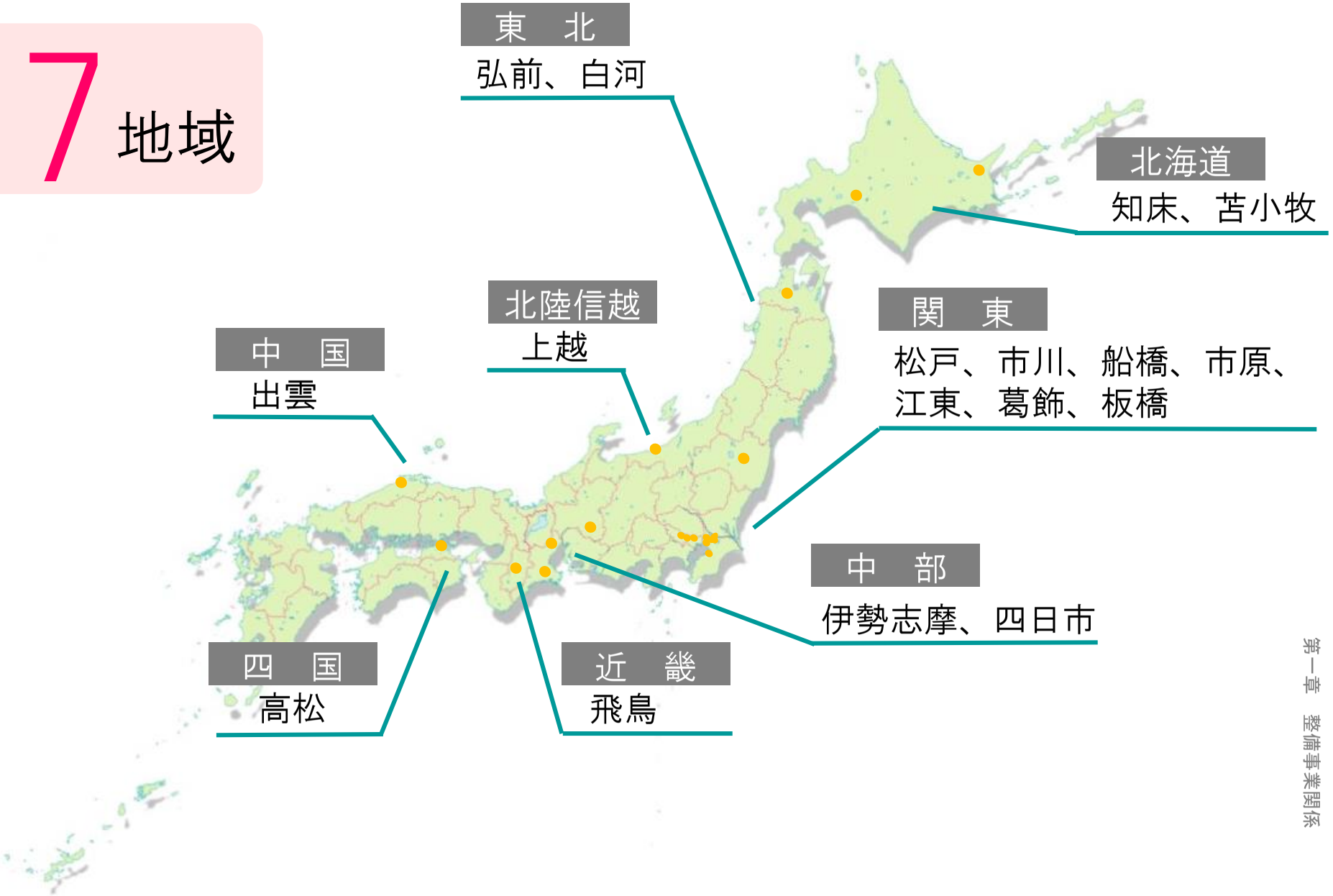

新たな地域名表示による地方版図柄入りナンバープレートの導入地域

運輸局	導入申込予定地域 （ナンバー表示）	対象区域
北海道	知床	斜里郡（斜里町、清里町、小清水町）、野付郡（別海町）、標津郡（中標津町、標津町）、目梨郡（羅臼町）
	苫小牧	苫小牧市
東北	弘前	弘前市、中津軽郡（西目屋村）
	白河	白河市、西白河郡（泉崎村、中島村、西郷村、矢吹町）
関東	松戸	松戸市
	市川	市川市
	船橋	船橋市
	市原	市原市
	江東	江東区
	葛飾	葛飾区
	板橋	板橋区
北陸信越	上越	糸魚川市、妙高市、上越市
中部	伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市、多気郡（明和町）、度会郡（度会町、玉城町、南伊勢町）
	四日市	四日市市
近畿	飛鳥	橿原市、磯城郡（三宅町、田原本町）、高市郡（高取町、明日香村）
中国	出雲	出雲市、仁多郡（奥出雲町）、飯石郡（飯南町）
四国	高松	高松市

地方版図柄入りナンバープレート導入地域（平成30年10月より）

国土交通省

41 地域

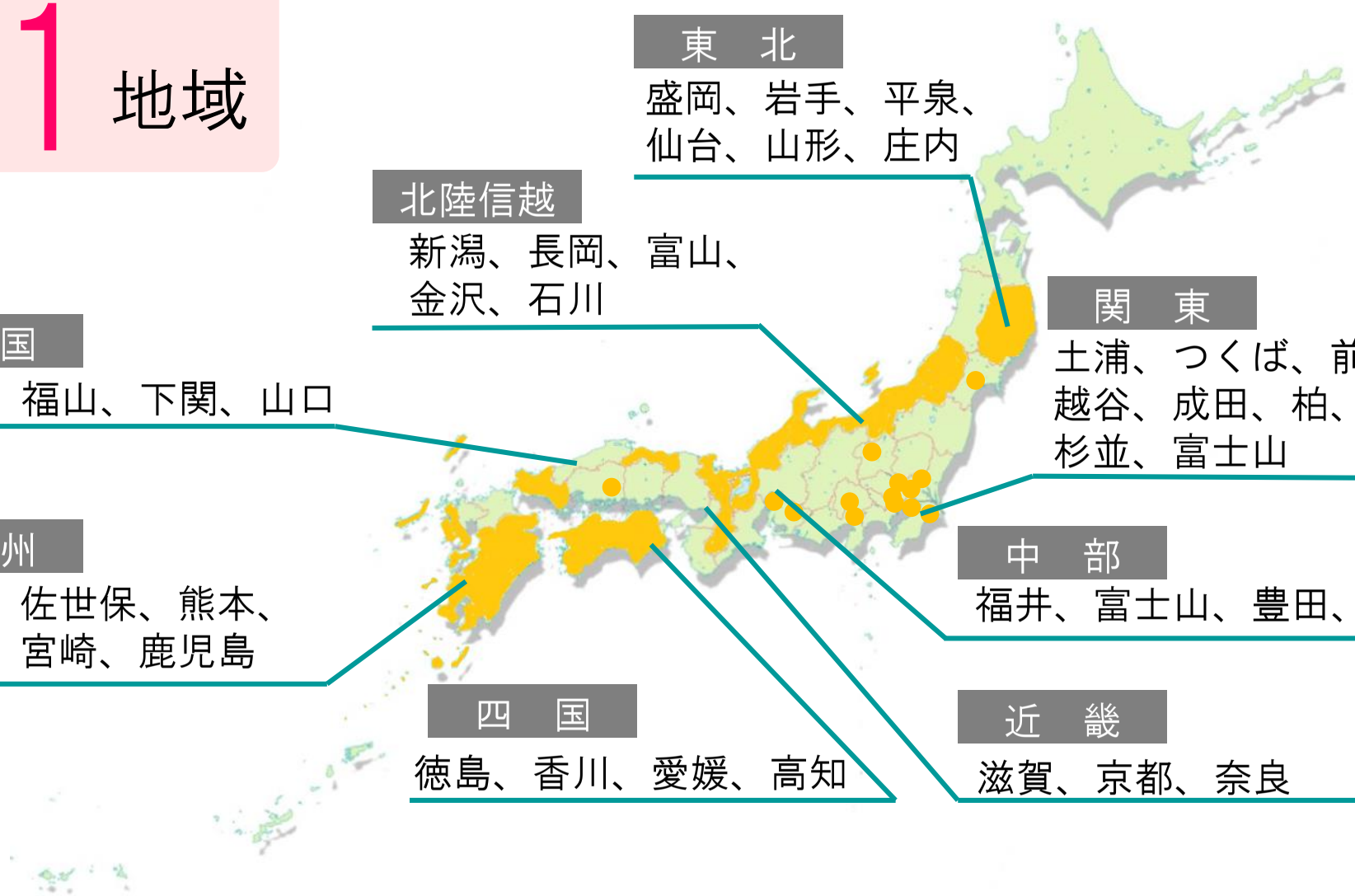

東　北
盛岡、岩手、平泉、
仙台、山形、庄内

北陸信越
新潟、長岡、富山、
金沢、石川

関　東
土浦、つくば、前橋、
越谷、成田、柏、世田谷、
杉並、富士山

中　国
鳥取、福山、下関、山口

中　部
福井、富士山、豊田、春日井

九　州
長崎、佐世保、熊本、
大分、宮崎、鹿児島

四　国
徳島、香川、愛媛、高知

近　畿
滋賀、京都、奈良

地方版図柄入りナンバープレートの種類

対象車種		登録自動車（自家用）	登録自動車（事業用）	軽自動車（自家用）
通常のナンバープレート				
図柄入りナンバープレート	寄付金付き			
	寄付金なし			

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和元年11月27日
自　動　車　局
審 査・リコール課

水深が床面を超えたら、もう危険！

ー　自動車が冠水した道路を走行する場合に発生する不具合について　ー

自動車が冠水した道路を走行する場合、水深が車両の床面を超えると、エンジン、電気装置等に不具合が発生するおそれがあります。また、水深がドアの高さの半分を超えると、ドアを内側からほぼ開けられなくなります。

今年の台風 19 号等による大雨においては、自動車が水没する等により、運転者や同乗者が亡くなる事故が相次ぎました。

自動車は、エンジンやモーターで駆動し、電気装置により制御されているため、水深が車両の床面を超えて車内へ浸水すると、様々な不具合が発生するおそれがあり、最悪の場合、エンジンやモーターが停止して移動できなくなります。また、水深がドアの下端にかかると、車外の水圧により内側からドアを開けることが困難となり、ドア高さの半分を超えると、内側からほぼ開けられなくなります。

国土交通省では、国内乗用車メーカー8社に対して、自動車が冠水した道路を走行した場合に生じ得る不具合等について調査を行い、その結果を踏まえ、「自動車が冠水した道路を走行する場合に発生する不具合」を別紙のとおりまとめましたので、公表します。

※1　浸水による車両への影響については、車両形状や設計により異なります。
※2　一度浸水した車両は、運転可能であっても、電気装置等が損傷を受けているおそれがあるため、自動車整備工場等で点検整備を受けるようにしてください。

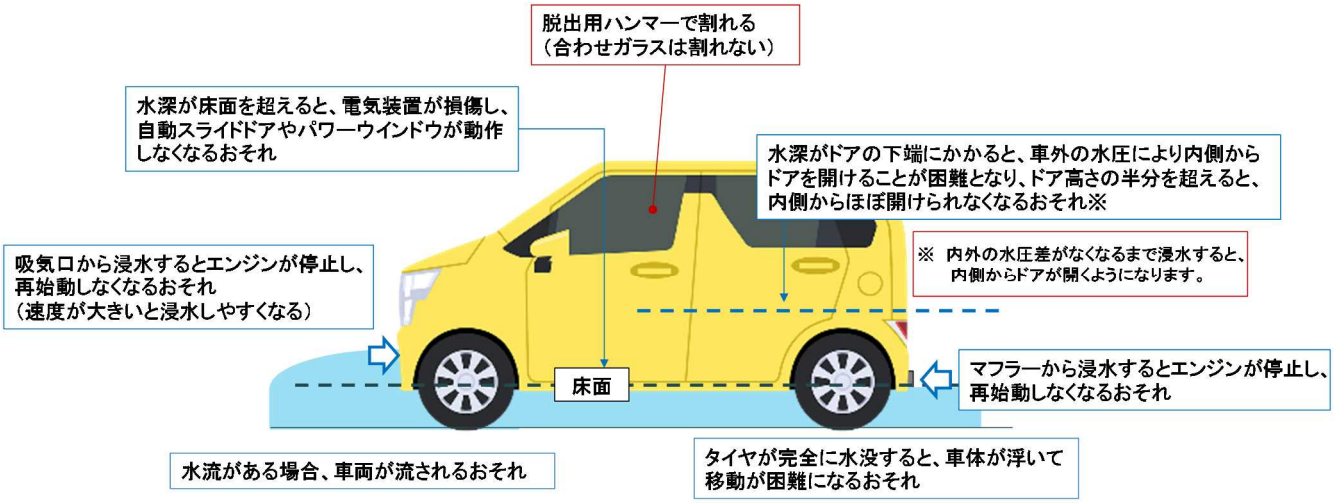

詳細については別紙をご参照ください。

【お問い合わせ先】
審査・リコール課　寺戸、村井（光）、村井（章）
代表：03-5253-8111（内線：42352、42302）
直通：03-5253-8594、FAX：03-5253-1640

（別紙）

自動車が冠水した道路を走行する場合に発生する不具合について

◆ 浸水による車両への影響については、車両形状や設計により異なります。特に、車高が低い車両では影響を受けやすいため、注意が必要です。

◆ 自動車は、水深が深い場所を走行できるように設計されていません。このため、大雨等の際には、早めの避難を心掛けることはもちろん、冠水した道路に安易に進入しないこと、冠水路で自動車が動かなくなった場合には早めに脱出することが重要です。

1.　自動車が冠水した道路を走行する際に生じる不具合

○ 水深が床面を超えると、車内に浸水して電気装置が故障するおそれや、マフラーから浸水してエンジンルームが損傷するおそれがあります。その結果、次のような不具合を生じるおそれがあります。

- 自動スライドドアやパワーウインドウが動作しなくなる
- エンジンやモーターが停止し、再始動できなくなる

【注意！】 水深が床面以下であっても、走行速度が大きくなると、車両が巻き上げた水や生じた波により、吸気口からエンジンに浸水し、最悪の場合、エンジンが停止して動作しなくなるおそれがあります。また、電気自動車やハイブリッド車では、駆動用バッテリーに浸水すると、車両が停止するおそれがあります。

【注意！】 水流がある場合、車両が流されるおそれがあり、大変危険です。

○ タイヤが完全に水没すると、車体が浮いて移動が困難になるおそれがあります。

○ 水深がドアの下端にかかると、車外の水圧により内側からドアを開けることが困難となり、ドア高さの半分を超えると、内側からほぼ開けられなくなります。※1、※2

※1　内外の水の高さが同じになるまで浸水すると、内側からドアが開くようになります。

※2　自動車のガラスは、脱出用ハンマーで割ることができます。ただし、フロントガラス及び一部のドアガラス（各メーカーにご確認ください）は、合わせガラスのため割ることはできません。脱出用ハンマーは、新車購入時にオプション購入するか、自動車の販売店・用品店で購入可能です。

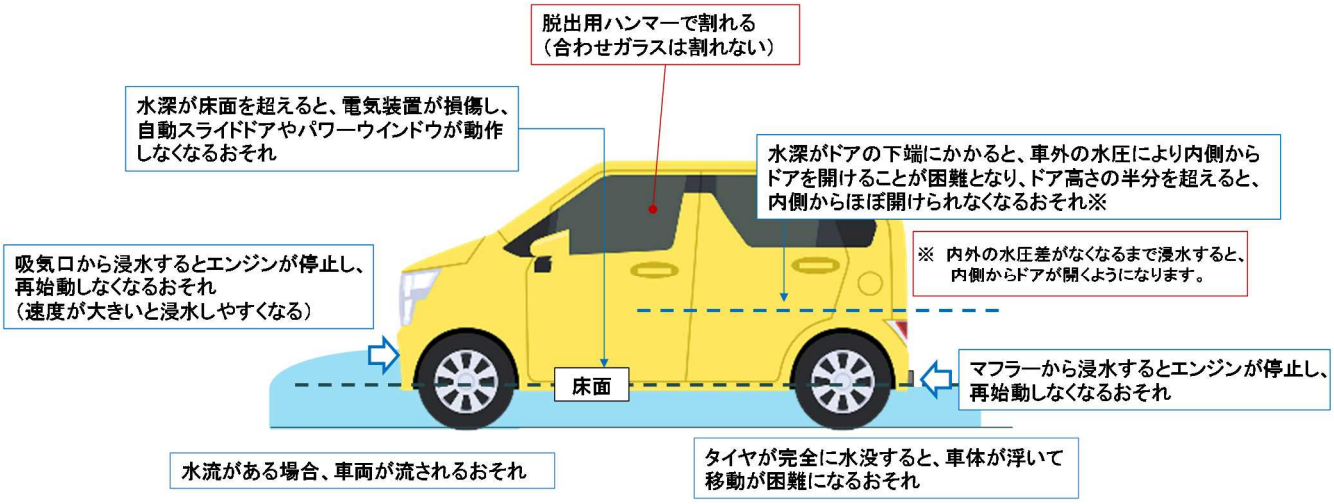

2.　その他の注意事項

○ 冠水した道路では、路面が見えづらくなります。水深や道路の端がわからない場所（アンダーパスなど）には進入しないようにしてください。

○ 万が一、車両が水中に落ちてしまった場合には…。

> *まず落ちついて、シートベルトを外し、窓を開け、脱出します。シートベルトが外れない場合はシートベルトカッターなどで切断します。窓が開かない場合は、水面より上にあるドアガラスまたはリヤガラスを緊急脱出ハンマーなどで割って脱出します。万一に備えて緊急脱出ハンマー、シートベルトカッターなどを運転者の手が確実に届く場所に用意しておきましょう。ガラスが割れない場合は車内外の水圧差がなくなるまで浸水するのを待ち、ドアを開け、脱出します。*
>
> 出典（一社）日本自動車工業会「安全すてきなカーライフ PASSPORT 2019-2020」P28

○ 水が引いた後も、エンジンをかけないでください。また、発火するおそれがありますので、バッテリーの端子（マイナス側）を外してください。（ただし、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車は、高電圧のバッテリーを搭載していますので、自分で対処せず、自動車整備工場等にご相談ください。）

○ 一度浸水した車両は、運転可能であっても、電気装置等が損傷を受けているおそれがあるため、自動車整備工場等で点検整備を受けるようにしてください。

○ その他車両ごとの注意事項については、車両に備えられているオーナーズマニュアルをご覧ください。

脱出用ハンマー、シートベルトカッターの例

脱出用ハンマー、シートベルトカッターの使い方
（JAF ホームページより）

3.　参考資料

【参考1】(一社)日本自動車工業会「安全すてきなカーライフ PASSPORT 2019-2020」
http://www.anzen-unten.com/home/carlife-all/carlife/carlife.pdf

【参考2】(一社)日本自動車工業会「安全運転講座　浸水・冠水被害を受けた際の対処法」
http://www.anzen-unten.com/home/a1/b1/trouble003.html

【参考3】 台風・水害発生時の避難行動 （JAF ホームページ）
https://jaf.or.jp/common/attention/flood

【参考4】 クルマが冠水・浸水してしまったら？（JAF ホームページ）
http://qa.jaf.or.jp/trouble/disaster/08.htm

（JAF ホームページより）

【参考5】 クルマが水没したときの対処と脱出方法とは？（JAF ホームページ）
http://qa.jaf.or.jp/trouble/handling/06.htm

（JAF ホームページより）

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和元年12月17日
自　動　車　局
審査・リコール課

「衝突被害軽減ブレーキがあれば、安心」ではありません。
ー　衝突被害軽減ブレーキには機能の限界があり、状況によっては作動しません　ー

運転者が「衝突被害軽減ブレーキが作動する」と過信して事故に至ったのではないかと疑われるケースが増加しています。衝突被害軽減ブレーキには、機能の限界があり、故障していなくても、状況によっては、作動しません。衝突被害軽減ブレーキの作動の有無にかかわらず、安全運転の責任は運転者本人にあります。

● 衝突被害軽減ブレーキを搭載した自動車が普及していますが、運転者が「衝突被害軽減ブレーキが作動する」と過信して事故に至ったのではないかと疑われるケースが増加しています。

「衝突被害軽減ブレーキが作動する」と過信して事故に至ったと疑われる事案（乗用車）

平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年／令和元年
72 件	101 件	（80 件）（速報値）

（※1）　自動車メーカー、ユーザー、関係省庁等から得られた不具合情報に基づき自動車局作成
（※2）　令和元年度は1～9月までの9か月間の速報値

● 衝突被害軽減ブレーキには機能の限界があり、故障していなくても、状況によっては作動しないことがあります（別紙）。その結果、衝突に至った場合でも、安全運転の責任は運転者本人にあります。

（※3）衝突被害軽減ブレーキは、「カメラ方式」「ミリ波レーダー方式」「赤外線レーザー方式」などがあり、車種やシステムにより作動条件に違いがあります。自動車に備えられた「オーナーズマニュアル」をご確認ください。

● 衝突被害軽減ブレーキは車両のカメラやレーダーにより周囲の状況を監視し、①衝突のおそれがある場合には衝突警報により運転者にブレーキ操作を促し、②それでも運転者がブレーキを操作せず、衝突を回避できないと判断される場合に、緊急的にブレーキを作動させる装置です。このため、

✓ ①衝突警報が頻繁に鳴る　→　**日頃から衝突リスクがある運転をしている**

✓ ②衝突被害軽減ブレーキが作動した　→　**衝突被害軽減ブレーキがなければ、衝突していた**

と認識し、ご自身の運転を省みることが大切です。

（※4）衝突被害軽減ブレーキが作動すると、乗員に大きな力（減速 G）がかかります。

【お問い合わせ先】
審査・リコール課　寺戸、村井（光）、村井（章）
代表：03-5253-8111（内線：42352、42302）
直通：03-5253-8594、FAX：03-5253-1640

（別紙）

1. 衝突被害軽減ブレーキが作動しない状況の例

- メーカーが定める作動速度を超える場合
- 暗闇、逆光等のためカメラにより対象物を認知できない場合
- 人や自転車の急な飛び出し、クルマの急な割り込み
- 雨・雪・霧などの悪天候
- 運転者がアクセルペダルを強く踏み込んだ場合

（※） 衝突被害軽減ブレーキは、「カメラ方式」「ミリ波レーダー方式」「赤外線レーザー方式」などがあり、車種やシステムにより作動条件に違いがあります。自動車に備えられた「オーナーズマニュアル」をご確認ください。

○ 国土交通省「衝突被害軽減ブレーキは万能ではありません！」【動画】
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_002954.html

○ 衝突被害軽減ブレーキ Q＆A（JAF ホームページ）
https://jaf.or.jp/common/safety-drive/new-technology/asv/faq

2. 衝突警報、衝突被害軽減ブレーキが作動したということは・・・

①衝突の可能性がある場合、衝突警報が鳴ります。②それでも運転者がブレーキを操作せず、衝突を回避できないと判断される場合、衝突被害軽減ブレーキが作動します。このため、

✓ ①衝突警報が頻繁に鳴る → **日頃から衝突リスクがある運転をしている**

✓ ②衝突被害軽減ブレーキが作動した → **衝突被害軽減ブレーキがなければ、衝突していた**

と認識し、ご自身の運転を省みることが大切です。

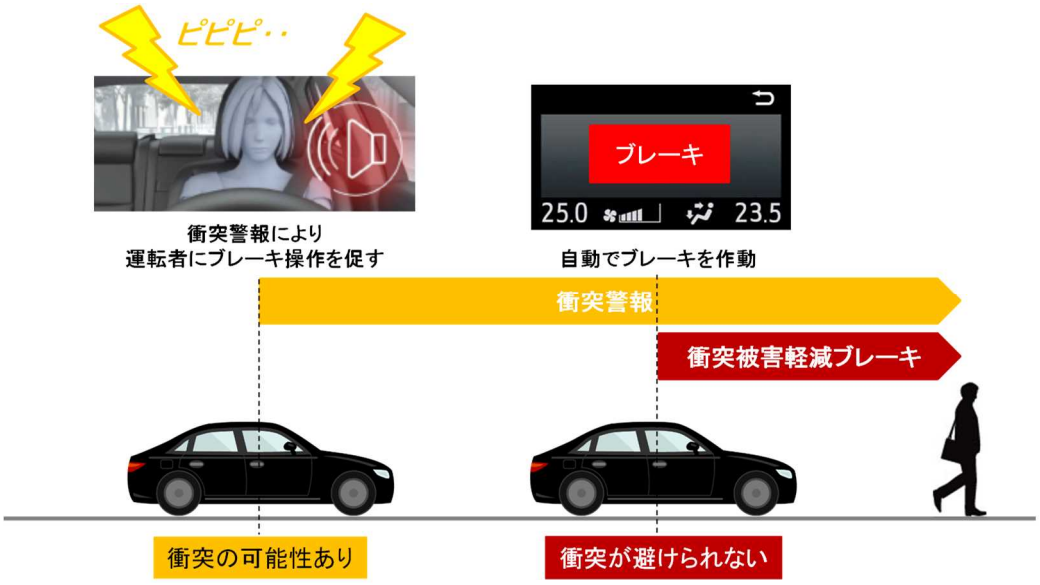

※衝突被害軽減ブレーキが作動すると、乗員に大きな力（減速 G）がかかります。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和２年３月１０日
自動車局自動車情報課

新たな地域名表示(ご当地ナンバー)による 地方版図柄入りナンバープレートの交付開始日決定！

～ つけて走って広げよう、**地域の魅力！**～

新たな地域名表示(ご当地ナンバー)による 17 地域の地方版図柄入りナンバープレートについて、この度、交付開始日等を決定しましたので、お知らせいたします。

導入地域においては、交付開始日以降、新車・中古車の購入時はもちろん、現在お乗りの自動車の車検時などいつでも地方版図柄入りナンバープレートへの変更が可能です。

※ 図柄なしのご当地ナンバーについても同様の扱いとなります。

１．交付開始日

令和２年５月１１日（月）

２．事前申込み開始日

令和２年４月１３日（月）

ご自身でウェブサイト(http://www.graphic-number.jp)からお申込みいただくか、もしくは、お近くのディーラー・整備工場等にご相談ください。

３．新たな地域名表示（ご当地ナンバー）

知床・苫小牧・弘前・白河・松戸・市川・船橋・市原・江東・葛飾・板橋・上越
伊勢志摩・四日市・飛鳥・出雲・高松

※ 導入地域については、別紙１の通り

４．料金について

４月上旬を目途に公表予定

５．地域の取組みへの寄付金の活用

フルカラーの図柄入りナンバープレートの申込み時にいただいた寄付金（1,000 円以上）は、導入地域における交通改善、観光振興などに資する取組みに活用されます。

（参考）各地域の具体的なデザインについては別紙２をご確認ください。

【問い合わせ先】自動車局 自動車情報課　浪川・尼寺・青柳
電話：03-5253-8111（内線:41145、42103）直通：03-5253-8588　FAX：03-5253-1639

新たな地域名表示（ご当地ナンバー）による地方版図柄入りナンバープレートの導入地域

運輸局	導入地域 （ナンバー表示）	対象区域
北海道	知床	斜里郡（斜里町、清里町、小清水町）、野付郡（別海町）、標津郡（中標津町、標津町）、目梨郡（羅臼町）
	苫小牧	苫小牧市
東北	弘前	弘前市、中津軽郡（西目屋村）
	白河	白河市、西白河郡（泉崎村、中島村、西郷村、矢吹町）
関東	松戸	松戸市
	市川	市川市
	船橋	船橋市
	市原	市原市
	江東	江東区
	葛飾	葛飾区
	板橋	板橋区
北陸信越	上越	糸魚川市、妙高市、上越市
中部	伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市、多気郡（明和町）、度会郡（度会町、玉城町、南伊勢町）
	四日市	四日市市
近畿	飛鳥	橿原市、磯城郡（三宅町、田原本町）、高市郡（高取町、明日香村）
中国	出雲	出雲市、仁多郡（奥出雲町）、飯石郡（飯南町）
四国	高松	高松市

新たな地域名表示（ご当地ナンバー）による地方版図柄入りナンバープレートデザイン

<知床の雄大な自然>

<ｳﾄﾅｲ湖とｱｲｽﾎｯｹｰの街>

<弘前城・桜色のお堀と岩木山>

<春の小峰城>

<松戸の風景>

<市川の梨と街と江戸川>

<梨とｱﾝﾃﾞﾙｾﾝ公園>

<菜の花と桜と里山ﾄﾛｯｺ>

<東京ｹﾞｰﾄﾌﾞﾘｯｼﾞ>

<菖蒲・川・ｶﾜｾﾐ>

<躍動感溢れるｶﾗﾌﾙな木・花・鳥>

<上杉謙信と桜>

<吹き行く魅力>

<輝く四日市>

<朱雀>

<八岐大蛇>

<高松港から屋島を望む>

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令　和　２年　３月　１９日
自動車局審査・リコール課

「運転支援システム」を過信・誤解しないでください！

～　運転支援システムの機能の限界と過信の危険性を啓発するビデオを作成・公表しました　～

近年、「運転支援システム」を搭載した自動車が普及していますが、これらのシステムには機能の限界があり、故障していない場合でも、使用する環境や条件によっては作動しません。
国土交通省では、自動車ユーザーの皆様にこれらのことをご理解いただくための啓発ビデオを作成し、YouTube 国土交通省公式アカウントに公開しました。

1.「運転支援システム」とは

ドライバーの適切な周辺監視の下、高速道路等において、速度や前走車との車間距離を自動制御する装置（全車速追従クルーズコントロール）、車線の中央付近を走行するよう自動制御する装置（車線維持支援装置）等です。適切に使用すれば、運転者の負荷を軽減します。

2.「運転支援システム」の機能の限界

運転支援システムには**機能の限界があり**、故障していない場合でも、使用する環境や条件によっては、作動しない（または使用中に突然機能が停止する）ことがあります（別紙参照）。
その結果、衝突に至った場合でも、安全運転の責任は運転者にあります。

3. 自動車ユーザーの皆様へ

- 運転支援システムは、システムが周辺監視や全ての運転操作を行う「自動運転」ではなく、あくまでも、アシスト機能です。
- 運転支援システムを**過信せず**、取扱説明書を読み、作動条件等を正しく理解して、使用してください。（ビデオにあるとおり、過信していると、突然機能が停止した場合等に、衝突を回避できません。）

＜啓発ビデオの公開ページへのリンク＞
国土交通省自動車局審査･リコール課　YouTube 公式アカウント
https://youtu.be/cRJkvgl3eSA

問い合わせ先：国土交通省自動車局審査・リコール課
寺戸、村井
代表：03-5253-8111（内線）42352
直通：03-5253-8597、FAX：03-5253-1640

（別紙）

1. 運転支援システムが作動しない状況の例（過信すると、事故が生じやすい例）

- クルマの急な割り込み
- 車線の白線が障害物や雪等で見えない場合
- 雨・雪・霧などの悪天候

急な割り込み（全車速追従クルーズコントロール使用中）

白線を検知できない場合（車線維持支援装置使用中）

※　運転支援システムは、車両に搭載されたカメラやレーダー等で周辺を監視することにより制御を行います。このため、カメラ等が適切に作動しない条件（悪天候、目標となる白線が隠れている、死角から急に割り込まれる等）では、システムが周辺の状況を正しく認識できず、制御を続けることが困難となり、突然制御が停止することや、不適切な制御を行うことがあります。

2. 運転支援システムの機能を誤解している例　（大変危険です！道路交通法違反となります。）

- 運転支援システム作動中における以下のような行為は、大変危険であり、道路交通法違反となります。

ナビ画面の注視

携帯電話の操作

3. 自動車ユーザーの皆様へ

● 自動車メーカーでは、運転支援システムを高速道・自動車専用道で使用することを推奨しています。一般道では、思わぬ事故につながることがありますので使用しないください。

● 運転支援システムには機能の限界があり、故障していなくても、条件によっては、作動しないことや、使用中に突然機能が停止することがあります。その結果、衝突に至った場合でも、**安全運転の責任は運転者**。

● 運転支援システムはあくまでもアシスト機能です。運転者は、運転支援システムを**過信せず**、取扱説明書を読み、作動条件等を把握して、適切に使用してください。

四運技整第８５号の２
令和２年５月２５日

四国自動車整備振興会連合会会長　殿

四国運輸局長

「自動車検査員教習実施要領について」の一部改正について

「自動車検査員教習実施要領について」（平成１６年３月１６日付け四運技整第３８３号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、貴傘下会員に対し周知方お願いします。

別添

「自動車検査員教習実施要領について」（平成１６年３月１６日付け四運技整第３８３号）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
四運技整第３８３号 平成１６年３月１６日 （最終改正）四運技整第８５号 令和２年５月２５日 各運輸支局長　殿 四国運輸局長 自動車検査員教習実施要領について 「指定自動車整備事業関係事務処理要領について」（昭和６１年１１月２８日付け四運整整第２９１号）第１０条に規定する自動車検査員教習については、平成１６年度以降、別添「自動車検査員教習実施要領」に基づき実施することとしたので了知願います。 なお、「自動車検査員教習の実施細目について」（平成６年１２月１６日付け四運整整第２６４号）は、平成１６年３月３１日限り廃止します。 また、四国自動車整備振興会連合会会長に対し、別添のとおり通知したので申し添えます。 別添 自動車検査員教習実施要領 １．実施回数及び受講人数 ～ ２．実施計画の公示　略 ３．教習受講者の資格要件等 教習の受講申込者は、以下のいずれかであること。	四運技整第３８３号 平成１６年３月１６日 （最終改正）四運技整第１３０号 令和元年８月１９日 各運輸支局長　殿 四国運輸局長 自動車検査員教習実施要領について 「指定自動車整備事業関係事務処理要領について」（昭和６１年１１月２８日付け四運整整第２９１号）第１０条に規定する自動車検査員教習については、平成１６年度以降、別添「自動車検査員教習実施要領」に基づき実施することとしたので了知願います。 なお、「自動車検査員教習の実施細目について」（平成６年１２月１６日付け四運整整第２６４号）は、平成１６年３月３１日限り廃止します。 また、四国自動車整備振興会連合会会長に対し、別添のとおり通知したので申し添えます。 別添 自動車検査員教習実施要領 １．実施回数及び受講人数 ～ ２．実施計画の公示　略 ３．教習受講者の資格要件等 教習の受講申込者は、以下のいずれかであること。

新	旧
（1）道路運送車両法施行規則（以下「施行規則」という。）第６２条の２の２第１項第７号の整備主任者（同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、二級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格した者を除く。）として教習開始日の前日において１年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあっては、６月以上）の実務の経験を有する者 なお、教習受講申込者は、直近の整備主任者研修（法令研修）を受講していること。 （2）～（3）　略 ４．教習受講の申込 ～ ８．教習修了証書及び教習修了証明書　略 附 則（平成２３年５月２６日 四運技整第５９号） 本改正規定による自動車検査員再教習は、平成２３年７月１日以降に行われた自動車検査員の違反に適用する。 附 則（平成２７年１月２９日 四運技整第２９７号） 本改正規定は、平成２７年４月１日から施行する。 附 則（令和２年５月２５日 四運技整第８５号） 本改正規定は、改正の日から施行する。 ただし、３．（1）なお書きの規定については、令和４年３月３１日までの間、なお従前の例によることができる。 別表１ ～ 別表３　略	（1）道路運送車両法施行規則（以下「施行規則」という。）第６２条の２の２第１項第５号の整備主任者（二級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格したものを除く。）として教習開始日の前日において１年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあっては、６月以上）の実務の経験を有する者 なお、教習受講申込者で、直近の整備主任者研修（法令研修）時に選任されていた者は当該研修を受講していること。 （2）～（3）　略 ４．教習受講の申込 ～ ８．教習修了証書及び教習修了証明書　略 附 則（平成２３年５月２６日 四運技整第５９号） 本改正規定による自動車検査員再教習は、平成２３年７月１日以降に行われた自動車検査員の違反に適用する。 附 則（平成２７年１月２９日 四運技整第２９７号） 本改正規定は、平成２７年４月１日から施行する。 別表１ ～ 別表３　略

新

第１号様式

四運技公第　　号

公　　示　（例）

指定自動車整備事業規則第４条第１号に規定する自動車検査員の教習（
年度第　回）を下記のとおり実施することとしたので公示する。

１．教習受講資格
　教習の受講申込者は、道路運送車両法施行規則第６２条の２の２第１項第７号に規定する整備主任者（同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、二級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格した者を除く。）として教習開始日の前日において１年（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者は、６月以上）の実務の経験を有する者であること。なお、教習受講申込者は、受講申込日の前日において、直近の整備主任者研修（法令研修）を受講していること。

２．教習受講申込の受付期間及び場所
（１）受付期間　　年　月　日（　）　時　分から
　　年　月　日（　）　時　分まで
（２）受付場所　四国運輸局管内各運輸支局検査整備保安部門

３．教習及び教習修了試問の日時及び実施場所
（１）教習日時　　年　月　日（　）　時　分から
　　年　月　日（　）　時　分まで
（２）教習修了試問日時　　年　月　日（　）　時　分から　時　分まで
（３）実施場所　四国運輸局管内各運輸支局長が定める場所

４．教習科目及び教習時間
（１）基礎法令　　２時間
（２）整備関係法令等　　４時間
（３）検査関係法令等　　１８時間

５．教習資料
（１）○○○○
（２）○○○○

年　月　日

四国運輸局長　　印

（日本産業規格Ａ列４番）

第２号様式 ～ 第１０号様式　略

旧

第１号様式

四運技公第　　号

公　　示

指定自動車整備事業規則第４条第１号に規定する自動車検査員の教習（
年度第　回）を下記のとおり実施することとしたので公示する。

１．教習受講資格
　教習の受講申込者は、道路運送車両法施行規則第６２条の２の２第１項第５号に規定する整備主任者（二級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格した者を除く。）として教習開始日の前日において１年（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者は、６月以上）の実務の経験を有する者であること。なお、教習受講申込者で、直近の整備主任者研修（法令研修）時に選任されていた者は、当該研修を受講していること。

２．教習受講申込の受付期間及び場所
（１）受付期間　　年　月　日（　）　時　分から
　　年　月　日（　）　時　分まで
（２）受付場所　四国運輸局管内各運輸支局検査整備保安部門

３．教習及び教習修了試問の日時及び実施場所
（１）教習日時　　年　月　日（　）　時　分から
　　年　月　日（　）　時　分まで
（２）教習修了試問日時　　年　月　日（　）　時　分から　時　分まで
（３）実施場所　四国運輸局管内各運輸支局長が定める場所

４．教習科目及び教習時間
（１）基礎法令　　２時間
（２）整備関係法令等　　４時間
（３）検査関係法令等　　１８時間

５．教習資料
（１）○○○○
（２）○○○○

年　月　日

四国運輸局長　　印

（日本産業規格Ａ列４番）

第２号様式 ～ 第１０号様式　略

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和元年10月15日
自動車局技術政策課
自動車局審査・リコール課

側方衝突警報装置に関する国際基準を導入します

～道路運送車両の保安基準及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

大型貨物自動車が左折時等に自転車と衝突するおそれがある場合に運転者に警報する側方衝突警報装置に関する国際基準を導入し、また、スマートフォン等を自動車の鍵として利用する最新技術を搭載する自動車が安全に市場投入されるための環境整備を行うため、所要の法令の整備を行います。

自動車局では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化を進めています。

今般、「側方衝突警報装置に係る協定規則（第151号）」等が、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において採択されたことを踏まえ、我が国においてもこの基準を導入します。

加えて、スマートフォン等を自動車の鍵として利用することにより、運転することができる機能を認める基準の改正等を行います。

1．保安基準等の主な改正項目（※ 改正の詳細については別紙をご覧ください。）

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

① 車両総重量８トンを超える貨物自動車は、協定規則第 151 号に規定された技術的要件に適合しなければならない。
適用時期は、新型車は令和4年5月から、継続生産車は令和6年5月から適用対象とする。

② 現行は、専用の鍵でのみ施錠・解錠が認められているが、一定のセキュリティ対策がなされていることを確認したうえで、スマートフォン等を自動車の鍵として利用することにより、運転することができる機能を認めることとする。

2．公布・施行

公　布　：　10月15日
施　行　：　10月15日
側方衝突警報装置等新規採択基準に係るものにあっては11月15日

問い合わせ先
自動車局　技術政策課　　：東海、江連
電話　03-5253-8111（内線 42214）03-5253-8591（直通）
FAX　03-5253-1639
自動車局　審査・リコール課：佐藤
電話　03-5253-8111（内線 42323）03-5253-8596（直通）
FAX　03-5253-1640

【別紙】

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

１．改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 177 回会合において、「側方衝突警報装置に係る協定規則（第 151 号）」等が新たに採択されたほか、「圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る協定規則（第 110 号）」等の改訂が採択された。

また、スマートフォン等を自動車の鍵として利用することにより運転することができる機能を認め最新技術を搭載する自動車が安全に市場投入されるための環境整備を行う。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）等について、所要の改正を行うこととする。

※協定規則（原文）については次のとおり。
https://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_mar19.html

２．改正の概要

（１）保安基準及び細目告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

① 車両総重量 8 トン超の貨物自動車（被牽引自動車を除く。）には、協定規則第 151 号に規定された要件に適合した側方衝突警報装置を備えなければならないこととする。

② 現行は、専用の鍵でのみ施錠・解錠が認められているが、一定のセキュリティ対策がなされていることを確認したうえで、スマートフォン等を自動車の鍵として利用することにより、運転することができる機能を認めることとする。

（２）装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

・ 型式指定の対象となる特定装置の種類に、側方衝突警報装置を追加する。

・ 協定規則第 151 号に基づき認定された側方衝突警報装置は、型式指定を受けたものとみなすこととする。

・ 型式指定を受けたものとみなす特定装置のうち、灯火装置等について下記の通り当該装置に係る協定規則を３つに統合する。

協定規則第 148 号 （信号灯火に係る規則）	番号灯	方向指示器	車幅灯、尾灯
	制動灯、補助制動灯	（前後部）上側端灯	後退灯
	低速走行時側方照射灯	後部霧灯	駐車灯
	昼間走行灯	側方灯	
協定規則第 149 号 （照射灯火に係る規則）	前部霧灯	前照灯	側方照射灯
協定規則第 150 号 （反射器に係る規則）	前部反射器	側方反射器	後部反射器
	停止表示器材	大型後部反射器	再帰反射材

・　協定規則第 148 号に基づき認定された信号灯火、協定規則第 149 号に基づき認定された照射灯火及び協定規則第 150 号に基づき認定された反射器は、型式指定を受けたものとみなすこととする。

・　協定規則 110 号が改訂されたことにより、規則番号について変更を行う。

・　協定規則 10 号が改訂されたことにより、規則番号について変更を行う。

（３）道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

特定装置としての側方衝突装置の保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案してそれぞれ定める。

（４）道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部改正

（１）①の改正について、新型車は令和４年５月から、継続生産車は令和６年５月から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

（５）その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係告示について所要の改正を行う。

３．スケジュール

公　布：令和元年 10 月 15 日

施　行：公布の日

側方衝突警報装置等新規採択に係るものにあっては令和元年 11 月 15 日

参考１

国連の車両等の型式認定相互承認協定（1958年協定）の概要

1. 協定の目的

1958 年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」（以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。）である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

2. 加入状況

令和元年（2019 年）10 月現在、54 か国、1地域が加入。

日本は、平成 10 年（1998 年）11 月 24 日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合（EU）、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、モンテネグロ、チュニジア、カザフスタン、アルバニア、エジプト、ジョージア、サンマリノ、モルドバ、アルメニア

（下線はEU加盟国、□はアジア諸国）

3. 基準の制定・改訂

(1) 協定に基づく規則（以下、「協定規則」という。）は、国連の自動車基準調和世界フォーラム（WP29）での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ等が参加している。

(2) 令和元年（2019 年）10月現在、装置ごとに 152 の協定規則（基準）が制定されている。

4. 協定に基づく認証の相互承認の流れ

(1) 協定締約国は、国内で採用する協定規則を選択する。

(2) 協定締約国は、採用した協定規則について、当該協定規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク（ E_{43} ：日本の場合）と認定番号を与える。

(3) 認定を取得した装置については、当該協定規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

5. 日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は令和元年（2019 年）5月現在、乗用車の制動装置、警音器等の85の規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

参考2

国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

令和元年10月現在

No.	項　目　名	No.	項　目　名	No.	項　目　名
0	国際的な車両認証制度	50	灯火器(二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	101	乗用車のCO2排出量と燃費
1	前照灯	51	騒音	102	連結装置
2	前照灯白熱球	52	小型バスの構造	103	交換用触媒
3	反射器	53	灯火器の取付け(二輪車)	104	大型車用反射材
4	後部番号灯	54	タイヤ(商用車)	105	危険物輸送車両構造
5	ｼｰﾙﾄﾞﾋﾞｰﾑ前照灯	55	車両用連結装置	106	タイヤ(農耕用ﾄﾗｸﾀ)
6	方向指示器	56	前照灯(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	107	二階建てバスの構造
7	車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯	57	前照灯(二輪車)	108	再生タイヤ
8	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯	58	突入防止装置	109	再生タイヤ(商用車)
9	騒音(三輪車)	59	交換用消音器	110	CNG・LNG自動車
10	電波妨害抑制装置	60	ｺﾝﾄﾛｰﾙ類の表示(二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	111	ﾀﾝｸ自動車のﾛｰﾙｵｰﾊﾞｰ
11	ドアラッチ及びヒンジ	61	外部突起(商用車)	112	非対称配光型ﾍｯﾄﾞﾗﾝﾌﾟの配光
12	ステアリング機構	62	施錠装置(二輪車)	113	対称配光型ﾍｯﾄﾞﾗﾝﾌﾟの配光
13	制動装置	63	騒音(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	114	後付エアバック
13H	制動装置(乗用車)	64	応急用予備走行装置	115	CNG、LPGﾚﾄﾛﾌｨｯﾄｼｽﾃﾑ
14	シートベルト・アンカレッジ	65	特殊警告灯	116	盗難防止装置
15	排出ガス規制	66	ｽｰﾊﾟｰｽﾄﾗｸﾁｬｰ強度(バス)	117	タイヤ単体騒音
16	シートベルト	67	LPG車用装置	118	バス内装難燃化
17	シート及びシートアンカー	68	最高速度測定法	119	コーナリングランプ
18	施錠装置(四輪車)	69	低速車の後部表示板	120	ﾉﾝﾛｰﾄﾞ馬力測定法
19	前部霧灯	70	大型車後部反射器	121	ｺﾝﾄﾛｰﾙ･ﾃﾙﾃｰﾙ
20	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯(H4前照灯)	71	農耕用ﾄﾗｸﾀの視界	122	ﾋｰﾃｨﾝｸﾞｼｽﾃﾑ規則
21	内部突起	72	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯(二輪車)	123	配光可変型前照灯
22	ヘルメット及びバイザー	73	大型車側面保護	124	乗用車ホイール
23	後退灯	74	灯火器の取付(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	125	直接視界
24	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ自動車排出ガス規制	75	タイヤ(二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	126	客室と荷室の仕切り
25	ヘッドレスト	76	前照灯(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	127	歩行者保護
26	外部突起(乗用車)	77	駐車灯	128	LED光源
27	停止表示器材	78	制動装置(二・三輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	129	新幼児拘束装置
28	警音器	79	かじ取装置	130	車線逸脱警報装置
29	商用車運転席乗員の保護	80	シート(大型車)	131	衝突被害軽減制動制御装置
30	タイヤ(乗用車)	81	後写鏡(二輪車)	132	排ガスレトロフィット
31	ﾊﾛｹﾞﾝｼｰﾙﾄﾞﾋﾞｰﾑ前照灯	82	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	133	リサイクル
32	後部衝突における車両挙動	83	燃料要件別排出ガス規制	134	水素燃料電池自動車
33	前方衝突における車両挙動	84	燃費測定法	135	ポール側面衝突時の乗員保護
34	車両火災の防止	85	馬力測定法	136	電気自動車(二輪車)
35	ﾌｯﾄｺﾝﾄﾛｰﾙ類の配列	86	灯火器の取付け(農耕用ﾄﾗｸﾀ)	137	フルラップ前突時乗員保護
36	バスの構造	87	ﾃﾞｲﾀｲﾑﾗﾝﾆﾝｸﾞﾗﾝﾌﾟ	138	車両接近通報装置
37	白熱電球	88	反射タイヤ(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ、自転車)	139	BAS(ブレーキアシストシステム)
38	後部霧灯	89	速度制限装置	140	ESC(横滑り防止装置)
39	スピードメーター	90	交換用ﾌﾞﾚｰｷﾗｲﾆﾝｸﾞ	141	タイヤ空気圧監視装置
40	排出ガス規制(二輪車)	91	側方灯	142	タイヤ取付
41	騒音(二輪車)	92	交換用消音器(二輪車)	143	重量ﾃﾞｭｱﾙｴﾝｼﾞﾝのﾚﾄﾛﾌｨｯﾄｼｽﾃﾑ
42	バンパー	93	ﾌﾛﾝﾄｱﾝﾀﾞｰﾗﾝﾌﾟﾌﾟﾛﾃｸﾀ	144	事故自動緊急通報装置
43	窓ガラス	94	オフセット前突時乗員保護	145	年少者用補助乗車装置取付具
44	幼児拘束装置	95	側突時乗員保護	146	水素燃料電池自動車(二輪車)
45	ヘッドランプ・クリーナー	96	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ(農耕用ﾄﾗｸﾀ)	147	連結装置(農耕用)
46	後写鏡	97	警報装置及びイモビライザ	148	信号灯火に係る規則
47	排出ガス規制(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	98	前照灯(ｶﾞｽﾃﾞｨｽﾁｬｰｼﾞ式)	149	照射灯火に係る規則
48	灯火器の取付け	99	ｶﾞｽﾃﾞｨｽﾁｬｰｼﾞ光源	150	反射器に係る規則
49	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ排出ガス規制	100	電気自動車	151	側方衝突警報装置

基準採用済

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和２年５月２９日
自動車局技術政策課
自動車局審査・リコール課

バスの座席の取付け方法に関する基準を改正します

～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

バスの客席に備えられる座席の取付け方法に関して、国際基準において試験方法が改正されたことを踏まえ、我が国でも関連告示等の改正を行いました。

自動車局では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、安全性等を確保するため、順次、拡充・強化を進めています。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において、「大型車座席に係る協定規則（第80号）」等の改訂が採択され、自動車の衝突を想定した場合等において、走行方向に移動することを防止できるよう車両構造に確実に取り付けられていない場合には、乗員保護及び座席の取付け方法の試験について静的試験が禁止されること等の改正が行われました。これらを踏まえ、我が国でも、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の改正を行いました。

１．保安基準等の主な改正項目（別紙参照）

【大型車座席】

協定規則第 80 号に対応する自動車に備えられた座席（主に大型バスの客席）について、自動車の衝突を想定した場合等において、座席が走行方向に移動することを防止できるよう車両構造に確実に取り付けられていない場合には、乗員保護及び座席の取付け方法の試験について静的試験を禁止する等の改正を行う。

【その他】

上記のほか、所要の改正を行う。

２．公布・施行

公　布　：５月29日（本日）
施　行　：公布の日

問い合わせ先
国土交通省自動車局　安全・環境基準課　　：東海、杉本
電話 03-5253-8111（内線 42532） 03-5253-8602（直通）
FAX　03-5253-1636
国土交通省自動車局　審査・リコール課：佐藤
電話 03-5253-8111（内線 42323） 03-5253-8596（直通）
FAX　03-5253-1640

【別紙】

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

１．改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成10年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第179回会合において、「大型車座席に係る協定規則（第80号）」等の改訂が採択された。

これを踏まえ、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等について、所要の改正を行うこととする。

２．改正の概要

（１）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

協定規則第80号に対応する自動車に備えられた座席（主に大型バスの客席）について、自動車の衝突を想定した場合等において、座席が走行方向に移動することを防止できるよう車両構造に確実に取り付けられていない場合には、乗員保護及び座席の取付け方法の試験について静的試験を禁止する等の改正を行うほか、所要の改正を行う。

（２）道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）の一部改正

（１）について、新型車は令和３年９月から、継続生産車は令和４年９月から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

（３）装置型式指定規則第五条及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成13年国土交通省告示第1088号）の一部改正

協定規則第80号の規則番号を引用している部分を改めるほか、所要の改正を行う。

３．スケジュール

公　布：令和２年５月29日
施　行：公布の日

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令 和 ２ 年 ６ 月 ３ ０ 日
自動車局安全・環境基準課

乗用車等の排出ガス・燃費性能の評価方法を改訂します
～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 178 回会合において採択された排出ガス・燃費性能の評価方法（WLTC モード法）の改訂を我が国に取り入れるため、本日、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等を改正しました。

自動車の環境基準について、国際的な整合性を図り大気環境の保全等を確保するため、我が国は国際連合の「車両等の世界的技術規則協定」に平成 11 年に加入し、現在、国際的な技術基準である「世界技術規則」について議論を行っているところです。

乗用車等の排出ガス・燃費試験法においては、平成 28 年 10 月に、世界技術規則第 15 号の「乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法」（以下「WLTC モード※法」という。）を国内導入したところですが、今般、令和元年 6 月の国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 178 回会合において、WLTC モード法の改訂が採択されました。

これを踏まえ、我が国において当該改訂後の WLTC モード法による排出ガス・燃費性能の評価等を実施するため、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。）及び道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）について改正を行いました。

※WLTC モード：市街地、郊外、高速道路の各走行モードを平均的な使用時間配分で構成した国際的な走行モード。

１．改正の概要

○ 超小型モビリティのように、最高速度が制限された電気自動車について、車両に適した走行モードを規定
○ シャシダイナモメータ上で試験走行を行ったときの実際の車速と目標車速との乖離を表す指標について、より正確に走行モードに追従するよう許容幅の要件を規定
○ その他、所要の改正

２．公布・施行・適用義務化

公布・施行　令和２年６月３０日
適用義務化　令和３年１０月１日（新型車）

【お問い合わせ先】　自動車局安全・環境基準課　河野、菊野
代表　03-5253-8111（内線：42522）
直通　03-5253-8603　FAX　03-5253-1636

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令 和 2 年 8 月 5 日
自動車局安全・環境基準課
自 動 車 局 整 備 課

自動運転に対応した新たな検査手法を導入します！！

～　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について　～

令和 6 年 10 月から、自動車の検査（車検）において、自動ブレーキ等の自動運転技術等に用いられる電子制御装置の目に見えない故障に対応するための電子的な検査を開始することとしました。

自動ブレーキ等の電子制御を駆使した自動運転技術については、近年、軽自動車を含む幅広い車両への搭載が進んでいます。これらの技術は、交通事故防止に大きな効果が期待される一方、故障時には誤作動等により事故につながる恐れがあることから、使用時においても、確実に機能維持を図ることが重要です。

このため、国土交通省では、平成 29 年 12 月から「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」（座長：須田義大東京大学生産技術研究所教授）において、自動運転技術に用いられる電子制御装置まで踏み込んだ自動車検査の手法について検討を行い、平成 31 年 3 月に最終報告書をとりまとめたところです。

今般、同報告書を踏まえ、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示を本日公布し、令和 3 年 10 月以降の新型車を対象に、令和 6 年 10 月から電子的な検査（車検）を開始（※）することとなりました。

（※）輸入車については、令和４年 10 月以降の新型車を対象に令和７年 10 月から検査を開始

なお、令和３年 10 月から電子的な検査のプレテストを開始するとともに、必要な情報管理に関する実費として、一両当たり 400 円を（独）自動車技術総合機構が徴収することとしております。

【検査の対象となる装置】
①運転支援装置
・衝突被害軽減ブレーキ（自動ブレーキ）
・自動命令型操舵機能（レーンキープ）　等
②自動運行装置
③排ガス関係装置

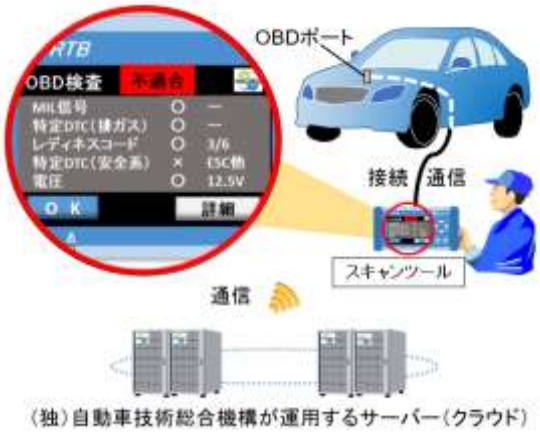

＜検査のイメージ＞

参考：「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」
http://www.mlit.go.jp/jidosha/OBD_Inspection_System.html

（お問い合わせ先）
国土交通省自動車局整備課　髙瀬、井原
代表：03-5253-8111（内線：42424）、直通：03-5253-8599、FAX：03-5253-1639

車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車検査手法のあり方検討会報告書（概要）

○ 近年、自動ブレーキなど**自動運転技術の進化・普及が急速に進展**しているが、故障した場合には、**誤作動による重大事故**等につながるおそれがあることから、**自動車の検査等を通じた機能確認が必要。**

○ 現在の**自動車の検査(車検)**は、外観や測定器を使用した機能確認により行われているが、自動運転技術等に用いられる**電子装置の機能確認には対応していない**。

自動ブレーキ、自動車間距離制御（ACC）新車（乗用車）搭載率

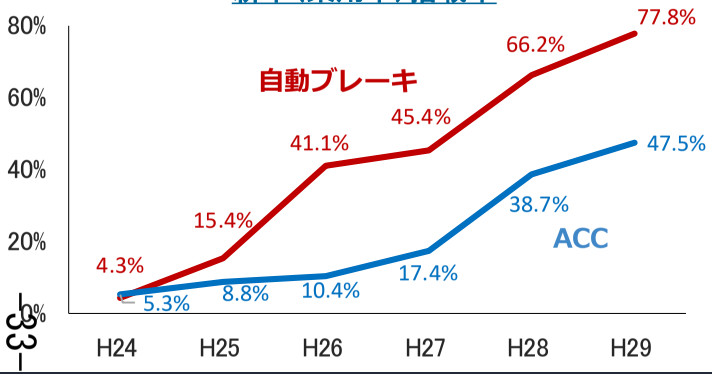

電子装置の不具合事例

- **ACC**を使用して高速道路を走行中、突然、機能が停止し、強い回生ブレーキが作動。
  ⇒ **前方監視用のカメラが偏心**していた
- 上り坂を走行中、**自動でブレーキ**が誤作動し、急減速した。
  ⇒ 自動ブレーキの**レーダセンサの取付角度が設計値より下向き**になっていた。

⇨ **現在の車検では検出できない不具合**

諸外国の状況

EU

- 加盟国に対して**電子装置**を含めた検査実施を推奨（EU指令 2014/45EU）。
- **ドイツ**では2015年よりOBDを用いた検査を開始、段階的に拡大中。

米国

33の州・地区においてOBDを活用した**排出ガス検査**を実施中。

車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車検査手法

車載式故障診断装置（OBD）とは

最近の自動車には、電子装置の状態を監視し、故障を記録する**「車載式故障診断装置（OBD：On-Board Diagnostics）」**が搭載されている。

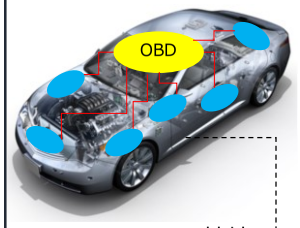

記録された故障コード（DTC）は、**スキャンツール**を接続することにより読取可能。

接続

OBDを活用した自動車検査手法

自動車メーカー

提出

- 故障コード読出に必要な技術情報（**ECU情報**）
- 保安基準不適合の故障コード（**特定DTC**）

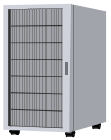

（独）自動車技術総合機構において、「ECU情報」、「特定DTC」を一元管理し、全国の車検場、整備工場へ提供。

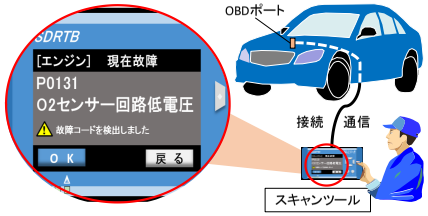

車検時

特定DTC を検出した場合は不合格

対象車両・装置及び検査開始時期

対象

2021年以降の新型の乗用車、バス、トラック※1

①運転支援装置※2
アンチロックブレーキシステム（ABS）、横滑り防止装置（ESC）、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報

②自動運転機能※2
自動車線維持、自動駐車、自動車線変更など

③排ガス関係装置

検査開始時期

2024年※3

※1 型式指定自動車・多仕様自動車に限る。輸入車は2022年以降の新型車
※2 保安基準に規定があるものに限る。
※3 輸入車は2025年

別添

国自技第１８４号
令和２年１月１０日

定期点検整備促進協議会代表
一般社団法人　日本自動車整備振興会連合会
会　長　竹林　武一　殿

国土交通省自動車局長　一見　勝之

自動車の前面ガラスへ貼付するステッカーの指定について

標記について、道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）第２９条第４項第７号の規定に基づき、下記により国土交通大臣の指定が行われたので通知します。

記

１．指定物件
普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）、軽自動車（二輪自動車を除く。）及び大型特殊自動車の定期点検整備促進運動に使用するステッカー

２．貼付位置
車室内から見て、前面ガラス左側上部隅（ただし、左ハンドル車にあっては右側上部隅）の位置に１枚
この場合において、ステッカーの認識が困難となるときは、可能な限り上部とすることとして、認識が可能となる位置まで下方にずらすことを可とする。

３．貼付期間
令和３年１月１日から令和５年１月３１日

４．貼付するステッカー
別紙２のとおり

５．管理要領
別紙１及び別紙３のとおり

別　紙　1

定期点検整備促進対策要綱

1．目　的

自動車の適正な点検・整備を通じて、自動車の安全を確保し、公害の防止及び環境の保全を図るため、本要綱により定期点検整備の実施の普及および促進を図る。

なお、本運動は、自動車点検整備推進運動と連携して実施するものとする。

2．実施期間

令和２年４月１日より令和３年３月３１日までとする。

なお、次年度においても、本取組を継続して実施する予定。

3．普及・促進対策

1)　自動車使用者に対する保守管理意識高揚のためのＰＲ

2)　自動車使用者に対する自動車の構造および点検・整備に関する知識の向上促進

3)　自動車分解整備事業者等における点検・整備にかかわる受入体制の充実促進

4)　点検整備済ステッカー（以下「ステッカー」という。）の貼付

4．実施要領

1)　自動車使用者に対するＰＲ

自動車使用者に対し、定期点検整備の必要性とその励行について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等マスメディアの活用とポスター、チラシ等の配布及びホームページによりＰＲする。

また、日整連等は、マイカー点検キャンペーン等の各種イベントを開催し、のぼり・横断幕を使用して、自動車の使用者に対し点検・整備の重要性を啓蒙する。

2)　自動車使用者に対する自動車の構造および点検・整備に関する知識の向上促進

自動車使用者に対し、自動車の構造、点検・整備の知識、認識の向上を図るため実車等を使用した点検教室等を開催する。

3)　自動車分解整備事業者等における点検・整備にかかわる受入体制の充実促進

自動車分解整備事業者等は、自動車使用者に対して定期点検整備の実施時期をダイレクトメール、電話、訪問等により連絡するとともに、点検・整備時に整備内容、料金等の説明を十分に行い、自動車使用者が整備事業場等を利用しやすいようにする。

また、日整連等は、整備技能コンクール等を開催し、自動車分解整備事業者等の接客マナーおよび技能の向上等受入体制の向上を図る。

4)　ステッカーの貼付等

定期点検整備を実施した自動車の前面ガラスに点検整備済を示すステッカーを貼付することにより、点検整備実施事業場名等を表示し、実施責任を明らかにするとともに、車両内外から容易に判別することで、自動車使用者、整備事業者及び整備管理者等に次回の定期点検整備時期を知らせることによって、定期点検整備の実施の励行を促進する。

(1)　ステッカーの貼付対象車種

普通自動車
小型自動車（二輪車を除く）
軽自動車（二輪車を除く）
大型特殊自動車

(2)　ステッカーの貼付

(イ)　ステッカーは、自動車分解整備事業者、新車販売事業者および特定給油所等が、次の場合に当該自動車に貼付する。

①　自動車分解整備事業者が定期点検整備を確実に行ったとき。
②　新車販売事業者が新車の販売にあたり納車整備を行ったとき。
③　特定給油所等が自家用貨物自動車の６カ月点検・整備または自家用乗用自動車であって、４輪主ブレーキおよび駐車ブレーキがすべてディスク･ブレーキである自動車の１２カ月点検・整備（「自動車点検基準」の「自家用貨物自動車等の定期点検基準」または「自家用乗用自動車等の定期点検基準」により行うものに限る。）を確実に行ったとき。

(ロ)　ステッカーは、車室内から見て前面ガラス左側上部（左ハンドル車にあっては右側上部）に１枚を貼付するものとし、運転者の視野を妨げず、検査標章の貼付を妨げない位置に貼付する。

この場合において、ステッカーの認識が困難となるときは、可能な限り上部とすることとして、認識が可能となる位置まで下方にずらすことを可とする。

(ハ)　ステッカーは、(イ)の整備を実施した事業者が(ロ)の位置に確実に貼付するものとし、自動車に貼付しないで自動車使用者等にステッカーを配付してはならない。

(ニ)　事業者がステッカーを自動車の前面ガラスに貼付できる期間は、それぞれ以下のとおりとする。

２年用ステッカー：平成３１年１月１日～令和２年９月３０日
３年用ステッカー：令和２年１月１日～令和３年９月３０日
４年用ステッカー：令和３年１月１日～令和４年９月３０日

(ホ)　ステッカーを自動車の前面ガラスに貼付しておける期間は、それぞれ以下のとおりとする。

２年用ステッカー：平成３１年１月１日～令和３年１月３１日
３年用ステッカー：令和２年１月１日～令和４年１月３１日
４年用ステッカー：令和３年１月１日～令和５年１月３１日

(3)　ステッカーの剥離

(イ)　次回の定期点検整備時期を経過したステッカーは必ず剥がすこと。また、その旨を自動車使用者等に周知徹底すること。

(ロ)　貼付しておける期間を経過したステッカーをそのまま貼付していると保安基準違反となることを自動車使用者等に周知徹底すること。

(4)　ステッカーの様式

ステッカーの様式は、別紙のとおりとする。

(5)　ステッカーの管理

各ステッカー取扱い団体および事業者は、配付台帳を備え、厳正な管理を行う。

なお、不適正な管理を行った場合にはステッカーの配付を停止することができるものとする。

(6)　ステッカーの再交付

自動車ユーザーから、フロントガラスの破損等により、ステッカーの再交付を求められた場合は、当該自動車の定期点検整備を実施した事業場に限り、上記（２）（ホ）の期間内において再交付することができるものとする。

５．定期点検整備促進協議会の構成

1)　定期点検整備促進協議会は、下記の中央団体をもって構成し、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会をもって代表団体とする。

一般社団法人　日本自動車整備振興会連合会
一般社団法人　日本自動車工業会
一般社団法人　日本自動車販売協会連合会
一般社団法人　全国軽自動車協会連合会
一般社団法人　日本自動車連盟
一般社団法人　全国自家用自動車協会
公益社団法人　日本バス協会
公益社団法人　全日本トラック協会
一般社団法人　全国ハイヤー・タクシー連合会
一般社団法人　日本中古自動車販売協会連合会

2)　地方の定期点検整備促進協議会は、中央に準じた構成とし、自動車整備振興会をもって代表団体とする。

６．定期点検整備促進協議会の事務局

1)　中央の事務局は、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会とし、地方は各都道府県自動車整備振興会とする。

2)　事務局は、次の業務を行う。

(1)　定期点検整備促進協議会の開催
(2)　ステッカーの発行（中央に限る）および配付
(3)　その他本要綱の実施のために必要な業務

7．そ　の　他

1)　本要綱は、定期点検整備促進協議会が関係行政省庁の指導を得て推進する。

2)　ＰＲに当たっては、「定期点検整備促進協議会」の名称を用いて行うよう努める。

3)　本要綱の実施のため必要な事項であって本要綱に特段の定めのないものについては、中央および地方の定期点検整備促進協議会で別途定める。

別　紙　2

点検整備済ステッカー（令和４年用）の仕様及び様式等

○図柄（例）及び寸法は次の通り。

（表）

（裏）

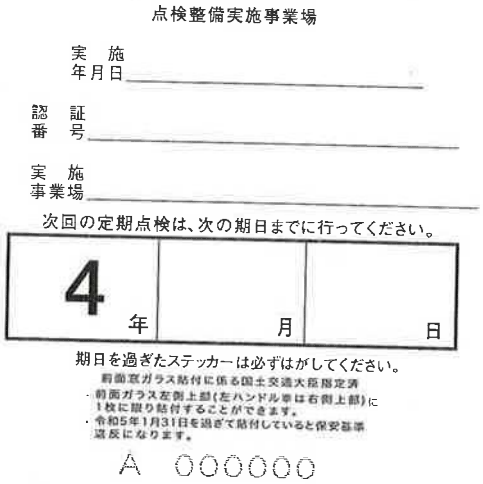
点検整備実施事業場

実　施
年月日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

認　証
番　号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

実　施
事業場＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次回の定期点検は、次の期日までに行ってください。

4 年	月	日

期日を過ぎたステッカーは必ずはがしてください。

前面窓ガラス貼付に係る国土交通大臣指定済
・前面ガラス左側上部（左ハンドル車は右側上部）に1枚に限り貼付することができます。
・令和5年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。

A　000000

○事業者が前面ガラスに貼付できる期間

①	自家用乗用車	令和3年　1月1日～令和3年12月31日
②	自家用貨物車	令和3年　7月1日～令和4年　6月30日
③	事業用自動車	令和3年10月1日～令和4年　9月30日

○前面ガラスに貼付していてよい期間

①	自家用乗用車	令和3年　1月1日~令和5年1月31日
②	自家用貨物車	令和3年　7月1日~令和5年1月31日
③	事業用自動車	令和3年10月1日~令和5年1月31日

別　紙　3

定期点検整備促進対策の目的及び使用するステッカーの取扱いについて

1．目　　的

定期点検整備の普及と実施の徹底を図り、車両の安全を確保するとともに、排出ガス防止対策を促進する。

2．対象車両

普通自動車、小型自動車（二輪車を除く）、軽自動車（二輪車を除く）及び大型特殊自動車。

3．貼 付 者

自動車整備事業者、新車販売事業者及び特定給油所等。

4．貼付方法

車室内より見て前面ガラス左側上部（但し、左ハンドル車にあっては右側上部）で運転者の視野を妨げず、また検査標章の貼付を妨げない位置に１枚を次回点検月を残して貼付する。

この場合において、ステッカーの認識が困難となるときは、可能な限り上部とすることとして、認識が可能となる位置まで下方にずらすことを可とする。

5．はく離者

自動車使用者（または所有者）及び３項に掲げる者。

6．はく離方法

手等ではく離する。

7．運行経路

対象車両が全国的に散在した車両であるため、特に定めた経路はない。

プレスリリース
令和元年１０月１５日

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

ー 審査事務規程の一部改正について（第 25 次改正）ー

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和元年 10 月 15 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

[WP29 第 176 回及び第 177 回会合関係]

○　座席ベルト等に関し、「座席ベルトに係る協定規則（第 16 号）」の改正に伴い、同規則第 8 改訂版を適用することとします。[6-41、7-41]

対象車：令和 2 年 9 月 1 日以降の新型車
令和 4 年 9 月 1 日以降の継続生産車

○　座席の取付け装置に関し、「座席、座席取付装置及び頭部後傾抑止装置に係る協定規則（第 17 号）」の改正に伴い、同規則第 9 改訂版を適用することとします。[7-39]

対象車：令和 2 年 9 月 1 日以降の新型車
令和 4 年 9 月 1 日以降の継続生産車

○　灯火等に適用される協定規則が、新たに採択された 3 法規に統合されることに伴い、6-62～6-96、7-62～7-64 において規定する協定規則について、「信号灯火の統一規則に係る協定規則（第 148 号）」、「照射灯火の統一規則に係る協定規則（第 149 号）」又は「反射器の統一規則に係る協定規則（第 150 号）」を適用することとします。[6-62～96、7-62～64]

○　車両総重量が 8t を超える貨物自動車等に側方衝突警報装置を備えなければならないこととします。[6-98 の 4、7-98 の 4、8-98 の 4]

対象車：令和 4 年 5 月 1 日以降の新型車
令和 6 年 5 月 1 日以降の継続生産車

２．その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
(https://www.naltec.go.jp/)

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

プレスリリース
令和２年３月31日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

ー 審査事務規程の一部改正について（第28次改正）ー

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第１項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和２年４月１日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．「敷地等における秩序維持等」の明確化

○　的確で厳正かつ公正な審査業務を行うための環境を確保していく観点から、検査担当者等への相談や質問等の禁止について明確化を行います。[4-1]

２．道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

○　原動機を停止した状態の自動車において乗降口に備える扉の施錠又は解錠と連動して作動する灯火（アンサーバック機能を有する灯火）を制限しないこととします。[1-3,6-92,7-92,8-92]

対象車：全車

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
(https://www.naltec.go.jp/)

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

プレスリリース
令和２年６月12日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

ー 審査事務規程の一部改正について（第30次改正）ー

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第１項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和２年６月12日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

【自動運行装置関係】

○　自動運行装置は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関する基準に適合するものでなければならないこととします。[6-104、7-104、8-104]

対象車：自動車の製作年月日にかかわらず、自動運行装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）

【電気装置関係】

○　自動運行装置を備える自動車の電気装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならないこととします。[7-25、8-25]

・サイバーセキュリティを確保できるものとして、性能に関する基準
・当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変できるものとして、機能及び性能に関する基準

【座席関係】

○　協定規則第80号に対応する自動車に備えられた座席（主に大型バスの客席）について、自動車の衝突を想定した場合等に座席が走行方向に移動することを防止できるよう車両構造に確実に取付けられていない場合には、乗員保護及び座席の取付方法の試験について静的試験を禁止することとします。[7-39]

対象車：令和３年９月１日以降の新型車
令和４年９月１日以降の継続生産車

２．その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
（https://www.naltec.go.jp/）

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和2年2月4日

運転者の視野遮へい物の装着禁止について

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等が令和2年1月31日付けで改正され、運転者の視野の一部を遮へいする板状のものに関する装着禁止規定が明確化されました。

これらについては、令和2年1月31日以降、自動車の製作された日を問わず次に掲げる自動車に適用されますのでお知らせします。

■対象となる自動車

- ●乗車定員11人以上の乗用自動車
- ●車両総重量3.5t超の貨物自動車
- ●大型特殊自動車

■装着していると基準不適合となる板状のものの例

- ●前面窓ガラス下部に装着するもの（窓ガラスへの接触状態を問わず）
- ●ワイパーに取付ける羽
- ●ワイパーを保護するカバー類

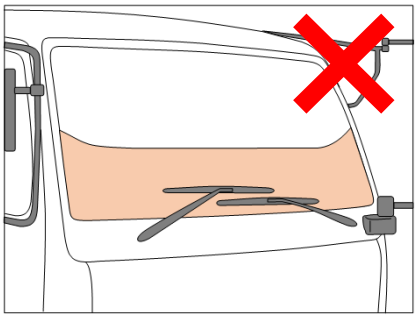

※窓ガラス下部の板

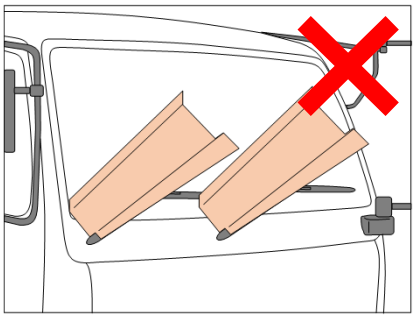

※ワイパー羽

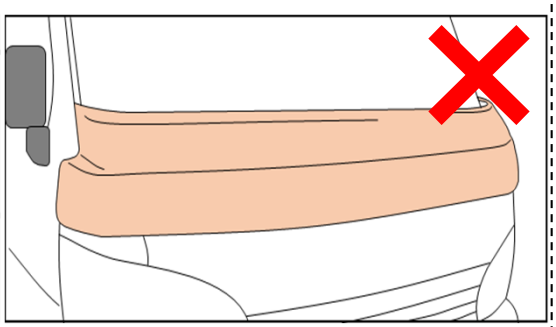

※ワイパーを保護するカバー類

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

掲示期限　令和3年2月4日

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和2年6月12日

二輪自動車等の前照灯審査について、すれ違い用前照灯の審査方法を規定します

二輪自動車及び側車付二輪自動車（次の①及び②掲げるものに限る。）にあっては、前照灯試験機による審査方法を、現在の走行用前照灯による審査方法からすれ違い用前照灯による審査方法へ変更します。

① 平成27年6月1日以降に製作された自動車であって、UN R98、UN R112又はUN R113に適合するもの

② 令和2年10月１日以降に製作された自動車

ただし、すれ違い用前照灯による審査方法のための設備・体制整備が整うまでの間、現在使用している走行用前照灯試験機により審査を行うことができるものとします。

本改正の適用日：平成31年10月1日～

（なお、平成31年4月1日以降すれ違い測定を希望される場合は検査官にお問い合わせください）

◆すれ違い用前照灯の審査基準　【概要】

（1）次図に掲げる範囲にカットオフライン又はエルボー点があること。

（2）光度測定点における光度が3,200cd以上あること。

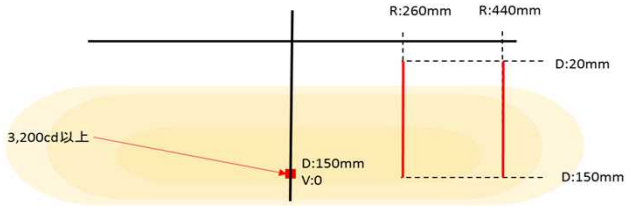

水平カットオフラインを有するもの

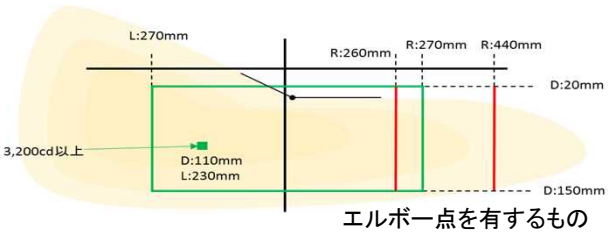

エルボー点を有するもの

◆ただし、設備・体制整備が整うまでの間は

（1）現在行っている走行用前照灯による審査方法でも可能です。

（2）現在使用している前照灯試験機により計測可能な範囲にて審査を行い、次の①及び②に適合するものは「すれ違い用前照灯の審査基準」に適合するものとします。※当該審査を希望する場合は必ず検査官に申し出てください。

①すれ違い用前照灯のカットオフラインが前照灯の照明部中心面の水平面以下であること。

②すれ違い用前照灯の最高光度点の光度が5,000cd以上であること又は走行用前照灯の最高光度点の光度が15,000cd以上であること。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

掲示期限　令和3年6月12日

二輪自動車等のすれ違い用前照灯審査の設備・体制整備が整うまでの間の措置フロー

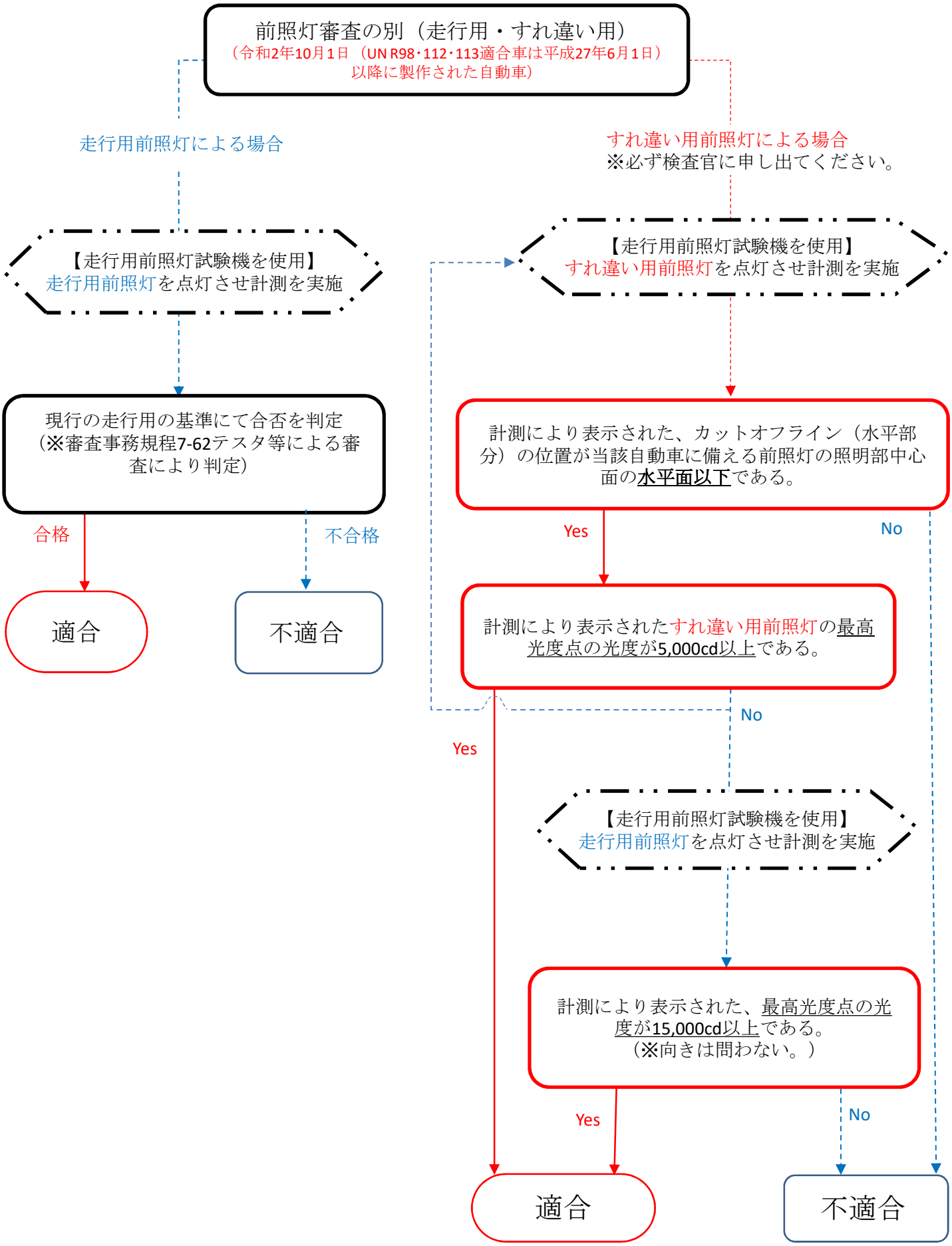

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和2年6月12日

並行輸入自動車にかかる届出書が変更になります

並行輸入自動車にかかる事前書面審査の届出において、令和2年10月以降に届出されるものから次の点が変更になりますので、お知らせします。

① 並行輸入自動車届出書（第1号様式（その2））が変わります。

→ 新たな様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能ですのでご活用ください。

② 自動運行装置が備えられている自動車は、第1号様式（その2）「自動運行装置」欄の有無のいずれかに届出される方が必ず○（マル）印を付すこととなります。

■並行輸入自動車の届出書様式のダウンロードURL

https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html

トップページを
下方にスクロール

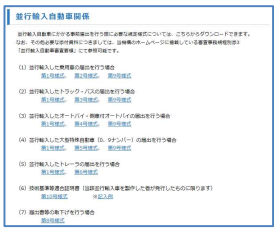

左から2番目の
アイコンをクリック

※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

掲示期限　令和3年6月12日

自動車技術総合機構からのお知らせ

～秩序維持のための遵守事項について～

自動車機構の敷地等において、秩序を維持する観点から、受検者等の方は次の事項を遵守してください。

遵守しない場合は、必要に応じて、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察へ通報するなどの、厳正な措置を行います。

① 検査担当者等に対し、暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。
② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。
③ 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。
④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。
⑤ 受検車両の運転者（1 名に限る。）以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。
⑥ 敷地等において、検査担当者等の許可なく自動車を 4km/h を超える速度で運行しないこと。また、急発進や急停止をしないこと。
⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。
⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。
⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。
⑩ 検査担当者の許可なく検査機器、検査設備等を使用しないこと。
⑪ 凶器、爆発物等の危険物（自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。）、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。
⑫ 検査担当者の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。
⑬ 現車審査中の検査担当者又は事前書面審査の窓口担当者に対して、検査担当者等の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関すること以外の内容について話しかけないこと。
⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。
⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。
⑯ 検査担当者の許可なく審査中又は敷地等に所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。
⑰ 審査中又は敷地等に所在している間は、喫煙しないこと。
⑱ 検査担当者の許可なく敷地等の撮影、録画又は録音をしないこと。
⑲ 検査担当者等が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。
⑳ その他審査業務上又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。

自動車技術総合機構からのお知らせ

～検査実施のための遵守事項について～

自動車機構の敷地等において、的確で厳正かつ公正な検査を実施する観点から、受検者等の方は次の事項の遵守をお願いします。

遵守しない場合は、審査を中断します。また、必要に応じて、警察へ通報するなどの厳正な措置を行うことがあります。

① 受検車両については次に掲げる状態とすること。
　ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態
　イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態
　ウ 排気管にプローブが挿入できる状態
　エ 荷台等に物品等が積載されていない状態
　オ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態
　カ 窓ガラスが取外されていない状態
　キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態
　ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態
　ケ 走行距離計は総走行距離（オドメータ）を表示した状態
　コ エンジンルーム内の審査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け又はキャビンを上げて支持棒等により保持した状態
　サ 窓ガラスの審査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態
　シ 寸法及び重量を計測する場合にあっては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外した空車状態
　ス 脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態
　セ 軽油を燃料とする自動車にあっては、アクセルペダルのストッパボルト又はアクセルワイヤの造等により当該原動機の最高回転数を一時的に低下させていない状態
　ソ 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって積載物の飛散を防止するための装置を装着している場合には、次に掲げる状態（審査事務規程 7-6-1(1)④に定める安定性の審査を除く。）
　　（ア） 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態
　　（イ） 積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態
　　（ウ） （ア）又は（イ）に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあっては、荷台内側方向に格納させた状態
② 受検車両の検査コース又は審査場所について、検査担当者からの指示があった場合にはその指示に従うこと。
③ 受検中は自動車検査票を保持すること。
④ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
⑤ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止（ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。）を行うこと。
⑥ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプローブを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上昇を行わないこと。
⑦ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
⑧ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
⑨ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスタ等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
⑩ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
⑪ 検査コースでの審査が終了又は中断したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄ること。また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を運輸支局等の窓口に提出すること。
⑫ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。
⑬ 3 次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
⑭ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
⑮ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
⑯ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。

1. 協会の業務等

（１）業務内容

1. 軽自動車の検査事務
2. 検査対象軽自動車に係る自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務
3. 検査対象軽自動車に係る軽自動車税の納付の確認の事務
4. 検査対象軽自動車に係る自動車損害賠償責任保険の契約又は自動車損額賠償責任共済の契約の締結の確認の事務
5. 前各号の業務に付帯する業務
6. 前各号に掲げるもののほか、軽自動車検査協会の目的を達成するために必要な業務

（２）事務所所在地等

事務所	〒	所在地	ＴＥＬ
香川主管事務所	769-0103	高松市国分寺町福家甲１２５８番地１８ （国分寺流通センター内）	050-3816-3122
徳島事務所	771-1156	徳島市応神町応神産業団地１番地３	050-3816-3123
愛媛事務所	791-1112	松山市南高井町１８１４番地の２	050-3816-3124
高知事務所	781-0270	高知市長浜３１０６番地２	050-3816-3125

（３）業務受付時間

窓口　午前８時４５分から１１時４５分まで、午後１時から４時まで

検査　午前９時から１２時まで、午後１時から４時まで

（土・日・祝日、１２／２９～１／３は休業）

（４）ユーザー車検予約システム（平成２７年１月３０日～）

〇パソコン（インターネット）、スマートフォン、

第３世代以降の機種による携帯電話（WEB）での検査予約

https://www.kei-reserve.jp/

〇固定電話での検査予約（音声案内に従って検査の予約を行います。）

香川主管事務所　050-3818-8669

徳島事務所　050-3818-8670

愛媛事務所　050-3818-8671

高知事務所　050-3818-8672

※ インターネット予約、電話予約とも初回予約時に利用者情報の登録（アカウント登録）が必要です。

軽自動車検査協会香川主管事務所
ご　　案　　内

名称：軽自動車検査協会
　　香川主管事務所

住所：香川県高松市国分寺町
　　福家甲1258－18

TEL：050－3816－3122

FAX：087－870－6596

検査予約：050－3818－8669

ホームページ
http://www.keikenkyo.or.jp

軽自動車検査協会徳島事務所
ご　案　内

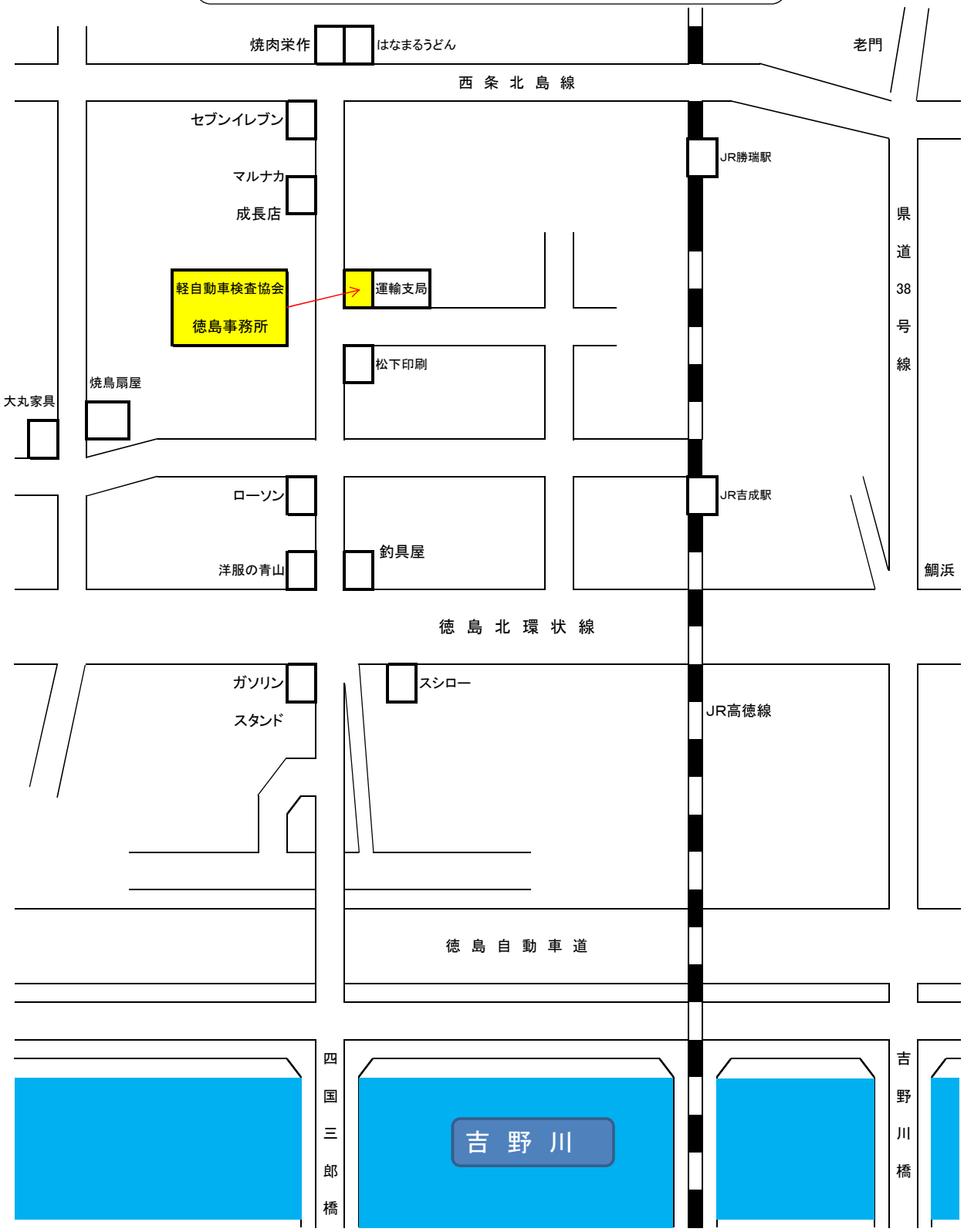

名称：軽自動車検査協会　徳島事務所
住所：徳島県徳島市応神町応神産業団地1－3
TEL：050－3816－3123
FAX：088－683－3646
検査予約：050－3818－8670

軽自動車検査協会愛媛事務所
ご　　案　　内

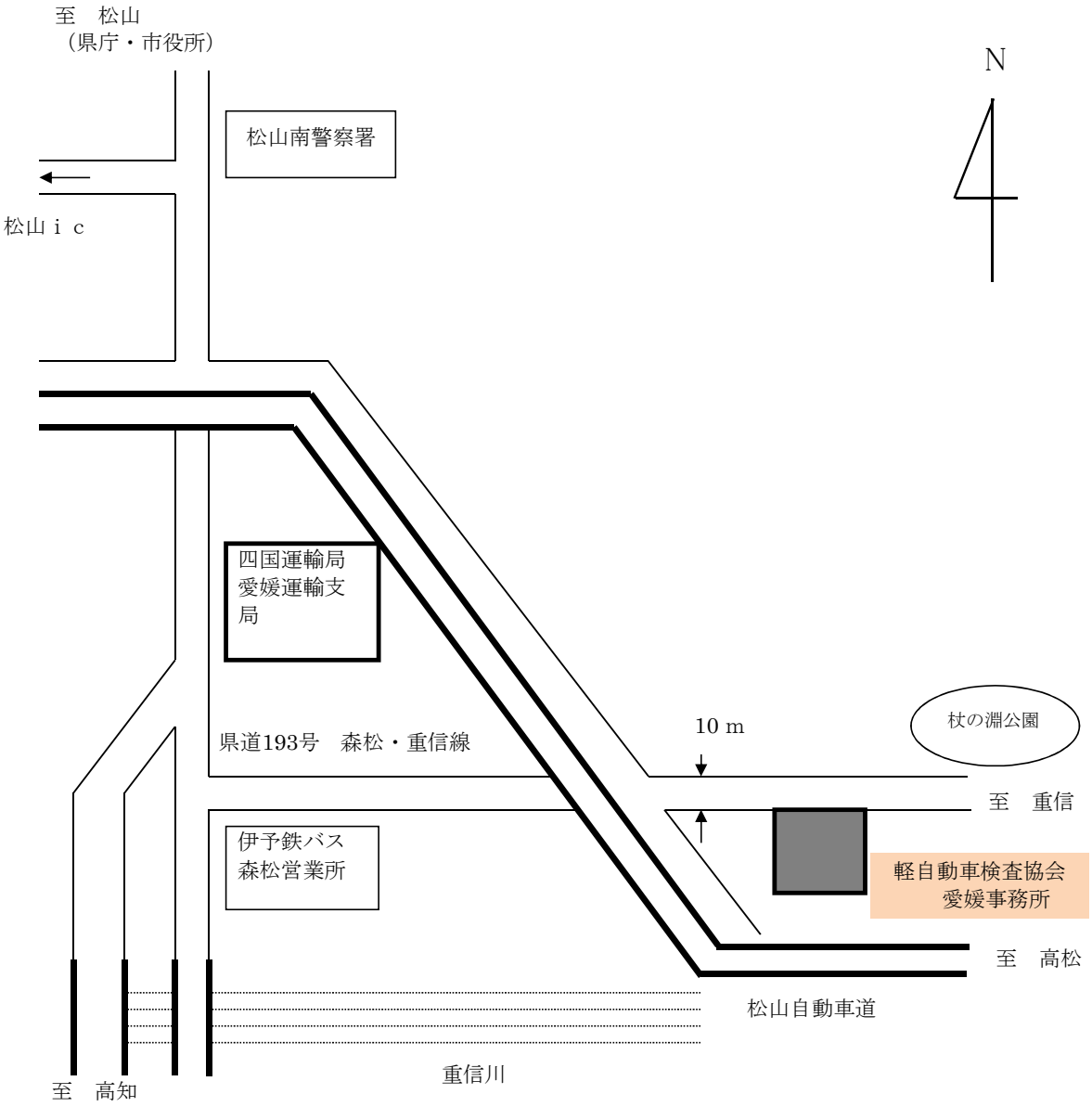

名称：軽自動車検査協会　愛媛事務所
住所：愛媛県松山市南高井町1814－2
TEL：050－3816－3124
FAX：089－905－9782
検査予約：050－3818－8671
ホームページ
http://www. keikenkyo. or. jp

軽自動車検査協会高知事務所
ご　　案　　内

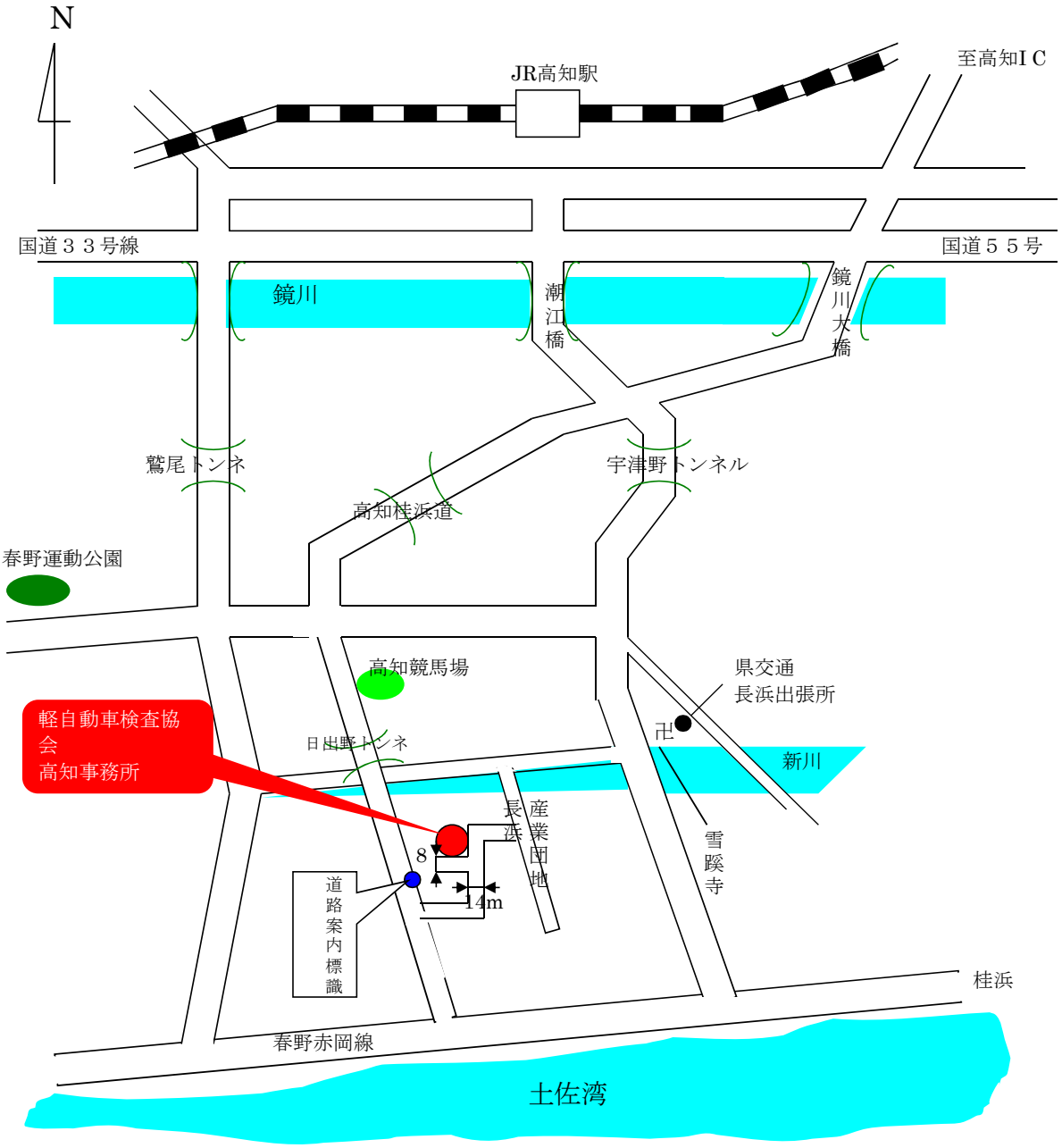

名称：軽自動車検査協会 高知事務所
住所：高知県高知市長浜3106－2
TEL：050－3816－3125
FAX：088－837－9762
検査予約：050－3818－8672
ホームページ

軽自動車検査協会からのお知らせ

平成26年10月1日（水）より

軽自動車検査協会の各事務所の電話番号が変わります。

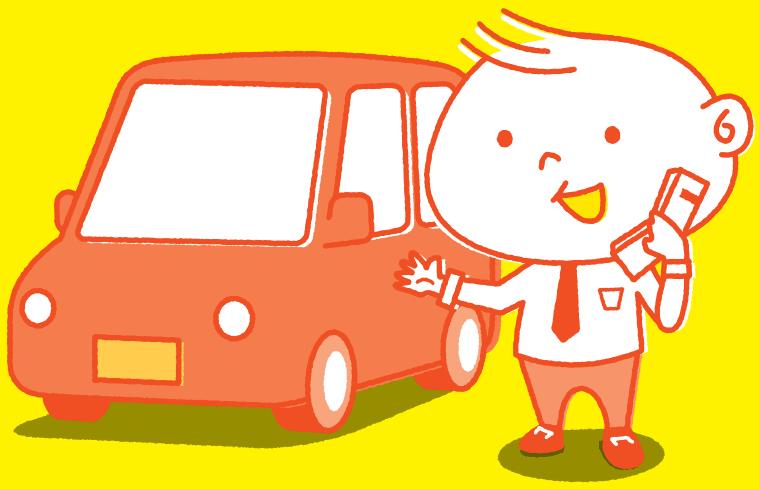

事務所へおかけになった電話は、
コールセンターにてお受けいたします。

香川主管事務所管内
コールセンター電話番号一覧

受付時間　8:30～17:00　休業日　土・日・祝日・12/29～1/3

香川主管事務所	☎050-3816-3122
徳島事務所	☎050-3816-3123
愛媛事務所	☎050-3816-3124
高知事務所	☎050-3816-3125

構内・検査コースの
事故防止について

お　願　い

車台番号及び原動機型式の確認の際は、エンジンを停止させ、受検される方がボンネットを開閉し、支持棒によりボンネットを支持させるようにお願いいたします。

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

お　願　い

リフトの上昇中及び下降中、下回り検査時は、エンジンを停止して下さい。

また、リフトが完全に下降するまでは、エンジンをかけないで下さい。

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

排気ガス検査時のプローブ保持具の使用について

検査場において、排気ガス測定中にアクセルとブレーキを踏み間違えた後続車両と検査車両との間に受検者がはさまれる事故が発生しております。同様の事故を回避するためにプローブ保持具の使用をお願いしております。プローブを保持具に固定したまま排気管（マフラー）に挿入し、測定完了まで万が一追突されても安全な位置（車の横など）で待機して下さい。排気ガス検査終了後は、プローブ保持具を所定の位置に戻してください。

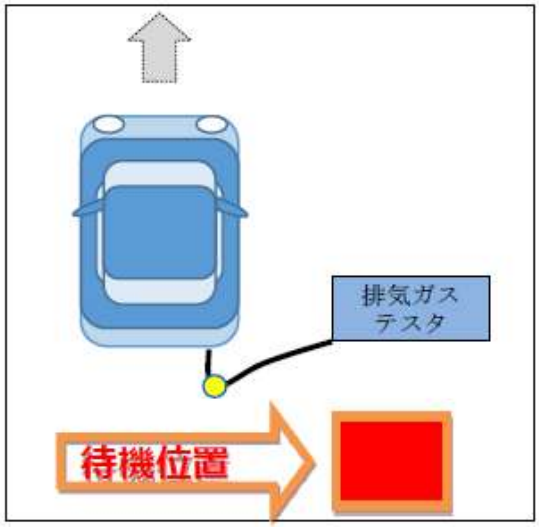

排気管へ挿入しにくい場合は、プローブ挿入補助具をご使用ください。

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

お　知　ら　せ

外観検査時、エンジンチェックランプの状態を確認します。

例

1. 電源投入時に警報を発するもの
2. 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止するもの
3. 発する警報を運転席において容易に判断出来るもの

1～3を全て満たす事が必要になります

〔OBD規制〕

当該装置の機能に支障が生じた時にその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えものであること。なお、次に、掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。

イ、　電源投入時に警報を発しないもの
ロ、　電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの
ハ、　発する警報を運転席において容易に判断できないもの

適用年月日

乗　用

新型自動車	適用除外	平成12年10月1日～ 適用（OBD）	平成20年10月1日～ 適用（OBDⅡ）
継続生産車	適用除外	平成14年9月1日～ 適用（OBD）	平成22年9月1日～ 適用（OBDⅡ）

貨　物

新型自動車	適用除外	平成14年10月1日～ 適用（OBD）	平成20年10月1日～ 適用（OBDⅡ）
継続生産車	適用除外	平成15年9月1日～ 適用（OBD）	平成22年9月1日～ 適用（OBDⅡ）

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

お願い～検査時車両状態について～

1.荷台等に**物品等が無い状態**で受検して下さい。

2.後部座席・荷室等が確認しやすい状態で
受検してください。

皆様のご協力をお願いいたします。

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

平成29年1月19日

お　知　ら　せ

警告灯が点灯又は点滅している自動車について

異常等が生じている自動車については修理後に検査することを明確にするため、「検査時における車両状態」として以下の事項を規定しました。

平成２９年２月以降、これに該当しない受検車両については検査を行わないよう規定いたしましたので、確実に修理をした後に受検していただきますようよろしくお願いいたします。

●「検査時における車両状態」とは次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。

１．空車状態（積載物がない状態）の自動車に運転者１名が乗車した状態であること。

２．原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。

①前方エアバック

（例）

②側方エアバック

（例）

③ブレーキ

（例）

④ＡＢＳ

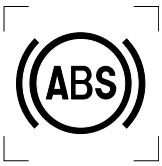

（例）

⑤原動機

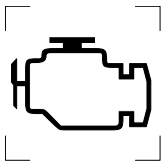

（例）

３．原動機の作動中において運転者席の運転者に警告するブザー類が継続して吹鳴していない状態であること。

４．受検車両に装着しているタイヤは応急用スペアタイヤでないこと。

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

受検者の皆様へ

「受検者の禁止事項」

【１】暴力、暴言等の行為を行わないこと及び暴力、暴言等の威圧的行為により検査担当者にその場での再検査、合格の判定等を強要しないこと。
【２】検査を受ける自動車の運転者（１名に限る）以外の者は入場しないこと。
【３】検査コース内は歩行速度以上の速度で通行しないこと。
【４】検査コース内で整備等しないこと。
【５】検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。
【６】座り込み、立ちふさがり又は自動車を放置しないこと。
【７】旗、のぼり、プラカード類を検査コース内に持ち込まないこと。
【８】拡声器等の放送設備を使用し、騒音を撒き散らさないこと。
【９】凶器、爆発物等の危険物を持ち込まないこと。
【１０】その他検査業務上又は検査場管理上支障となる行為をしないこと。

「受検に際しての指示事項」

【１】検査中は検査票を保持すること。
【２】下回り部分は泥等の付着がなく装置等の確認ができる状態とすること。
【３】車台番号及び原動機の型式の打刻は、汚れ等の付着がなく打刻文字等が確認できる状態とすること。
【４】排気管はプローブが挿入できる状態とすること。
【５】荷台等は物品等が積載された状態でないこと。
【６】座席、シートベルト、非常信号用具及び消火器等は確認できる状態とすること。
【７】窓ガラスは取り外された状態でないこと。
【８】全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップ、灯火器等に装着されているカバー等は取り外した状態とすること。
【９】エンジンルーム内の検査を行う場合は、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け、又はキャビンを上げて、支持棒等により保持した状態とすること。
【１０】運転者席及び助手席の側面ガラスの検査を行う場合は、窓ガラスを閉じた状態とすること。
【１１】検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
【１２】検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止（ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む）を行うこと。
【１３】受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
【１４】検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
【１５】検査機器の表示器による表示（音声案内を含む）又は検査担当者の指示に応じテスタ等への乗入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
【１６】記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
【１７】検査が終了した場合には、検査票に総合判定結果の記入を受け、所定の窓口に提出すること。
【１８】走行距離計は総走行距離（オドメータ）を表示した状態とすること。
【１９】検査担当者がエア・クリーナのカバーの取り外しを指示した場合は、当該カバーを取り外すこと。
【２０】画像取得装置を使用して画像の取得を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
【２１】検査担当者からの指示により牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
【２２】ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
【２３】トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置については、コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。
【２４】寸法及び重量を計測する受検車両は、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外し、空車状態とすること。

「不適切な補修の禁止等」

（１）軽自動車検査協会検査事務規程第4章から第5章の規定に基づく基準適合性審査にあたり、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

① 装置又は部品の取付け

ア 粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による取付け

イ 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法による取付け（指定自動車等において脱着を可能としているもの及び貨物の積みおろしのために一時的な取外しを要するものを除く。）

ウ 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある取付け

エ 走行装置の回転部分附近の車体（フェンダー等）にベルト類、ホース類、粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作され、当該目的のために貼付されたものを除く。）、紙類、布類、段ボール類、スポンジ類、発泡スチロールが取付けられているもの

オ 灯火器（審査事務規程7-62（8-62）から7-91（8-91）に規定する灯火等のうち装備義務があるものに限る。）の配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側表面上に確認できるもの（溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火器にあっては、当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く。）

② 装置又は部品の取外し

ア 緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火（赤色以外のものを含む。）であって、当該灯火に係る電球、全ての配線及び灯火器本体（カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。）が取外されていないもの

イ 不点灯状態にある灯火（審査事務規程7-62（8-62）から7-91（8-91）に規定する灯火等（反射器を除く。）及びその他の灯火をいい、アの灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球（光源）及び全ての配線が取外されていないもの

③ 装置又は部品の補修

ア 粘着テープ類（自動車用部品の補修を目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による補修

イ 灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの

ウ 空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口方向が変更されているもの

エ 排気管又は消音器に空き缶、軍手、布類、金だわし等、騒音防止を目的として設計・製作されたもの以外の異物が詰められているもの

オ 灯火器の照射方向の調整が、段ボール、木片等、照射方向の調整を目的として設計・製作されたもの以外の異物の挟込み、差込み又は取付けによる方法その他工具を用いない方法で行われているもの

平成３０年２月９日

お知らせ

すれ違い用前照灯（ロービーム）の計測手法を見直し

平成３０年６月１日から実施します。

平成10年9月1日以降に製作された自動車は、平成27年9月1日より原則としてすれ違い用前照灯の計測を行っていますが、当面の対策として検査機器による計測が困難な一部の自動車に対して走行用前照灯（ハイビーム）に切り替えて検査を実施しています。

今般、すれ違い用前照灯による検査の全面施行に向けた前段階として、計測手法及び「計測困難な軽自動車」を下記のとおりに変更することとします。

※対象自動車は、すれ違い用前照灯の適切な調整にご協力願います。

(1) すれ違い用前照灯の計測において、必ず右側及び左側の両方を計測します。

(2) (1) による計測の結果、不適合と表示された場合、次の①又は②に該当するものに限り照射光線が他の交通を妨げないものとして、「計測困難な自動車」とみなして走行用前照灯を計測することができるものとします。

(注：すれ違い用前照灯の全てが次に該当しない場合は、走行用前照灯の計測は行いません。)

①エルボー点の位置又はすれ違い用前照灯の照明部の中心より右方260mm及び右方440mmの鉛直線とカットオフラインが交わる位置（新ロジック※の計測位置）が当該照明部の中心を含む水平面より下方にあるもの。

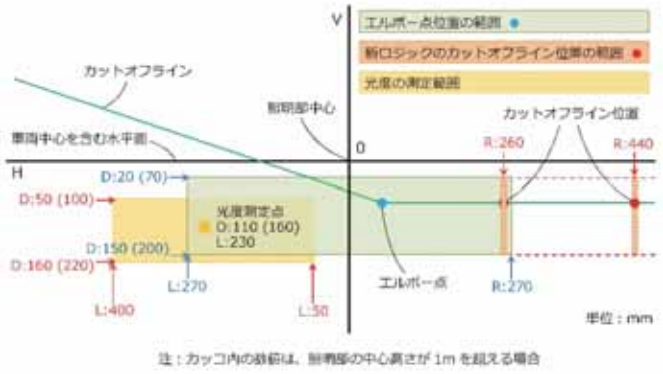

②配光の最も明るい位置が照明部の中心を含む水平面より下方にあるもの。（試験機が測定したカットオフラインではエルボー点を判断できない場合。）

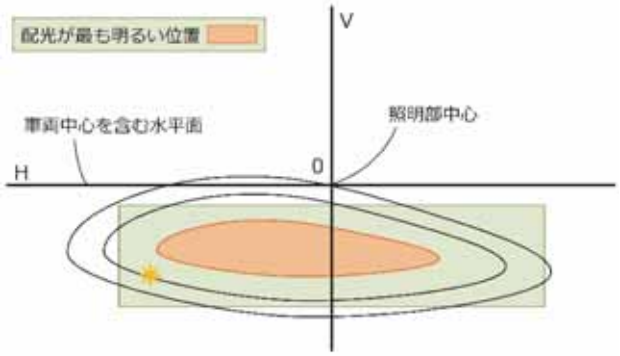

※新ロジックとは、対数方式を使用して明暗分岐点の上下位置のみを検出する手法。

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

検査コースにおける
前照灯試験機を用いた検査フロー

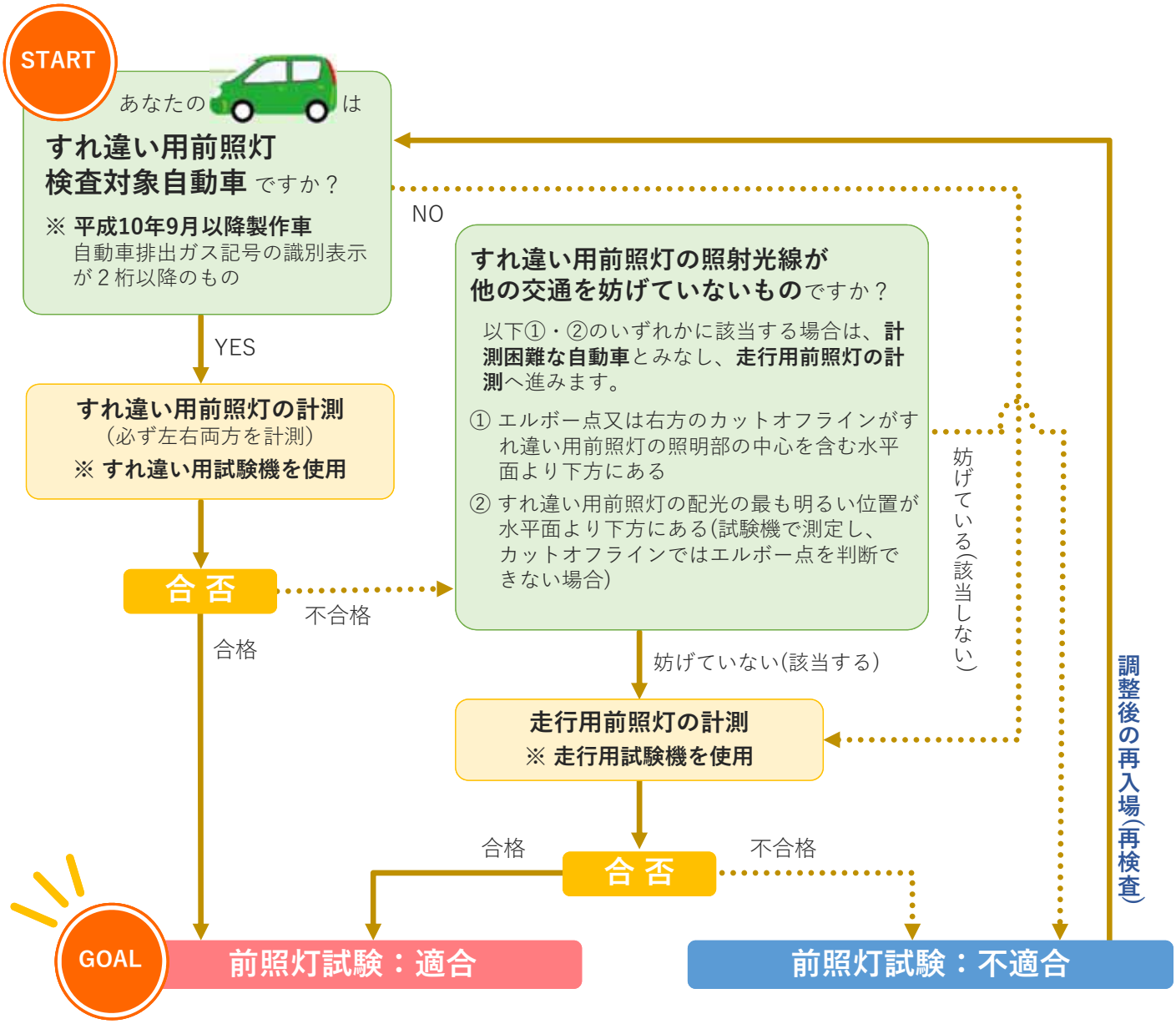

平成10年9月1日以降に製作された自動車

※ 対象自動車は、すれ違い用前照灯の適切な調整にご協力お願いします。

検査の高度化機器の本格運用を行います。
ご理解・ご協力をお願いいたします。
なお、検査は通常と変わりません。

○運用時間

全ラウンド（9時00分～16時00分）

○検査の受け方は変わるのか？

検査コース入り口でカメラによる車両番号標認識装置等により検査を実施します。
なお、検査の判定方法に変更はありません。

○検査の高度化機器とは？

検査結果を電子的に記録・保存するものです。これにより、以下のようなことができます。

- 車両不具合情報の収集・分析結果に基づく的確な検査の実施
- 二次架装などの不正改造車を排除
- リコールにつながる車両不具合情報を抽出
- 不正受検（検査票の改ざん、偽造等）を防止
- 将来的には、検査結果をより詳細に情報提供

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

軽自動車検査協会が目指す検査の高度化システムのメリット

安全・環境対策

不具合情報を分析して的確な検査の実施に反映	検査の質の向上	二次架装などの不正改造の防止	整備事業者へ車両の画像を提供	リコール発見に繋がる不具合の抽出
• 型式・装置毎のウィークポイントを重点的に検査する。	• 事務所間の再検率のバラツキに異常がないか観察する。 • 測定データを基に、検査機器の不具合を早期発見する。 • 検査機器の判定値を自動設定し、誤設定を防止する。	• 新規検査等で取得した画像等のデータを継続検査等において照合する。 • E/g載せ換え、車台番号偽造、構造等の同一性等で保留となった情報を再受検時に表示する。	• 国交省はH30年度に指定整備事業者に仕様変更した車両の画像データを提供する予定。	• 型式・装置毎の不具合を分析する。

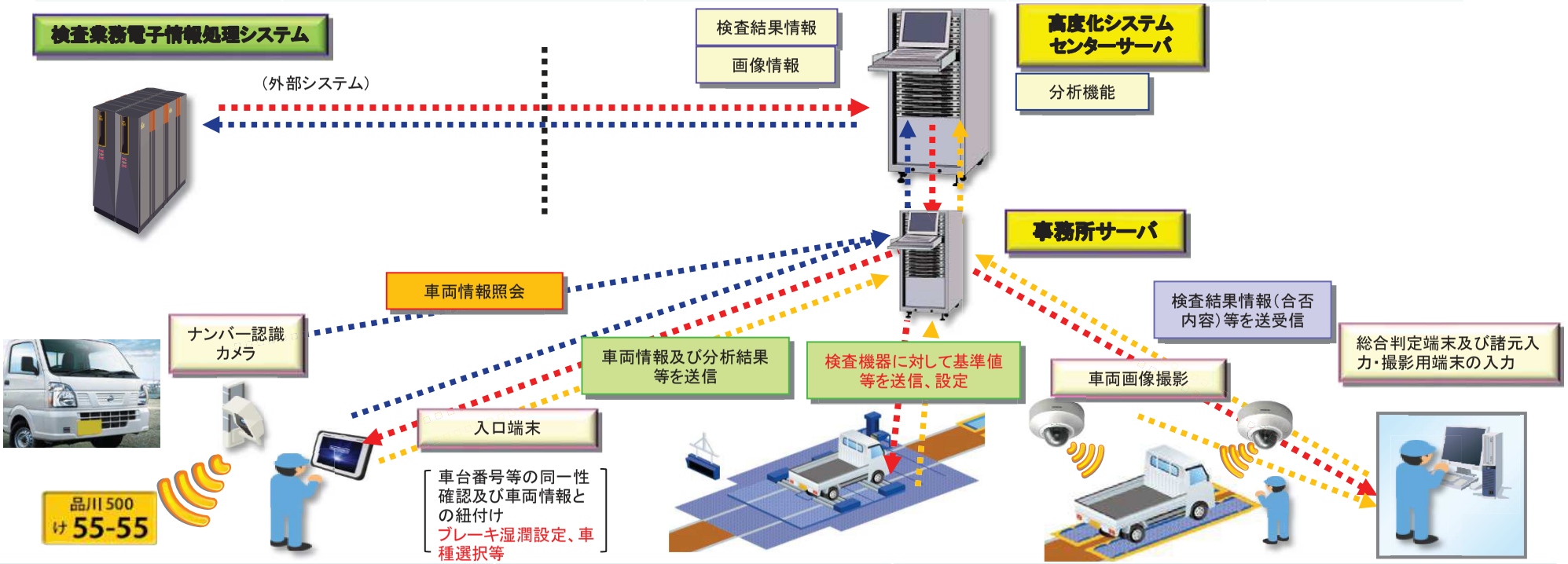

安全・環境対策

ユーザーの点検・整備意識の向上	不正受検の防止
• 受検車両の検査結果を通知する（現在、一部の事務所で試行中）。	• 電子化により、検査票の改ざんや替え玉受検などの不正行為を 防止する。

利便性向上

利用者利便の向上
• 検査結果を電子情報処理システムへ送信することによりペーパーレス化する。 • 機器に基準値を送信することで検査におけるボタン選択を不要とする。

職員支援

検査職員を支援
• 検査票をペーパーレス化する。 • タブレット端末により車両諸元入力や諸元参照を可能にする。 • 業務量集計業務の簡素化。 • ブレーキ湿潤切替、車種選択の簡素化。 • 検査に不具合があればデータ検索により速やかに対象車両を特定。

お知らせ

新規検査・予備検査・構造等変更検査の際に
諸元測定した車両については、写真撮影を
行いますので、ご協力お願いいたします。

軽自動車検査協会

〇軽自動車検査協会検査事務規程（抜粋）

昭和 48 年 9 月 26 日
協会規程第 16 号

最終改正 平成 29 年 3 月 28 日協会規程第 31 号

２－２１－１ 画像の取得及び保存

新規検査、予備検査及び構造等変更検査の検査において、提示された自動車（型式指定自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により検査証が返納された自動車であって、当該自動車に係る構造等に関する事項が完成検査終了証又は返納証明書（交付を受けているものに限る。）に記載された構造等に関する事項と同一であるものを除く。）の画像を画像取得装置を用いて、その取得及び保存を行うものとする。

また、画像の取得に際して、受検者が画像の撮影を拒否した場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する

２－２１－２ 改造部位等の画像の取得

（１）2-21-1 により取得した自動車の外観画像又は通知書の外観図等では改造部位等が不明な場合若しくは画像取得が困難な場合には、画像取得装置以外の汎用のデジタルカメラ（以下「デジタルカメラ」という。）により、当該自動車の当該部位を撮影し、これを当該自動車の電子データとして画像取得装置により取得した画像と一緒に保存する。

（２）新規検査、予備検査及び構造等変更検査の検査において、審査事務規程 7-100（8-100）に規定する鏡その他の装置を備えているもの（指定自動車等であって審査事務規程 7-100（8-100）に規定する鏡その他の装置に変更がないものを除く。）は、デジタルカメラにより、当該部位を撮影し、これを当該自動車の電子データとして画像取得装置により取得した画像と一緒に保存する。 なお、画像を保存する際には、当該自動車に備えている装置を撮影したものであることを十分に確認すること。

《軽自動車/車両番号標（ナンバー・プレート）の取付け注意！》

軽自動車の車検において、車両番号標（ナンバープレート）の取付け間違いが発見されました。

自動車販売店等にあっては、軽自動車の車両番号標（ナンバープレート）を取付ける際は、当該車の車台番号、自動車検査証の車台番号及び車両番号が同一であるか十分に確認し確実に取り付けをお願いします。

※ナンバープレートを取り付ける際には、必ず、
現車の車台番号
自動車検査証の車台番号
車両番号
が同一であるかを確認して下さい。

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

お知らせ

申請案内サイトの公開について

当協会に寄せられる、よくあるご質問にくわえて、手続きに必要な書類等をご案内する「手続きナビ」機能を追加した申請案内サイトを公開いたしました。

※手続きナビ・・・画面の質問にご回答いただくことで、正確な必要書類等をご案内する機能

当協会ＨＰよりアクセスできますので、ぜひご活用ください。

https://www.keikenkyo-faq.jp/

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

お願い～ＯＣＲの記載について～

平成２９年４月から保安基準適合証の電子化が開始されたことに伴い、関連するＯＣＲシートに証明書指示欄及び□チェックの欄が追加されました。

平成２９年４月からは、これまでどおり保安基準適合証の電子化を利用せずに新規検査、継続検査、予備検査（保安基準適合証のみ）、の申請を行う場合には、**証明書指示欄に以下に該当する番号を記載すること**となり、**電子化を利用する場合にはチェックの欄□にレが必要**となります。

つきましては、自動車検査証の交付等を円滑に行うため、**証明書指示欄に番号の記載をお願いします。**

＜電子保適証を利用しない場合＞

保安基準適合証の電子化を利用せずに、これまでと同様に申請される場合には、証明書指示欄に「１」を記載してください。

㊹証明書指示

1

1　保・自提出
2　保適証提出
3　自賠責提出

＜電子保適証を利用する場合＞

保安基準適合証を電磁的に提供した場合は下欄の□にチェック（レ）が必要です。

㊹証明書指示

記入しない

※ご不明な点は、窓口職員にお問い合わせください。

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

持込検査を受ける認証工場の皆様へ

平成31年4月から、軽自動車においても自動車（予備）検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記入をお願いいたします。

なお、<u>認証番号の記入は必須です。</u>

対象手続き

・新規検査（中古に限る）・予備検査（中古に限る）・継続検査

※構造等変更検査は対象外です。

新規検査・予備検査（軽第1号様式）

継続検査（軽専用第2号様式）

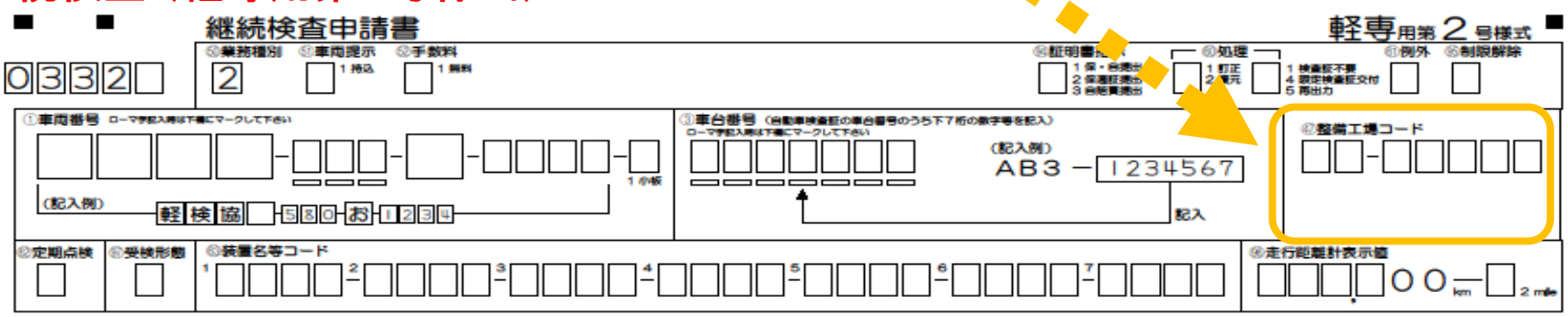

※指定工場で車検を実施した場合は、従来のとおり「指定番号」での記入になります。

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

2019年（令和元年）5月7日から 軽自動車OSSを継続検査開始しました。

軽自動車保有関係手続のワンストップサービス

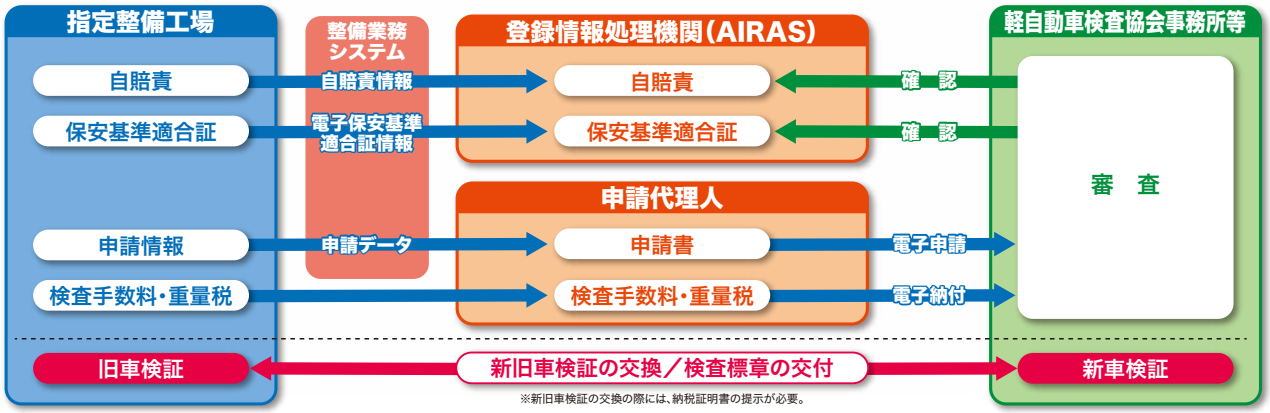

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization
お問い合わせ先：軽自動車OSS専用ダイヤル 電話：050-3364-0800
軽自動車OSSポータルサイト：https://www.k-oss.keikenkyo.or.jp

軽自動車を保有するためには、各種申請（検査申請、地方税申告等）と手数料・税の納付（検査手数料、自動車重量税、自動車取得税）が必要となります。これらの手続をインターネット上で一括して行うことによって、申請者の負担を軽減させる仕組みが「軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽自動車OSS）」です。なお、現時点では、地方税の申告等に関する手続は、軽自動車OSSの対象外となっています。

軽自動車OSS（継続検査）利用のメリット

1.申請手続

○紙の書類の書き損じと比べ、電子入力の場合、**訂正が圧倒的に容易。**

○**申請書類**（申請書、保適証、自賠責証、重量税納付書）**の提出・提示が不要。**

2.保安基準適合証等の電子化（添付書類の作成）

○手書きに比べ、保安基準適合証（保適証）等の**作成に要する時間が圧倒的に短縮**

（**紙と比較して1/3程度**　※「継続検査OSS導入の手引き（国土交通省）」より）。

○保適証管理簿の電子化により、**管理簿が自動で作成。**

3.検査手数料・自動車重量税の納付

○電子納付のため、自動車重量税の**印紙の購入・貼付（貼り直し）が不要。**

○印紙購入等のために現金等を持ち歩く必要がなくなり、**盗難・紛失のリスクを回避。**

4.事務所等の窓口対応

OSSでは、事前に電子申請・納付を行っていただき、申請内容・税額等の審査が終了した段階で、新車検証等を受取りに来ていただくこととなるため、

○申請の記載不備等があった際に事務所等への出頭が不要。

○窓口での**待ち時間が短縮（審査に要する待ち時間がない）。**

来所される皆様へのお願い

構内徐行運転にご協力ください

平成３１年４月２６日、当協会のある事務所の構内駐車場において、歩行者と自動車の接触事故があり、歩行者の方が亡くなられるという痛ましい事故が発生しました。

当協会をご利用される皆様におかれましては、これまで以上に歩行者等に注意していただき、構内の徐行運転を厳守していただきますよう、お願いいたします。

なお、所定の駐車スペース以外の駐車につきましても、思わぬ事故の原因となりますので、厳に慎んでいただきますようお願いいたします。

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

申請者の皆様へ

ご協力のお願い

皆様の書類を確実にお預かりするため、窓口に申請書類をご提出される際は下記の3点にご協力をお願いします。

1．申請書類を備え付けのクリアファイルに入れてください。

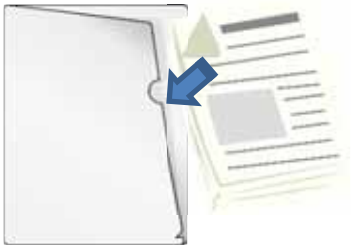

2．備え付けのチェックシートに番号札の番号及び申請件数を記入しクリアファイルに入れて窓口にお出しください。

※2件以上の申請書類を窓口に提出される場合には、ご記入願います。

番号札　　番

申請件数チェックシート

新車新規検査	件	中古新規検査	件
予備検査	件	予備検書換	件
構造等変更検査	件	継続検査	件

3．番号札を持ってお待ちください。（番号札の番号でお呼びします。）

お問い合わせは軽自動車検査協会までお願いします

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

次回自動車重量税額照会サービスへのアクセス方法

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

検査協会ＨＰトップ
※令和２年２月３日９時ＨＰ公開

９時から２１時まで利用できます。
（土日祝も利用可。）

トップ画面

検査予約システムトップページ
※令和２年２月３日９時公開

次回自動車重量税額照会サービスへの利用方法

①照会画面をクリック

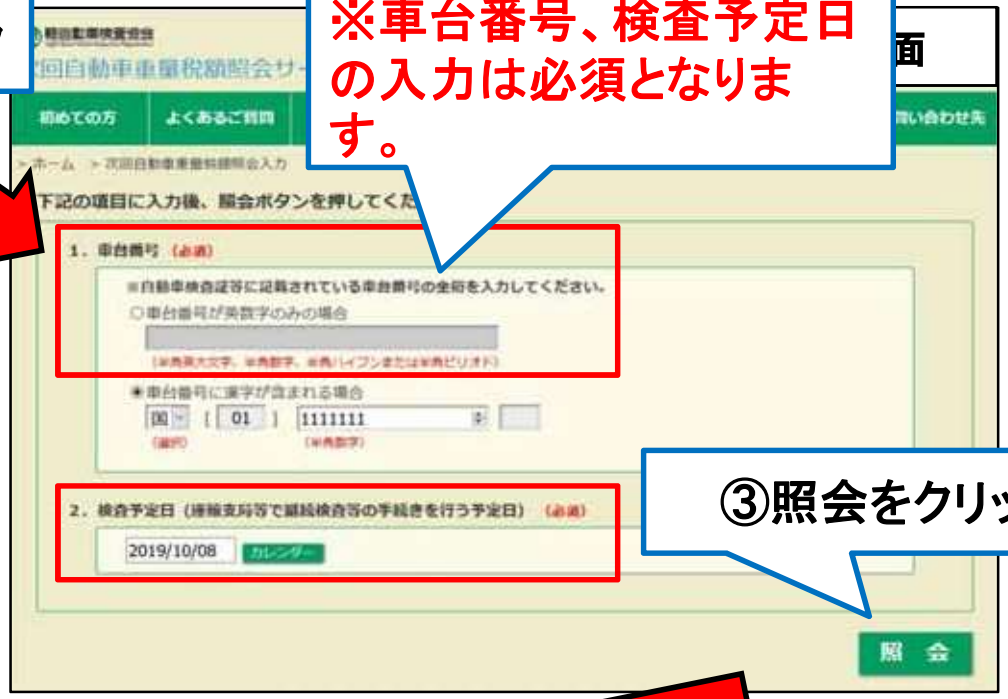

②車台番号、検査予定日を入力。

※車台番号、検査予定日の入力は必須となります。

③照会をクリック

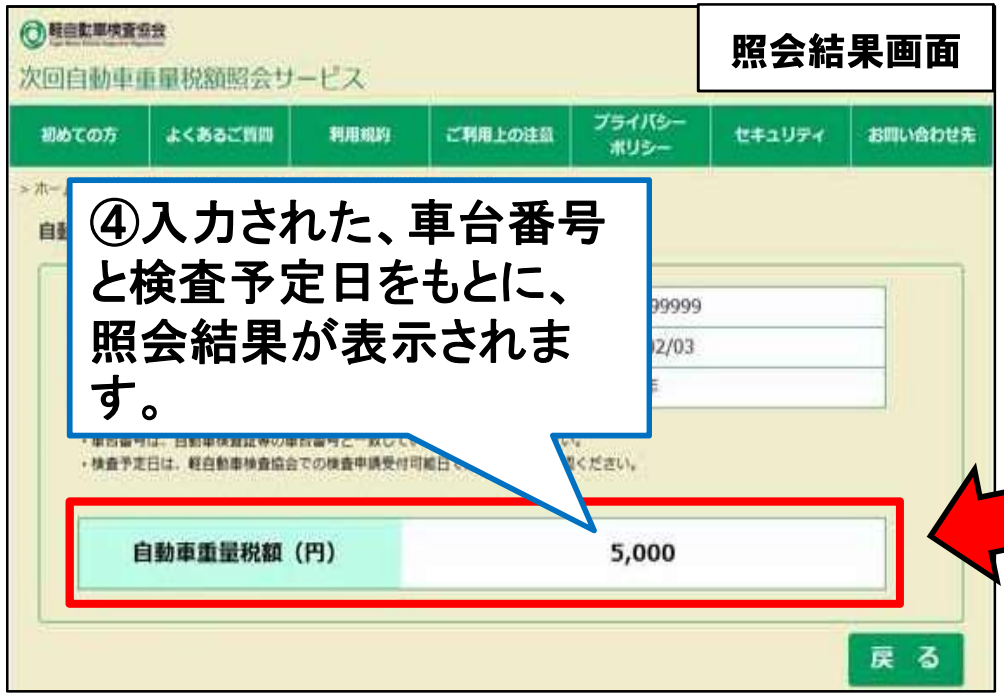

④入力された、車台番号と検査予定日をもとに、照会結果が表示されます。

自動車整備事業場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

2020 年 5 月 14 日策定
2020 年 6 月 17 日改訂
一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

１．はじめに

企業は、顧客、従業員、地域住民はじめ関係者の生命と健康を守り、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に向けた、様々な取組みを展開し、感染症の抑制に成果を上げてきた。一方、今後、完全な感染症の終息までの期間が長期にわたることを考えると、一層感染防止のための取組みを進め、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していく役割に加え、事業を通じた国民生活への貢献拡大という役割が求められる。

自動車整備事業場については、国民の安定的な生活の確保に必要な重要な社会基盤であるとの認識から、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針[1]（3 月 28 日。5 月 4 日変更。以下「対処方針」という）」においても、最低限の業務の継続を求めている。ただし、自動車整備事業場においてはテレワークの実施が難しい面があり、職場における感染拡大対策の工夫・強化が大変重要になる。

本ガイドラインは、対処方針や新型コロナウイルス感染症専門家会議の分析・提言[2]等を踏まえ、自動車整備事業場を運営する事業者が、個々の事業場の実態に応じた新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項について、参考として整理したものである。

自動車整備事業場を運営する事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」等を踏まえ、個々の事業場の様態、規模等を考慮した創意工夫を図りながら、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努めていただきたい。

また、自らの事業場の感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、他の事業者の感染拡大防止対策の支援に積極的に貢献していくことをお願いしたい。

本ガイドラインは、緊急事態宣言下はもとより、緊急事態宣言が終了した段階においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。今後も、感染症の動向や専門家の知見、対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

---

[1] https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html
[2] 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020 年 5 月 4 日）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html

２．感染防止のための基本的な考え方

事業者は、事業場における感染防止対策の取組みが、社会全体の感染症拡大防止に繋がることを認識したうえで、対策に係る体制を整備し、個々の職場の特性に応じた感染リスクの評価を行い、それに応じた対策を講ずる。

特に、従業員への感染拡大を防止するよう、通勤形態等への配慮、個々人の感染予防策の徹底、職場環境の対策の充実などに努めるものとする。

３．講じるべき具体的な対策

（１）感染予防対策の体制

- 事業主が率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- 国・地方自治体・業界団体などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

（２）従業員向けの対策

① 健康確保

- 従業員に対し、可能な限り朝夕２回の体温測定を行った上で、その結果や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を報告させ、体調の思わしくない者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いか重点的に確認する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員は、医療関係者の助言を得るなどし、必要に応じ直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- 発熱などの症状により自宅で療養することとなった従業員は、毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針[3]などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- 上記については、事業場内の請負労働者や派遣労働者についても請負事業者・派遣事業者を通じて同様の扱いとする。

② 通勤

- 時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休３日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- 自家用車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつこれを承認することが考えられる。

---

[3]日本渡航医学会･日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」など（https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0511koukai.pdf）

③ 勤務

・ 従業員が、できる限り２メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、作業空間と人員配置について最大限の見直しを行う。
・ 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備や石けんなどを配置する。また、水道が使用できない環境下では、手指消毒薬を配置する。
・ 従業員に対し、勤務中のマスクの装着を促す。特に、複数名による共同作業など近距離、接触が不可避な作業工程では、これを徹底する。
・ 気温・湿度の高い中での作業において、人と十分な距離（２メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす[4]。マスクを着用している時は、負荷のかかる作業を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩をとるとともに、こまめに水分を補給する。
・ 窓が開く場合１時間に２回以上、窓を開け換気する。建物全体や個別の作業スペースの換気に努めるとともに、熱中症予防のためにエアコンの温度設定をこまめに調整する。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。
・ シフト勤務者のロッカーをグループごとに別々の時間帯で使用することなどにより、混雑や接触を可能な限り抑制する。
・ 朝礼や点呼などは、小グループにて行うなど、一定以上の人数が一度に集まらないようにする。

④ 休憩・休息スペース

・ 共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。
・ 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り２メートルを目安に距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、休憩スペースの追設や休憩時間をずらすなどの工夫を行う。
・ 特に屋内休憩スペースについては、スペースの確保や、常時換気を行うなど、３つの密を防ぐことを徹底する。

---

[4] 環境省・厚生労働省リーフレット「令和２ 年度の熱中症予防行動」
(https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200526_leaflet.pdf)
環境省「令和２年度の熱中症予防行動の留意点について ～「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」における熱中症予防～
(https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/heat_illness_prevention_2020.pdf)
厚生労働省「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html)

・ 食堂などで飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、できる限り２メートルを目安に距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないようにする。

⑤ トイレ

・ 便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
・ ハンドドライヤーは利用を止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

⑥ 設備・器具

・ 設備の制御パネル、レバーなど、作業中に従業員が触る箇所について、作業者が交代するタイミングを含め、定期的に消毒を行うよう努める。設備の特性上、消毒できないものは、個人別の専用手袋などを装着して作業にあたる。
・ 工具などのうち、個々の従業員が占有することが可能な器具については、共有を避ける。共有する工具については、定期的に消毒を行う。
・ ドアノブ、電気のスイッチ、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・椅子などの共有設備については、頻繁に洗浄・消毒を行う。
・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

⑦ 事業場への立ち入り

・ 一般向けの施設見学や外部関係者の立ち入りは、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合には、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。

⑧ 従業員に対する感染防止策の啓発等

・ 従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を８割減らす、１０のポイント」[5]や「『新しい生活様式』の実践例」[6]を周知するなどの取組を行う。

[5] https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html
[6] https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

- 公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの徹底、車内など密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。
- 作業服などを貸与している場合、従業員がこまめに洗濯するよう促す。
- 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
- 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業場内で差別されることなどがないよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。
- 発熱や味覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。
- 過去 14 日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。

（３）お客様への対応

① 来店時

- 入口および店舗内に手指の消毒設備（アルコール消毒液等）を設置する。
- 入店の際に手指の消毒を依頼する。
- 店舗内では、マスクの着用を依頼する。
- 受付カウンターがある場合、可能であれば、アクリル板・透明ビニールカーテンなどを設置し、従業員とお客様の間での飛沫感染を防止する。
- カウンター、記入台、筆記具等の頻繁な清拭消毒を行う。

② 店舗内清掃

- アルコール溶液や市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤溶液を用いて清掃する。
- 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要であり、ドアノブやエレベーターのボタン、階段の手すり、カウンター、申し込み台、共用パソコンなどは、定期的にアルコール液で拭く。
- 手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

③ 店舗内トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- 便器内は、通常の清掃で良い。
- 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。

・　トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
・　ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
・　ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。
・　常時換気をオンにしておくなど換気に留意する。

④ 納車車両

・　運転席回りのハンドル、操作レバー、スイッチ類、タッチパネル、ドアノブ等について必要に応じ納車前に清掃消毒を行う。

（４）従業員に感染者が確認された場合の対応

・　保健所、医療機関の指示に従う。
・　感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の勤務者に自宅待機させることを検討する。感染者の人権に配慮し、個人名が特定されることがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う[7]。事業場内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。

（５）その他

・　保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取りなどに協力する。

以　上

[7] 個人情報保護委員会「新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて」（ https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19/）などを参照。

自動車特定整備事業者の遵守事項について

四国運輸局自動車技術安全部
整備・保安課

国土交通省　四国運輸局 Shikoku Transport & Tourism Bureau
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

● 自動車特定整備事業者の遵守事項

四国運輸局

自動車特定整備事業者は、自動車の特定整備を実施する場合、保安基準に適合させる等自動車の安全な運行を確保する上において重要な責務を負っています。
道路運送車両法（以下、「法」という。）には、自動車特定整備事業者の事業体制の適正化を確保するため、次の遵守事項が設けられています。

- 公衆の見やすいように標識を掲げなければならない。（法第89条）
- 特定整備に係る部分が、保安基準に適合するようにしなければならない。（法第90条）
- 特定整備記録簿を備え、必要事項を記載し、その写しを使用者に交付し、その記載の日から2年間保存しなければならない。（法第91条）
- 認証基準に適合するように設備を維持し、従業員を確保しなければならない。（法第91条の2）

● 自動車特定整備事業者の遵守事項

四国運輸局

自動車特定整備事業者は、自動車の整備についての技術の向上、適切な点検及び整備の励行の促進その他整備事業の適正な業務運営を確保するために法で定められた遵守事項以外に、国土交通省令で定められた事項を遵守する必要があります。

道路運送車両法施行規則　第62条の2の2（抜粋）

①点検整備料金の掲示

法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあっては、当該作業に係る料金を当該事業場において依頼者の見やすいように掲示すること。

②概算見積書の交付

法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあっては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付すること。

③過剰請求の禁止

依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。

④不正改造の禁止

道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の改造を行わないこと。

● 自動車特定整備事業者の遵守事項

四国運輸局

道路運送車両法施行規則　第62条の2の2（抜粋）

⑤電子制御装置整備の適切な実施

電子制御装置整備を行う事業場にあっては、当該電子制御装置整備を適切に実施するため、自動車の型式に固有の技術上の情報に基づき、必要な点検及び整備を実施すること。

⑥エーミング作業の適切な実施

電子制御装置整備を行う事業場にあっては、エーミング作業が適切に実施されるよう必要な措置を講じること。

⑦整備主任者の選任

事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であって、かつ、次に掲げる事業場の区分に応じ、次に定める者のうち少なくとも1人に特定整備及び特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること。ただし、当該事項を統括管理する者（以下、「整備主任者」という。）は、他の事業場の整備主任者になることができない。

イ　分解整備を行う事業場（ハを除く。）・・・・・1級又は2級自動車整備士

ロ　電子制御装置整備を行う事業場（ハを除く。）・・・・・1級自動車整備士（二輪除く）又は1級二輪自動車整備士、2級自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士であって支局長等が行う講習を修了した者

ハ　分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場・・・・・1級自動車整備士（二輪除く）又は1級二輪自動車整備士若しくは2級自動車整備士であって支局長等が行う講習を修了した者

自動車特定整備事業者の遵守事項

道路運送車両法施行規則　第62条の2の2（抜粋）

⑧整備主任者研修の受講

整備主任者であって次に掲げるものに運輸支局長等が行う研修を受けさせること。

イ　整備主任者として新たに届け出た者

ロ　最後に当該研修を受けた日の属する年度の末日を経過した者

⑨フロン類の大気放出の禁止

エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあっては、みだりに当該エアコンディショナーに充填されているフロン類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に規定するフロン類をいう。）を大気中に放出しないこと。

⑩共謀・教唆の禁止

他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けないこと。

景品表示法は、良い商品・サービスを安心して選べる環境を守ります。

消費者なら、誰もがより良い商品・サービスを求めます。ところが、実際よりも良く見せかける表示が行われたり、過大な景品類の提供が行われたりすると、それらにつられて消費者が実際には質の良くない商品・サービスを買ってしまい不利益を被るおそれがあります。

このような不当表示や不当景品から一般消費者の利益を保護するための法律が「景品表示法（正式名称：不当景品類及び不当表示防止法）」です。景品表示法は、商品・サービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額等を制限することなどにより、消費者のみなさんがより良い商品・サービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守ります。

景品表示法の概要

景品表示法の目的

一般消費者の利益の保護

消費者庁ほか　**不当な顧客誘引の禁止**(P3～14)

不当表示の禁止
(P3～12)

- 優良誤認表示の禁止(P5)
- 有利誤認表示の禁止(P9)
- その他　誤認されるおそれがある表示の禁止(P11)

景品類の制限及び禁止
(P13～14)

- 一般懸賞による景品類の提供制限(最高額・総額)
- 共同懸賞による景品類の提供制限(最高額・総額)
- 総付景品の提供制限(最高額)

事業者　**事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置**(P15～18)

- 景品表示法の考え方の周知・啓発
- 法令遵守の方針等の明確化
- 表示等に関する情報の確認
- 表示等に関する情報の共有
- 表示等を管理するための担当者等(表示等管理担当者)を定めること
- 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ること
- 不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応

事業者・事業者団体　**公正競争規約**(P19～20)

自主的かつ合理的に、良い商品・サービスを選べます。

不当表示の禁止

景品表示法では、うそや大げさな表示など、消費者をだますような表示を禁止しています。

品質や価格などは、消費者が商品・サービスを選ぶ重要な基準になりますから、その表示は正しく、分かりやすいことが大前提です。ところが、商品・サービスの品質や価格について実際よりも著しく優良又は有利と見せかける表示が行われると、消費者の適切な商品・サービスの選択が妨げられてしまいます。このため、景品表示法では、一般消費者に商品・サービスの品質や価格について、実際のもの等より著しく優良又は有利であると誤認される表示（不当表示）を禁止しています。

景品表示法に違反する不当表示については、事業者側に故意・過失がなかったとしても、景品表示法に基づく措置命令が行われることとなります。

不当表示には大きく分けて3つの種類があります。

優良誤認表示 P5

商品・サービスの品質、規格、その他の内容についての不当表示

有利誤認表示 P9

商品・サービスの価格、その他の取引条件についての不当表示

その他 誤認されるおそれのある表示 P11

一般消費者に誤認されるおそれがあるとして内閣総理大臣が指定する不当表示

- 無果汁の清涼飲料水等
- 商品の原産国
- 消費者信用の融資費用
- 不動産のおとり広告
- おとり広告
- 有料老人ホーム

平成25年秋以降、ホテルが提供する料理等のメニュー表示に関して、表示と異なる食材が使用されていた事実が次々と明らかとなり、消費者の安全・安心が揺るがされる事態（いわゆる食品表示等問題）が発生しました。

この問題を受けて、消費者庁では、違反事業者に対して措置命令を行ったほか、メニュー表示等に係る景品表示法上の考え方（※）を公表しました。また、平成26年には2度にわたって景品表示法の改正が行われました。1度目の法改正では、事業者が講ずべき必要な措置（15ページ～）が定められたほか、都道府県知事に措置命令権限等が付与され、さらに事業所管大臣等に調査権限を委任することができるようになったことによって行政の監視指導態勢の強化（21ページ）が図られました。また、2度目の法改正を受けて、景品表示法に課徴金制度（22ページ）が導入されました。

（※）詳しくは、消費者庁ウェブサイトに掲載されている「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」（平成26年3月28日　消費者庁）をご覧ください。
http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140328premiums_5.pdf

表示とは?

顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品・サービスの品質、規格、その他の内容や価格等の取引条件について、消費者に知らせる広告や表示全般を指します。

表示の例

チラシ・パンフレット、カタログ

容器、パッケージ、ラベル

ダイレクトメール、ファクシミリ広告

ディスプレイ（陳列）、実演広告

新聞、雑誌、出版物、テレビ・ラジオCM

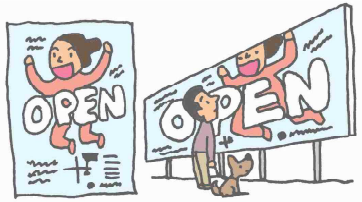

ポスター、看板

セールストーク（訪問・電話）

インターネット上の広告、メール

「優良誤認表示」とは？

［品質、規格、その他の内容について著しく優良であると誤認される表示です。］

優良誤認表示の概要

景品表示法では、商品やサービスの品質、規格などの内容について、実際のものや事実に相違して競争事業者のものより著しく優良であると一般消費者に誤認される表示を優良誤認表示として禁止しています。

品　質	規　格	その他の内容
商品に関する成分や属性を指し、前者には、原材料、純度、添加物などが、後者には、性能、効果、鮮度などが含まれます。	国、公的機関、民間団体などが定めた一定の要件を満たすことで自動的に又は認証などを経て表示することができる等級などをいいます。	商品・サービスの品質や規格に間接的に影響を及ぼすものも含まれ、例えば、原産地、製造方法、受賞の有無、有効期限などをいいます。

この場合の「著しく」とは、誇張・誇大の程度が社会一般に許容されている程度を超えていることを指します。そして、誇張・誇大が社会一般に許容される程度を超えるものであるか否かは、当該表示を誤認して顧客が誘引されるか否かで判断され、その誤認がなければ顧客が誘引されることが通常ないであろうと認められる程度に達する誇大表示であれば「著しく優良であると一般消費者に誤認される」表示に当たります。

また、優良誤認表示に当たるか否かは、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、表示全体から判断されます。

合理的な根拠がない効果・性能の表示は、優良誤認表示とみなされます。

消費者庁は優良誤認表示に当たるかどうかを判断するため必要があると認めるときは、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を事業者に求めることができます。その結果、当該資料が提出されないときは不当表示とみなされます。

詳しくは7～8ページの「『不実証広告規制』とは?」をご覧ください。

食品　牛肉のブランド

実際には、国産有名ブランド牛ではない国産牛肉であるにもかかわらず、あたかも「国産有名ブランド牛の肉」であるかのように表示。

自動車　中古自動車の走行距離

実際には、10万km走行した中古車であるにもかかわらず、あたかも「走行距離3万km」であるかのように表示。

予備校　予備校の合格実績広告

実際には、他校と異なる方法で数値化し、適正な比較をしていないにもかかわらず、あたかも「大学合格実績No.1」であるかのように表示。

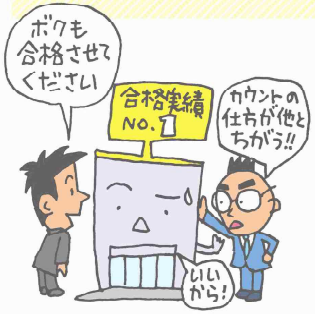

LED電球　LED電球の明るさ

実際には、全光束（光源が全ての方向に放出する光束の総和）が日本工業規格に定められた白熱電球60ワット形の全光束を大きく下回っているにもかかわらず、あたかも「白熱電球60ワット相当」の明るさであるかのように表示。

コピー用紙　コピー用紙の古紙配合率

実際には、コピー用紙の原材料に用いられた古紙パルプの割合（古紙配合率）が50%程度であるにもかかわらず、あたかも「古紙100%」であるかのように表示。

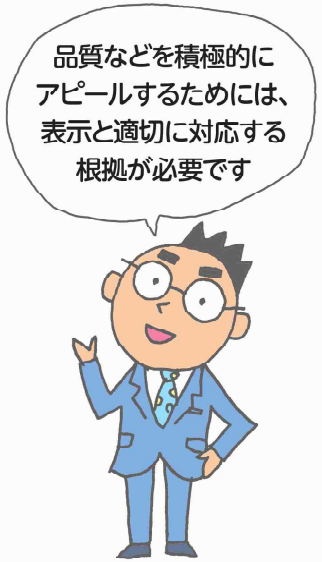

「有利誤認表示」とは？

［価格や取引条件に関して、著しく有利であると誤認される表示です］

※取引条件：数量、アフターサービス、保証期間、支払い条件など

価格を著しく安くみせかけるなど取引条件を著しく有利にみせかける表示は、有利誤認表示に当たります。

景品表示法では、商品やサービスの価格などの取引条件について、実際のものや事実に相違して競争事業者のものより著しく有利であると一般消費者に誤認される表示を有利誤認表示として禁止しています。

景品表示法では、有利誤認表示の一つとして不当な二重価格表示を禁止しています。

事業者が自己の販売価格に当該販売価格よりも高い他の価格（以下「比較対照価格」といいます。）を併記して表示することを二重価格表示といいます。二重価格表示は、その内容が適正な場合には、一般消費者の適正な商品選択に資する面がありますが、比較対照価格の内容について適正な表示が行われていない場合には、有利誤認表示に該当するおそれがあります。

詳しくは、消費者庁ウェブサイトに掲載されている「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」（平成12年6月30日　公正取引委員会）をご覧ください。
http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_35.pdf

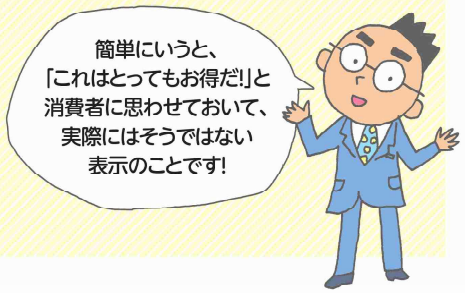

通信　携帯電話通信の料金

実際には、自社に不利となる他社の割引サービスを除外した料金比較であるにもかかわらず、あたかも「自社が最も安い」かのように表示。

食品　商品の内容量

実際には、他社と同程度の内容量しかないにもかかわらず、あたかも「他社商品の2倍の内容量」であるかのように表示。

家庭用電化製品　家電量販店の販売価格

家電量販店の店頭価格について、競合店の平均価格から値引きすると表示しながら、その平均価格を実際の平均価格よりも高い価格に設定し、そこから値引きしていた。

住宅用太陽光発電システム　太陽光発電の余剰電力買取制度を利用した余剰電力の売却益

実際には、電力会社による電力の買取価格は、電力会社に余剰電力の買取の申込みを行う時期によって異なり、また、発電電力量も、季節や天候等の条件によって変動するにもかかわらず、あたかも「月々○○円」の売却益を毎月安定的に得られるかのように表示。

歯列矯正　サービスの利用に必要な追加費用

実際には、別途、矯正装置の費用が必要であるにもかかわらず、あたかも、初診料や検査診断料などとして記載された「○○円」だけを支払えば歯列矯正のサービスを利用できるかのように表示。

Q　不当な二重価格表示における「最近相当期間にわたって販売された価格」とは？

A　「当店通常価格」や「セール前価格」といった過去の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示を行う場合に、同一の商品について最近相当期間にわたって販売されていた価格とはいえない価格を比較対照価格に用いるときは、当該価格がいつの時点でどの程度の期間販売されていた価格であるか等その内容を正確に表示しない限り、不当表示に該当するおそれがあります。

「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」（価格表示ガイドライン）では、「最近相当期間にわたって販売された価格」について、

①「相当期間」については、必ずしも連続した期間に限定されるものではなく、断続的にセールが実施される場合であれば、比較対照価格で販売されていた期間を全体としてみて評価する

②「販売されていた」とは、事業者が通常の販売活動において当該商品を販売していたことをいい、実際に消費者に購入された実績のあることまでは必要ではない。他方、形式的に一定の期間にわたって販売されていたとしても、通常の販売場所とは異なる場所に陳列してあるなど販売形態が通常と異なっている場合や、単に比較対照価格とするための実績作りとして一時的に当該価格で販売していたとみられるような場合には、「販売されていた」とはみられない

としています。

ある比較対照価格が「最近相当期間にわたって販売されていた価格」に当たるか否かは、当該価格で販売されていた時期及び期間、対象となっている商品の一般的価格変動の状況、当該店舗における販売形態等を考慮しつつ、個々の事案ごとに検討されることになりますが、一般的には、二重価格表示を行う最近時（最近時については、セール開始時点から遡る8週間について検討されますが、当該商品が販売されていた期間が8週間未満の場合には、当該期間について検討されます。）において、当該価格で販売されていた期間が、当該商品が販売されていた期間の過半を占めているときには、「最近相当期間にわたって販売されていた価格」とみてよいとされています。ただし、上記の要件を満たす場合であっても、当該価格で販売されていた期間が通算して2週間未満の場合、又は当該価格で販売された最後の日から2週間以上経過している場合においては、「最近相当期間にわたって販売されていた価格」とはいえないとされています。

その他 誤認されるおそれのある表示 とは？

［優良誤認表示及び有利誤認表示のほか、一般消費者に誤認されるおそれがある表示を特に指定して、禁止しています。］

景品表示法に基づいて、6つの告示が定められています。

景品表示法上、事業者は、優良誤認表示及び有利誤認表示以外にも、自己の供給する商品又はサービスの取引について、商品又はサービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示を行ってはならないとされています。

これは、優良誤認表示や有利誤認表示だけでは、複雑な経済社会において、一般消費者の自主的かつ合理的な商品又はサービスの選択を妨げる表示に十分に対応することできない場合があると考えられるためです。

景品表示法では、同法の運用機関である消費者庁の主任の大臣たる内閣総理大臣に、不当表示を指定する権限が付与されています。

1 無果汁の清涼飲料水等についての表示

（昭和48年3月20日公正取引委員会告示第4号）

無果汁・無果肉若しくは果汁又は果肉の量が5％未満の清涼飲料水、乳飲料、アイスクリームなどについて、「無果汁・無果肉」であること又は果汁若しくは果肉の割合（％）を明瞭に記載しない場合、以下の表示は不当表示となります。

- ○果実名を用いた商品名、説明文等の表示
- ○果実の絵、写真、図案の表示
- ○果汁・果肉と似た色、香り、味（＝表示）

2 商品の原産国に関する不当な表示

（昭和48年10月16日公正取引委員会告示第34号）

一般消費者が原産国を判別することが困難な場合、以下の表示は不当表示となります。

- ○原産国以外の国名、地名、国旗等の表示
- ○原産国以外の国の事業者名、デザイナー名、商標などの表示
- ○国内産の商品について文字表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示
- ○外国産の商品について文字表示の全部又は主要部分が和文で示されている表示

3 消費者信用の融資費用に関する不当な表示

（昭和55年4月12日公正取引委員会告示第13号）

消費者信用の融資費用について、実質年率が明瞭に記載されていない場合、以下の表示は不当表示となります。

- ○アドオン方式による利息、手数料その他の融資費用の率の表示
- ○日歩、月利等年建て以外による利息、手数料その他の融資費用の率の表示
- ○融資費用の額の表示
- ○返済事例による融資費用の表示
- ○融資費用の一部についての年建てによる率の表示

4 不動産のおとり広告に関する表示

（昭和55年4月12日公正取引委員会告示第14号）

不動産の取引において、消費者を誘引する手段として行う以下の表示は不当表示となります。

- ○実在しないため、取引できない不動産についての表示（例…実在しない住所・地番を掲載した物件）
- ○実在するが、取引の対象となり得ない不動産についての表示（例…売約済みの物件）
- ○実在するが、取引する意思がない不動産についての表示（例…希望者に他の物件を勧めるなど当該物件の取引に応じない場合）

5 おとり広告に関する表示

（平成5年4月28日公正取引委員会告示第17号）

一般消費者を誘引する手段として行う以下の表示は不当表示となります。

- ○取引を行うための準備がなされていないなど取引に応じることができない場合のその商品又はサービスについての表示
- ○商品又はサービスの供給量が著しく限定されているにもかかわらず、その旨を明示していない表示
- ○商品又はサービスの供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その旨を明示していない表示
- ○取引の成立を妨げる行為が行われるなど実際には取引する意思がない商品又はサービスについての表示

6 有料老人ホームに関する不当な表示

（平成16年4月2日公正取引委員会告示第3号）

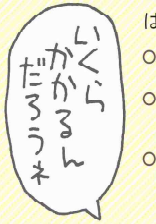

有料老人ホームの施設・設備、サービスについての以下のような表示は、不当表示となります。

- ○入居後の居室の住み替えに関する条件等が明瞭に記載されていない表示
- ○介護サービスを提供するのが有料老人ホームではないにもかかわらず、そのことが明瞭に記載されていない表示
- ○夜間における最小の介護職員や看護師の数など、介護職員等の数が明瞭に記載されていない表示 など

違反行為に対しては、措置命令と課徴金納付命令 が行われます。

事件処理手続の概要

景品表示法に違反する行為が行われている疑いがある場合、消費者庁は、関連資料の収集、事業者への事情聴取などの調査を実施します。消費者庁は、調査の結果、違反行為が認められると、事業者に弁明の機会を付与した上で、違反行為の差止めなど必要に応じた「措置命令」を行います。

また、消費者庁は、違反行為の中でも、課徴金対象行為（右ページをご参照ください。）をした事業者に対しては、事業者に弁明の機会を付与した上で、金銭的な不利益を課す「課徴金納付命令」を行います。

措置命令の内容（例）

- 違反したことを一般消費者に周知徹底すること
- 再発防止策を講ずること
- その違反行為を将来繰り返さないこと

課徴金納付命令の意義や基本的な要件についての考え方についての詳しい説明は、消費者庁ウェブサイトに掲載されている「不当景品類及び不当表示防止法第8条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方」（平成28年1月29日消費者庁）をご覧ください。
http://www.caa.go.jp/representation/pdf/160208premiums_3.pdf

景品表示法違反の事件処理手続

※「課徴金納付命令」までの処理手続については右ページをご覧ください。

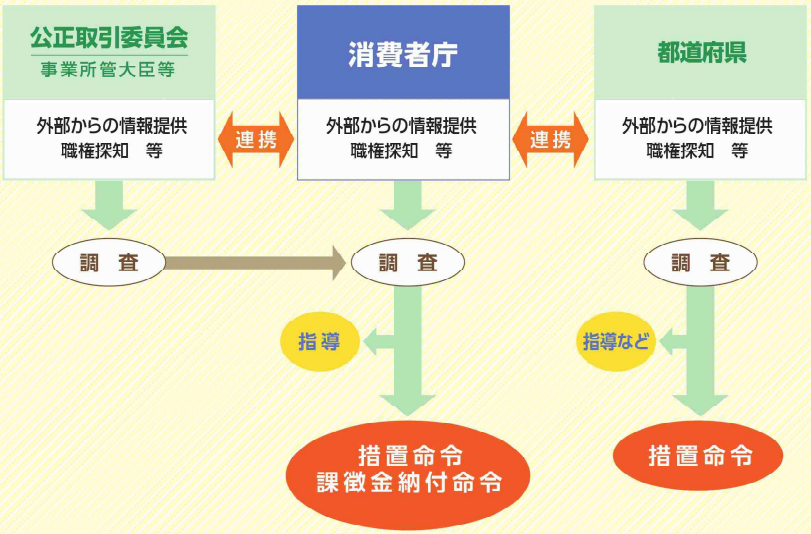

課徴金制度の概要

課徴金対象行為

課徴金対象行為は、商品・サービスの取引について、優良誤認表示又は有利誤認表示をする行為です。

なお、課徴金納付命令との関係でも、不実証広告規制（7～8ページ）が導入されています。措置命令に関する不実証広告規制は、優良誤認表示であると「みなす」というものですが、課徴金納付命令に関する不実証広告規制は「推定する」というものであり、その点で異なります。ただし、課徴金納付命令に関する不実証広告規制における「合理的な根拠」の判断基準等は、措置命令に関するものと同様です。

課徴金額の算定方法

課徴金対象行為に係る商品・サービスの「売上額」に3%を乗じた金額が課徴金額となります。

課徴金の納付を命じられない場合

事業者が課徴金対象行為をした場合であっても、その事業者が表示の根拠となる情報を確認するなど、正常な商慣習に照らし必要とされる注意をしていたため「相当の注意を怠った者でない」と認められるときや、課徴金額が150万円未満（事業者が課徴金対象行為をした商品・サービスの「売上額」が5000万円未満）であるときは、事業者は課徴金の納付を命じられません。

課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金額の減額

課徴金対象行為に該当する事実を自主的に消費者庁長官に報告した事業者について、所定の要件を満たす場合には、課徴金額の2分の1が減額されます。

返金措置の実施による課徴金額の減額等

事業者が、返金措置の実施に関する計画を作成し、消費者庁長官の認定を受ける等、所定の手続に従って消費者に対して返金措置（※）を行った場合には、消費者庁は、返金相当額を課徴金額から減額するか、返金相当額が課徴金額以上の場合にはその納付を命じません。

※「返金措置」とは、課徴金の対象となる期間に事業者が課徴金対象行為をした商品・サービスの取引をしたことが特定される一般消費者から申出があった場合に、その申出をした一般消費者の購入額に3%を乗じた額以上の金銭を交付するものです。

課徴金納付命令までの基本的な手続の流れ（イメージ）

（注）措置命令及び課徴金納付命令に関する要件を満たすと認められる事案であることが前提。

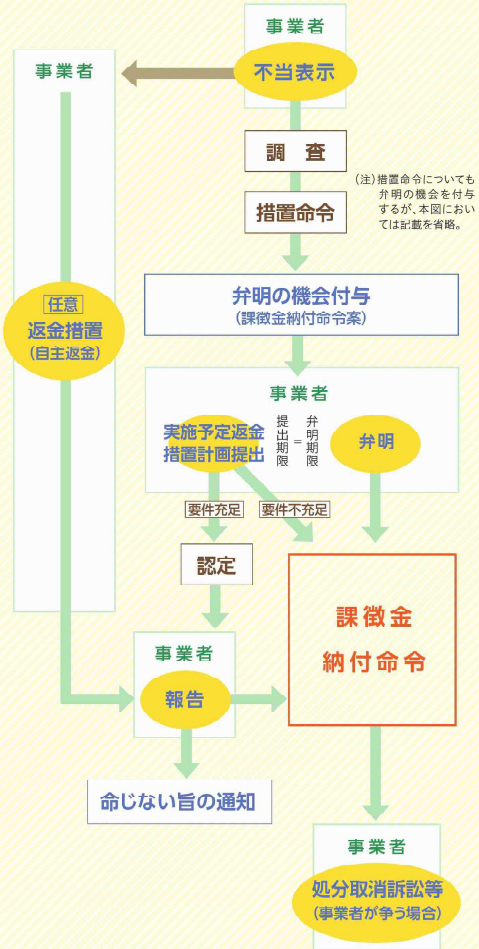

窓口

事業者がこれから行う企画の事前相談

■消費者庁表示対策課 指導係 …… TEL.03-3507-8800㈹

〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館

※既に実施されている企画の当否に関するご相談はお受け致しかねます。

ご相談いただく前に、まずはパンフレットや
消費者庁ウェブサイトの景品表示法ページの内容をよくご覧ください。

消費者庁ウェブサイト　景品表示法ページ
http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/

ご相談の内容によっては、回答までに相当期間を要することがあります。
実施直前にご相談いただいても回答できない場合がありますので、時間的余裕をもってご相談ください。

景品表示法違反に関する情報提供

■消費者庁表示対策課（情報管理担当） TEL.03-3507-8800㈹

〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館
オンライン又は郵送にて受け付けております。詳しくは受付窓口ページをご覧ください。
（http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/contact/）

以下の公正取引委員会事務総局地方事務所等においても受け付けております。

■公正取引委員会事務総局 地方事務所等

- 北海道事務所取引課 …… TEL.011-231-6300
  〒060-0042　札幌市中央区大通西12丁目　札幌第3合同庁舎
- 東北事務所取引課 …… TEL.022-225-7096
  〒980-0014　仙台市青葉区本町3-2-23　仙台第2合同庁舎
- 中部事務所取引課 …… TEL.052-961-9423
  〒460-0001　名古屋市中区三の丸2-5-1　名古屋合同庁舎第2号館
- 近畿中国四国事務所取引課 …… TEL.06-6941-2175
  〒540-0008　大阪市中央区大手前4-1-76　大阪合同庁舎第4号館
- 中国支所取引課 …… TEL.082-228-1501
  〒730-0012　広島市中区上八丁堀6-30　広島合同庁舎第4号館
- 四国支所取引課 …… TEL.087-834-1441
  〒760-0068　高松市松島町 1-17-33　高松第2地方合同庁舎
- 九州事務所取引課 …… TEL.092-431-6031
  〒812-0013　福岡市博多区博多駅東2-10-7　福岡第2合同庁舎別館
- 内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室　TEL.098-866-0031
  〒900-0006　那覇市おもろまち2-1-1　那覇第2地方合同庁舎2号館

ご提供いただいた景品表示法違反に関する情報については、関係行政機関で活用させていただきますが、
調査の有無を含めて個別にご回答はいたしておりませんので、あらかじめご了承ください。

都道府県の景品表示法主管課でも
事業者からのご相談や景品表示法違反に関する情報提供を受け付けています。

消費者庁

http://www.caa.go.jp

令和２年６月16日版

※本手引きは予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁HPに掲載されている最新版をご確認ください。

中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き

（令和２年度税制改正対応版）

目　次

1．はじめに

中小企業等経営強化法に基づく支援措置・・・P.1

2．税制措置

①　中小企業経営強化税制

（1）制度の概要・・・P.2

（2）適用手続き・・・P.3

A類型：生産性向上設備・・P.4

B類型：収益力強化設備・・P.6

C類型：デジタル化設備・・P.8

②　事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例

（1）制度の概要・・・P.12

（2）適用手続き・・・P.13

3．金融支援

（1）各種金融支援の概要・・P.14

（2）適用手続き・・・P.16

4．法的支援

（1）各種法的支援の概要・・・P.16

（2）適用手続き・・・P.17

5．ホームページ・問い合わせ先

・・・P.21

1．はじめに

中小企業等経営強化法に基づく支援措置

※ 経営力向上計画の策定は、別冊「経営力向上計画策定の手引き」をご確認下さい。

経営力向上計画の認定を受けた事業者は、計画実行のための支援措置（税制措置、金融支援、法的支援）を受けることができます。

○**税制措置**・・・認定計画に基づき取得した一定の設備に係る法人税等の特例（P.2～）、認定計画に基づき行った事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例（P.12～）を利用することができます。

○**金融支援**・・・政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

○**法的支援**・・・業法上の許認可の承継の特例、組合の発起人数に関する特例、事業譲渡の際の免責的債務引受に関する特例措置を受けることができます。

2. 税制措置

設備の取得に係る税制措置の概要

法人税（※1）について、即時償却又は取得価額の10%（※2）の税額控除が選択適用できます。（中小企業経営強化税制）

※1 個人事業主の場合には所得税　　※2 資本金3000万円超１億円以下の法人は７%

設備の種類（価額要件）		機械装置（160万円以上）	ソフトウェア（70万円以上）	器具備品・工具（30万円以上）	建物附属設備（60万円以上）
支援措置	国税	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10%（※7%） 生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均１%以上向上 収益力強化設備（B類型） 投資利益率５%以上のパッケージ投資 デジタル化設備（C類型） 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備			
		【中小企業投資促進税制（中促）】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用		【商業・サービス業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用	

を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

※ を付した部分は、資本金３,０００万円超１億円以下の法人の場合

1

2．①中小企業経営強化税制

（１）制度の概要

青色申告書を提出する①中小企業者等が、②指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき③一定の設備を新規取得等して④指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%（資本金3000万円超１億円以下の法人は７%）の税額控除を選択適用することができます。

（注１）税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%が上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

（注２）特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

条文：租税特別措置法
第10条の5の3【所得税】、第42条の12の4【法人税】、第68条の15の5【連結法人】

① 中小企業者等とは？

※平成３１年４月１日以降に開始する事業年度から適用される中小企業者等について記載しています。

- 資本金又は出資金の額が１億円以下の法人
- 資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- 協同組合等

※ 中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する「中小企業者等」に該当するものに限ります。
ただし、次の法人は、資本金又は出資金の額が１億円以下でも本税制措置の対象とはなりません。
①同一の大規模法人（注）から２分の１以上の出資を受ける法人
②２以上の大規模法人（注）から３分の２以上の出資を受ける法人
③前３事業年度の所得金額の平均額等が15億円を超える法人
（注）大規模法人とは、資本金又は出資金の額が１億円超の法人、資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金又は出資金の額が５億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業等経営強化法に規定する認定事業再編投資組合を経由して間接的に保有している部分のみ）及び中小企業投資育成株式会社を除きます。

② 指定期間とは？

平成29年4月1日から令和３年3月31日までの期間

③ 一定の設備とは？

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）	デジタル化設備（C類型）
要件	生産性が旧モデル比平均１%以上向上する設備	投資収益率が年平均５%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
確認者	工業会等	経済産業局	経済産業局
対象設備	◆ 機械装置（※1，5）（160万円以上/10年以内） ◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆ 器具備品（※2）（30万円以上/6年以内） ◆ 建物附属設備（※3、5）（60万円以上/14年以内） ◆ ソフトウェア（※4）（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）（70万円以上/5年以内）	◆ 機械装置（※1，5）（160万円以上） ◆ 工具（30万円以上） ◆ 器具備品（※2）（30万円以上） ◆ 建物附属設備（※3、5）（60万円以上） ◆ ソフトウェア（※4）（70万円以上）	◆ 機械装置（※1，5）（160万円以上） ◆ 工具（30万円以上） ◆ 器具備品（※2）（30万円以上） ◆ 建物附属設備（※3、5）（60万円以上） ◆ ソフトウェア（※4）（70万円以上）
その他要件	生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。）（※6）／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと等		

※１ 発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が２分の１を超える発電設備等）を除く。
※２ 医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。
※３ 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものを除く。
※４ 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用ＯＳのうち一定のものなどは除く（中促と同様）。
※５ 発電設備等の取得等をして税制措置を適用する場合には、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」及びその記載内容を証する書類の添付が必要となります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」Ｐ．１６を確認してください。
※６ 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm

2．①中小企業経営強化税制

④ 指定事業とは？

製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、採石業、砂利採取業、卸売業、小売業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、料理店業その他の飲食店業（一定の類型を除き（注４参照）、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、その他これらに類する事業を除きます。）、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、損害保険代理業、情報通信業、駐車場業、学術研究、専門・技術サービス業、不動産業、物品賃貸業、広告業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、医療、福祉業、社会保険・社会福祉・介護事業、教育、学習支援業、映画業、協同組合（他に分類されないもの）、他に分類されないサービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業）

（注１）中小企業投資促進税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制のそれぞれの対象事業に該当する全ての事業が中小企業経営強化税制の指定事業となります。
（注２）電気業、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業（映画業を除く）等は対象になりません。
（注３）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除きます。
（注４）風俗営業に該当するものは、①料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店業で生活衛生同業組合の組合員が営むもの、②宿泊業のうち旅館業、ホテル業で風俗営業の許可を受けているもの、以外は指定事業から除かれます。

（２）適用手続き

（２－１）A類型：生産性向上設備

生産性向上設備の要件

下の表の対象設備のうち、以下の２つの要件を満たすもの

① 一定期間内に販売されたモデル（最新モデルである必要はありません）
② 経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均１％以上向上している設備（※）

※ソフトウェアについては、情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

対象設備

要件①、②について、工業会等から証明書を取得する必要があります。
証明書取得から税制の適用を受けるまでの流れについてはP.４を参照。

設備の種類	用途又は細目	最低価額（１台１基又は一の取得価額）	販売開始時期
機械装置（※1、5）	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品（※2、6）	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備（※3、5、6）	全て	60万円以上	14年以内
ソフトウエア（※4、6）	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内

※1 発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が２分の１を超える発電設備等。以下同じ）を除く。
※2 医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。
※3 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものを除く。
※4 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用ＯＳのうち一定のものなどは除く（中促と同様）。
※5 発電設備等の取得等をして税制措置を適用する場合には、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」及びその記載内容を証する書類の添付が必要となります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」P.１６を確認してください。
※6 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm

3

2．①中小企業経営強化税制

適用手続き（中小企業経営強化税制Ａ類型）

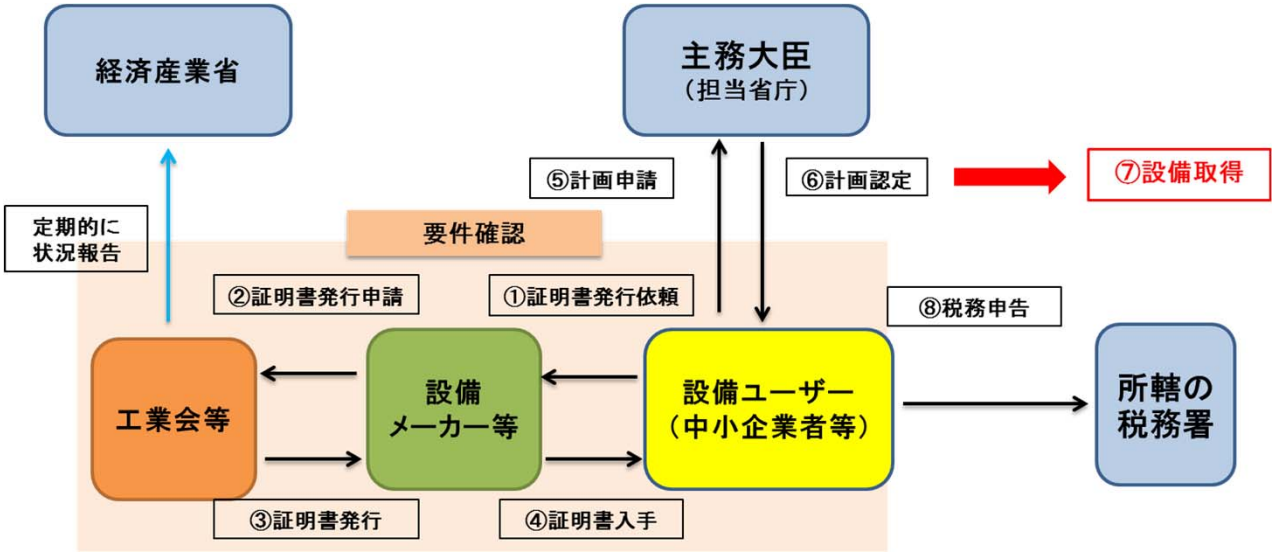

➢ 各様式は中小企業庁ホームページからダウンロードできます。（トップページ→経営サポート→経営強化法による支援→工業会等による証明書について）
http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html

① 設備ユーザーは、当該設備を生産した機器メーカー等（以下「設備メーカー」）に証明書の発行を依頼してください。

※②～③は設備メーカーと工業会等とのやりとりです。

② 依頼を受けた設備メーカーは、証明書（様式１）及びチェックシート（様式２）に必要事項を記入の上、当該設備を担当する工業会等の確認を受けてください。
（注）設備の種類ごとに担当する工業会等を定めております。詳しくは中小企業庁ホームページをご参照ください。http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/

③ 工業会等は、証明書及びチェックシートの記入内容を確認の上、設備メーカーに証明書を発行してください。

④ 工業会等から証明書の発行を受けた設備メーカーは、依頼があった設備ユーザーに証明書を転送してください。

⑤・⑥ 設備ユーザーは、④の確認を受けた設備を経営力向上計画に記載し、計画申請書及びその写しとともに④の工業会証明書の写しを添付して、主務大臣に計画申請します。主務大臣は、計画認定書と計画申請書の写しを設備ユーザーに交付します。

⑦・⑧ 認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の他の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。税務申告に際しては、納税書類に④の工業会証明書、⑤の計画申請書及び⑥の計画認定書（いずれも写し）を添付してください。

（注）本手続きを行っていただいた場合でも、税務の要件（取得価額や事業の用に供する等）を満たさない場合は、税制の適用が受けられないことにご注意ください。

2.　①中小企業経営強化税制

（２－２）Ｂ類型：収益力強化設備

収益力強化設備の要件

下の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの
　年平均の投資利益率が５％以上となることが見込まれることにつき、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

上記の要件について、経済産業局から確認書を取得する必要があります。
確認書取得から税制の適用を受けるまでの流れについてはＰ.６を参照。

対象設備

設備の種類	用途又は細目	最低価額（１台１基又は一の取得価額）
機械装置（※1、5）	全て	160万円以上
工具	全て	30万円以上
器具備品（※2、6）	全て	30万円以上
建物附属設備（※3、5、6）	全て	60万円以上
ソフトウエア（※4、6）	全て	70万円以上

※１ 発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が２分の１を超える発電設備等）を除く。
※２ 医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。
※３ 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものを除く。
※４ 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用ＯＳのうち一定のものなどは除く（中促と同様）。
※５ 発電設備等の取得等をして税制措置を適用する場合には、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」及びその記載内容を証する書類の添付が必要となります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」Ｐ．１６を確認してください。
※６ 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm

投資利益率の計算について

年平均の投資利益率は、次の算式によって算定します。

$$\frac{\text{「営業利益＋減価償却費※1」の増加額※2}}{\text{設備投資額※3}}$$

※１　会計上の減価償却費
※２　設備の取得等をする年度の翌年度以降３年度の平均額
※３　設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

投資計画の策定単位について

　投資計画の策定単位は、収益力強化設備の導入の目的（＝事業の生産性の向上に特に資すること）に照らして、必要不可欠な設備の導入に係るものであり、その設備から投資利益率を算定する際に、追加的に生じる効果を正確に算出するために必要最小限の単位が、投資計画の策定単位です。
（例）工場の生産ラインの改善投資→生産ライン単位（工場全体に効果が出る場合は工場単位）

2.　①中小企業経営強化税制

適用手続き（中小企業経営強化税制Ｂ類型）

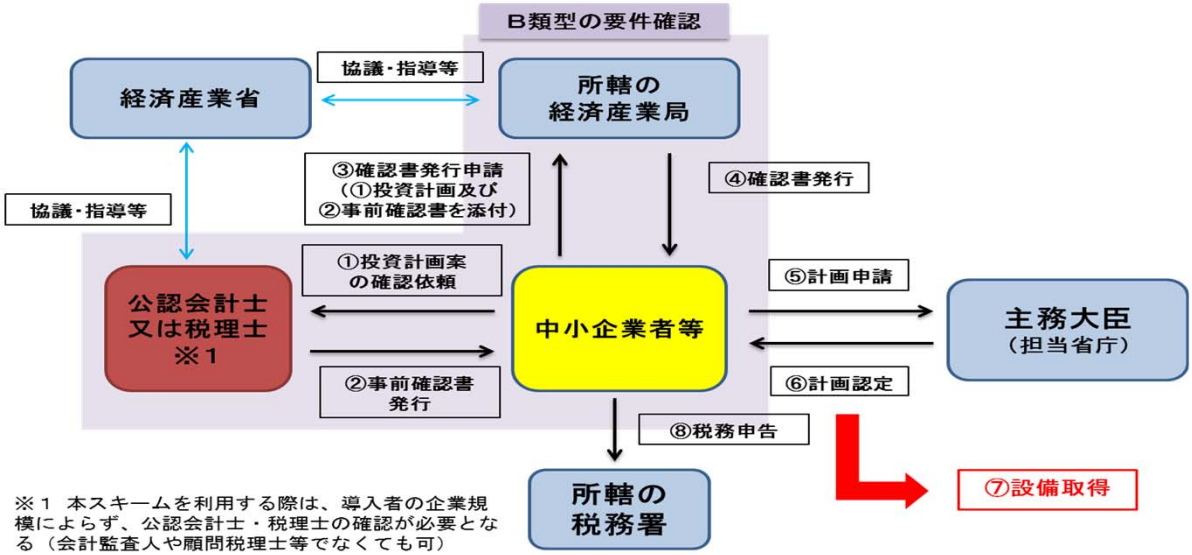

➢ 各様式は中小企業庁ホームページからダウンロードできます。（トップページ→経営サポート→経営強化法による支援→経済産業局による確認書について（Ｂ類型））
http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kakuninsyo.html

①・②　申請書（様式１）に必要事項をご記入いただき、必要書類（当該申請書の裏付けとなる資料等）を添付の上、公認会計士又は税理士の事前確認を受けてください。
公認会計士又は税理士は申請書と裏付けとなる資料に齟齬がないか等を確認し、「事前確認書（様式２）」を発行します。

③・④　申請者は、必要に応じて申請書の修正等を行った上で、②の事前確認書を添付の上、本社所在地を管轄する経済産業局（※）に、事前にご連絡（予約）をした上で、申請書の内容が分かる方が申請書をご持参・ご説明ください。
※申請書に記載のある設備の導入場所に当該申請書について説明可能な方がいるなど、特段の事情がある場合は設備の導入場所の管轄の経済産業局でも申請ができます。
経済産業局は、③のご説明を受けてから、概ね１ヶ月以内に、②の事前確認書、申請書、添付書類に基づき、当該申請書が経営力向上設備等の投資計画であるとして適切である場合に確認書（様式３）を発行し、申請書及び必要添付書類を添付したものをお渡しします。

⑤・⑥　申請者は、④の確認を受けた設備について経営力向上計画に記載し、計画申請書及びその写しとともに④の確認書及び確認申請書（いずれも写し）を添付して、主務大臣に計画申請します。主務大臣は、計画認定書と計画申請書の写しを申請者に交付します。

⑦・⑧　認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の他の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。税務申告に際しては、④の確認書、⑤の申請書及び⑥の認定書（いずれも写し）を添付してください。

⑨　④の確認書の交付を受けた申請者は、設備の取得等をする年度の翌年度以降３年間について、当該投資計画に関する実施状況報告を、設備の取得等を行った事業年度の翌事業年度終了後４ヶ月以内に、確認書の交付を受けた経済産業局に提出する必要があります。

（注）本手続きを行っていただいた場合でも、税務の要件（取得価額や事業の用に供する等）を満たさない場合は、税制の適用が受けられないことにご注意ください。

2.　①中小企業経営強化税制

（2－3）C類型：デジタル化設備

デジタル化設備の要件

下の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの
事業プロセスの①遠隔操作、②可視化、③自動制御化のいずれかを可能にする設備として、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

上記の要件について、経済産業局から確認書を取得する必要があります。
確認書取得から税制の適用を受けるまでの流れについてはP.8を参照。

対象設備

設備の種類	用途又は細目	最低価額（１台１基又は一の取得価額）
機械装置（※1、5）	全て	160万円以上
工具	全て	30万円以上
器具備品（※2、6）	全て	30万円以上
建物附属設備（※3、5、6）	全て	60万円以上
ソフトウエア（※4、6）	全て	70万円以上

※1 発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が２分の１を超える発電設備等）を除く。
※2 医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。
※3 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものを除く。
※4 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用ＯＳのうち一定のものなどは除く（中促と同様）。
※5 発電設備等の取得等をして税制措置を適用する場合には、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」及びその記載内容を証する書類の添付が必要となります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」P.１６を確認してください。
※6 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。
詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm

①遠隔操作、②可視化、③自動制御化について

①遠隔操作
　１）デジタル技術を用いて、遠隔操作をすること
　２）以下のいずれかを目的とすること
　　A)事業を非対面で行うことができるようにすること
　　B)事業に従事する者が、通常行っている業務を、通常出勤している場所以外の場所で行うことができるようにすること
②可視化
　１）データの集約・分析を、デジタル技術を用いて行うこと
　２）１）のデータが、現在行っている事業や事業プロセスに関係するものであること
　３）１）により事業プロセスに関する最新の状況を把握し経営資源等の最適化※を行うことができるようにすること
③自動制御化
　１）デジタル技術を用いて、状況に応じて自動的に指令を行うことができるようにすること
　２）１）の指令が、現在行っている事業プロセスに関する経営資源等を最適化するためのものであること
※「経営資源等の最適化」とは、「設備、技術、個人の有する知識及び技能等を含む事業活動に活用される資源等の最適な配分等」をいいます。

2.　①中小企業経営強化税制

適用手続き（中小企業経営強化税制C類型）

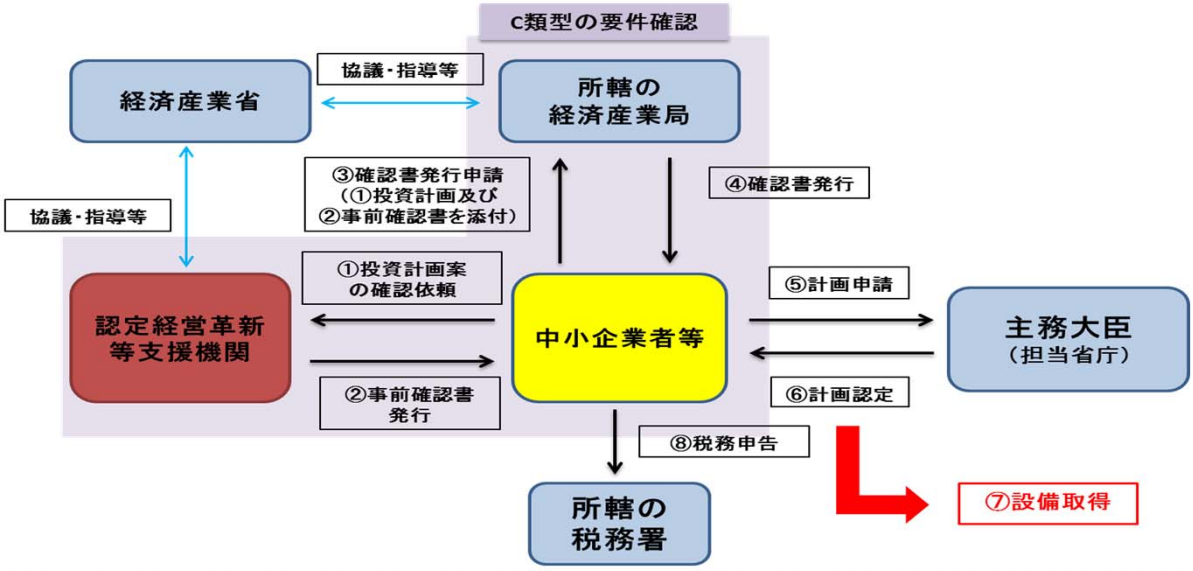

➢ 各様式は中小企業庁ホームページからダウンロードできます。（トップページ→経営サポート→経営強化法による支援→経済産業局による確認書について（C類型））
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kakuninsyo_c.html

①・②　申請書（様式１）に必要事項をご記入いただき、必要書類（当該申請書の裏付けとなる資料等）を添付の上、認定経営革新等支援機関の事前確認を受けてください。
認定経営革新等支援機関は申請書と裏付けとなる資料に齟齬がないか等を確認し、「事前確認書（様式２）」を発行します。

③・④　申請者は、必要に応じて申請書の修正等を行った上で、②の事前確認書を添付の上、本社所在地を管轄する経済産業局に、事前にご連絡をした上で、申請書二部・必要添付書類二部・事前確認書二部を一式としてご郵送ください。なお、確認書発行に対して、返信用封筒（返信先の宛名必須）に切手（確認書には申請書及び必要添付書類を一式として送付いたしますので、重量をご確認の上、必要となる切手を添付してください。）を添付したものを同封してご郵送ください。
　経済産業局は、郵送を受け取ってから（郵送物の到着日が受理日となります）、概ね１ヶ月以内に、②の事前確認書、申請書、添付書類に基づき、当該申請書が経営力向上設備等の投資計画であるとして適切である場合に確認書（様式３）を発行し、申請書及び必要添付書類を添付したものを返送します。

⑤・⑥　申請者は、④の確認を受けた設備について経営力向上計画に記載し、計画申請書及びその写しとともに④の確認書及び確認申請書（いずれも写し）を添付して、主務大臣に計画申請します。主務大臣は、計画認定書と計画申請書の写しを申請者に交付します。

⑦・⑧　認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の他の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。税務申告に際しては、④の確認書、⑤の申請書及び⑥の認定書（いずれも写し）を添付してください。

（注）本手続きを行っていただいた場合でも、税務の要件（取得価額や事業の用に供する等）を満たさない場合は、税制の適用が受けられないことにご注意ください。

2.　①中小企業経営強化税制

各経済産業局の問い合わせ先

（お問い合わせ先）	（管轄地域）
○北海道経済産業局 中小企業課（直通：011－709－3140）	北海道
○東北経済産業局 経営支援課（直通：022－221－4806）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
○関東経済産業局 中小企業課（直通：048－600－0338）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
○中部経済産業局 経営力向上室（直通：052－951－0253）	岐阜県、愛知県、三重県
○中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局 産業課（直通：076－432－5401）	富山県、石川県
○近畿経済産業局 創業・経営支援課（直通：06-6966-6065）	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
○中国経済産業局 経営支援課（直通：082-205-5316）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
○四国経済産業局 中小企業課（直通：087-811-8562）	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
○九州経済産業局 経営支援課 （直通：092－482－5592,5593）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
○沖縄総合事務局経済産業部 中小企業課（直通：098－866－1755）	沖縄県

※　減価償却資産の種類の判断や税法上の規定に関するお問い合わせに関しては、公認会計士・税理士、又は所轄の税務署までご確認下さい。

2.　①中小企業経営強化税制

設備の取得時期について（中小企業経営強化税制A・B・C共通）

経営力向上設備等については、以下のとおり、経営力向上計画の認定後に取得することが【原則】です。原則に従うことができない場合には、設備取得日から一定期間内に経営力向上計画が受理される必要がありますので、【例外】の流れをご確認下さい。

【原則】経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得

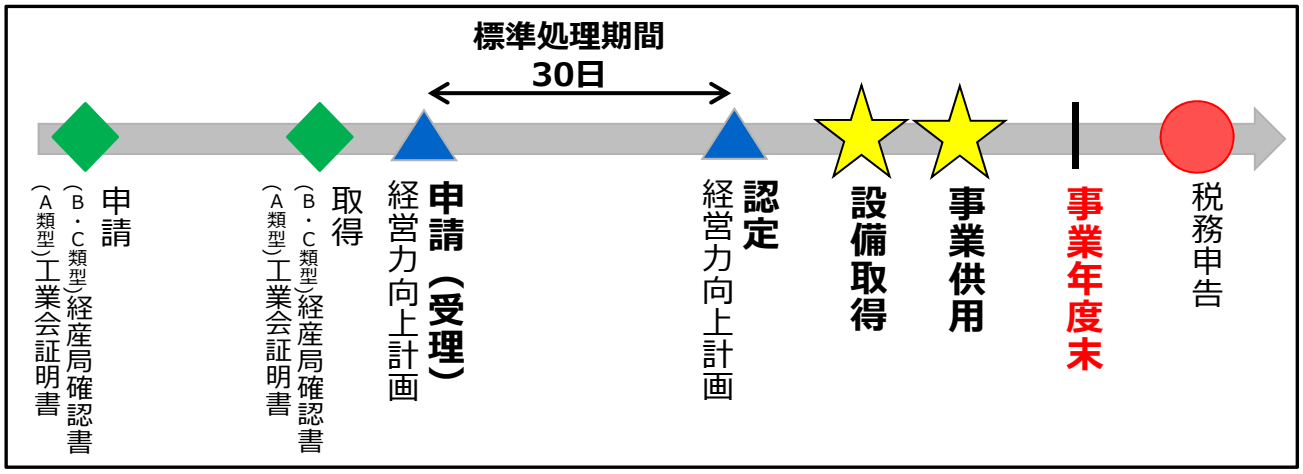

【例外】設備取得後に経営力向上計画を申請する場合

設備を取得した後に経営力向上計画を申請する場合には、設備取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります（計画変更により設備を追加する場合も同様です）。

上記の場合において税制の適用を受けるためには、制度の適用を年度単位で見ることから、遅くとも当該設備を取得し事業の用に供した年度（各企業の事業年度）内に認定を受ける必要があります（当該事業年度を超えて認定を受けた場合、税制の適用を受けることはできませんのでご注意ください）。

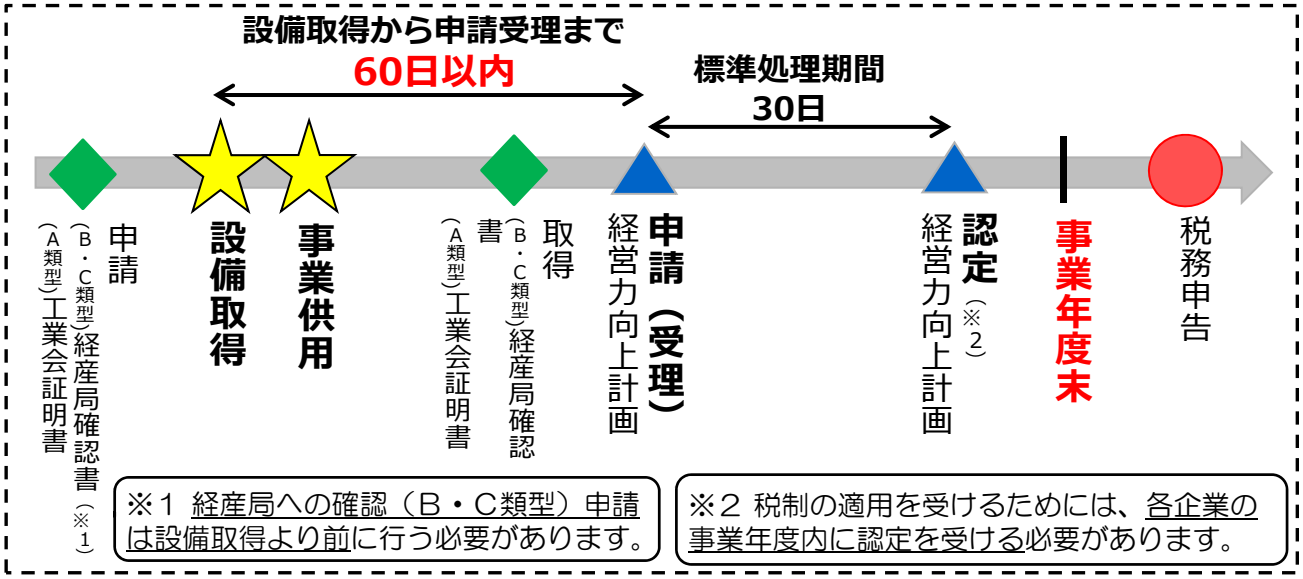

2.　①中小企業経営強化税制

新型コロナウイルス感染症対応下における経営力向上計画の認定に関する柔軟な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営力向上計画の申請時に必要な「工業会証明書」や「経済産業局確認書」の発行遅延等により、設備を取得した事業年度末までに認定を受けられないケースにおいて、以下の特例を講じることとなりました。

○　経営力向上計画の認定申請先において、令和２年2月以降に取得した設備に関しては、設備取得から経営力向上計画の申請（受理）までの期間が60日を超過する場合であっても、令和２年９月３０日までの期間は、申請を受理することとします。

○　令和２年９月３０日までの期間に申請された経営力向上計画については、特例措置として、設備を取得し事業の用に供した年度（各企業の事業年度）内に認定を受けたものと、同様に取り扱うこととします。

※　税制の適用に当たっては、設備取得後に経営力向上計画を申請する場合、設備を取得し事業の用に供した年度内に認定を受けなければなりませんが、この特例措置により、当該年度内に中小企業等経営強化法における認定を受けたものとして取り扱われ、税制の適用要件を満たすことになります。

※　特例措置を受ける場合、認定書が確定申告書の提出期限までに入手できないケースも考えられますが、例えば、中小企業者等において、年度中に対象設備を取得・事業供用し、確定申告書を作成（本税制の適用があるものとして計算）済みであるものの、必要書類の入手が遅れている場合には、確定申告書を提出した後で、その必要書類が入手でき次第、税務署へ追加提出することも可能です。

※　税務署への必要書類の追加提出については、この特例措置が令和２年９月３０日までの申請となるため、遅くとも令和２年12月末までに税務署へ提出するようにしてください。必要書類の追加提出を行う中小企業者等については、その他の適用要件を満たすことを前提に本税制の特例が認められます。

※　計画内容の審査の結果、認定が受けられず、必要書類の追加提出ができなかった場合には、本税制の適用要件を満たさないことになりますので、この場合は修正申告が必要となります。（中小企業者等が自主的に修正申告を行う場合には加算税はかかりません。）

○　この他にも、国税に関する取扱いとして、本税制の必要書類の入手が遅れたことなどにより期限までに申告が困難なケースについては、個別の申告期限延長が認められます。詳しくは、国税庁の「新型コロナ感染症に関するＦＡＱ」をご確認ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm

2．② 事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例

土地・建物の取得に係る税制措置の概要

他者から事業を承継するために、土地・建物を取得する場合、登録免許税・不動産取得税の軽減措置を利用することが可能です。

（１）制度の概要

①中小企業者等が、②適用期間内に中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、③合併、会社分割又は事業譲渡を通じて他の中小企業者等から不動産を含む事業用資産等を取得する場合、不動産の権利移転について生じる④登録免許税、不動産取得税の軽減を受けることができます。

条文：租税特別措置法第８０条（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）第３項
地方税法附則第11条（不動産取得税の課税標準の特例） 第16項

① 中小企業者等とは？

- 資本金又は出資金の額が１億円以下の法人
- 資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- 協同組合等（中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する「中小企業者等」に該当するものに限る）

ただし、次の法人は、たとえ資本金が１億円以下でも中小企業者とはなりません。

①同一の大規模法人（資本金又は出資金の額が１億円超の法人、資本金又は出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金又は出資金の額が５億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から２分の１以上の出資を受ける法人

②２以上の大規模法人から３分の２以上の出資を受ける法人

※　以上の条件を満たせば、登録免許税・不動産取得税いずれの軽減措置も利用可能となります。
以上の条件までは満たさない場合でも、中小企業経営強化法上の「中小企業者等」（「経営力向上計画策定の手引き」P.３をご参照ください。）に該当する者であれば、登録免許税の軽減措置のみ利用することができます。

② 適用期間とは？

平成30年７月９日から令和４年３月３１日までの期間

③ 対象となる行為類型

(i) 合併 、(ii) 会社分割 又は (iii)事業譲渡 により、他の中小企業者等から土地・建物を含む事業上の権利義務を取得する行為であって、事業の承継を伴うもの

※　「事業の承継を伴う」取組みであることが必要です。

①　同一の者に支配された法人間での事業の移転等、実質的に事業の承継といえないものは除かれます。具体的には、承継される企業と承継する企業を直接又は間接に支配している者が、同一の者である場合には、「事業の承継を伴う」ものとはいえず、対象となりません。

②　事業を承継させる側の経営者と事業を承継する側の経営者が親族関係にない場合であれば、認定対象となり得ます。双方の経営者が親族関係にある場合には、別途申請書の提出先又は中小企業庁 事業環境部 財務課にお問合せください。

2.　② 事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例

④ 軽減措置の内容

認定計画に基づき、合併、会社分割又は事業譲渡を行って、土地・建物を取得する場合には、以下のとおり、特例が適用されます。

＜登録免許税＞

登記の種類		通常税率	計画認定時の税率
不動産所有権移転の登記	事業に必要な資産の譲受けによる移転の登記	2.0%(※)	1.6%
	合併による移転の登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の登記	2.0%	0.4%

※　平成31年3月31日までの間、土地を売買した場合の登録免許税は、一般的に、1.5%に軽減されている。

＜不動産取得税（事業譲渡の場合のみ（※1））＞

取得する不動産の種類	税額	計画認定時の特例
土地・住宅	不動産の価格×3.0%	不動産の価格の1/6相当額を課税標準から控除
住宅以外の家屋	不動産の価格×4.0%(※2)	

※1　合併や一定の会社分割の場合は非課税
※2　事務所や宿舎等の一定の不動産を除く。

（2）適用手続き

①　計画認定

合併、会社分割又は事業譲渡を行って土地・建物を取得することを内容に含む経営力向上計画を策定し、認定を受けてください。登録免許税の軽減措置を受ける場合には、適用証明申請書を計画認定の省庁に**2部提出**し、軽減措置の対象であることを示す適用証明書を受け取ってください。

なお、不動産取得税の軽減措置を受ける場合には、申請書の提出先は、当該措置に係る土地・建物が所在する都道府県になりますので、ご留意ください。

※　不動産取得税の軽減措置を受ける場合、提出先となる省庁に対し、申請書の記載内容、提出手続きについて、可能な限り事前にご相談ください。

②　合併等の実行、土地・建物の権利移転登記手続き

認定計画の内容に従って合併、会社分割又は事業譲渡を実行した後、土地・建物の権利移転に係る移転登記手続を法務局に申請することになります。

登録免許税の軽減措置を受ける場合には、この申請の際、適用証明書を添付して申請してください。申請時に納付すべき登録免許税が、軽減されます。

※　登録免許税の軽減措置を受けるためには、計画認定の日から1年以内に移転登記手続きを完了することが必要です。

③　不動産取得税の申告・納税

不動産取得税の軽減措置を受ける場合には、不動産の取得に係る申告の際に、認定書の写しを添付して申告してください。その後、都道府県から送付される納税通知書に従い、軽減された税額を支払ってください。

3．金融支援

経営力向上計画が認定された事業者は、政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する通常とは別枠での信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援などを受けることができます。

（1）各種金融支援の概要

① 日本政策金融公庫による低利融資　**中小企業者向け**

経営力向上計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、低利融資を受ける事ができます。

貸付金利　設備資金について、基準利率から0.9%引下げ(運転資金については基準利率)
※基準利率：中小企業事業1.11%　国民生活事業1.91%（令和2年1月6日現在、貸付期間5年の場合）

貸付限度額　(中小企業事業)　7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円)
(国民生活事業)　7,200万円(うち運転資金4,800万円)

貸付期間　設備資金20年以内、長期運転資金7年以内(据置期間2年以内)

※沖縄県の事業者の方は、沖縄振興開発金融公庫の低利融資がご利用いただけます。
具体的な融資条件等は、同公庫にお問い合わせください。

② 中小企業信用保険法の特例　**中小企業者向け**

中小企業者は、経営力向上計画の実行（※）にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

（※）新商品・新サービスなど「自社にとって新しい取組」（新事業活動）に限ります。

保証限度額

	通常枠	別枠
普通保険	2億円（組合4億円）	2億円（組合4億円）
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円
新事業開拓保険	2億円→3億円（保証枠の拡大）	
海外投資関係保険	2億円→3億円（保証枠の拡大）	

③ 中小企業投資育成株式会社法の特例　**中小企業者向け**

経営力向上計画の認定を受けた場合、通常の投資対象（資本金3億円以下の株式会社）に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社（中小企業者）も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能になります。

④ 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット　**中小企業者向け**

経営力向上計画の認定を受けた中小企業者(国内親会社)の海外支店又は海外子会社が、日本公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、日本公庫による債務の保証を受けることができます。
〇補償限度額：１法人あたり最大４億5000万円
〇融資期間　：１～５年

3．金融支援

⑤ 中小企業基盤整備機構による債務保証　中堅クラス向け

資本金10億円以下又は従業員数2千人以下の中堅企業等（※）が、経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円（保証割合50%、最大50億円の借入に対応）の債務の保証を受けられます。

（※）中小企業者は含まれません。

⑥食品等流通合理化促進機構による債務保証　中堅クラス向け　中小企業者向け

食品製造業者等は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証を使えない場合や巨額の資金調達が必要となる場合に、食品流通構造改善促進機構による債務の保証を受けられます。

適用対象者　※①～⑥の番号は前ページからの各種金融支援の番号と一致しています。

定義	中小企業者等（中小企業等経営強化法第2条第2項）	
	ア．中堅企業・その他政令で定める法人（※1）（イに該当する者を除く）	イ．中小企業者（※2）
	資本金10億円以下の会社又は従業員数2000人以下の会社及び個人	（※2）【中小企業者の定義】のとおり
経営力向上計画の認定	○	○
① 日本政策金融公庫による低利子融資 ② 中小企業信用保険法の特例 ③ 中小企業投資育成株式会社法の特例 ④ 日本政策金融公庫による スタンドバイ・クレジット	×	○
⑤ 中小企業基盤整備機構による債務保証	○	×
⑥ 食品等流通合理化促進機構による債務保証（食品製造業者等のみ対象）	○	○

※1【「その他政令で定める法人」の定義】

中小企業者以外に、医業・歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）、社会福祉法人、特定非営利活動法人についても、資本金若しくは出資の総額が10億円以下又は従業員数2000人以下（資本・出資を有しない場合）の要件を満たす場合は、中小企業者等の範囲に含まれます。

※2【中小企業者の定義】

		製造業その他	卸売業	小売業	サービス業	政令指定業種（※右記の業種のうち、特別に政令で基準を定めている業種）		
						ゴム製品製造業	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	旅館業
資本金	右欄の上下どちらかで判断	3億円以下	1億円以下	5000万円以下	5000万円以下	3億円以下	3億円以下	5000万円以下
従業員数		300人以下	100人以下	50人以下	100人以下	900人以下	300人以下	200人以下

3．金融支援

（2）適用手続き

各種金融支援のご活用を検討している場合は、経営力向上計画を提出する前に、関係機関にご相談ください。関係機関は以下の通りです。
※①～⑥の番号はP.14，１５の各種金融支援の番号と一致しています。

番号	機関の名称／問い合わせ窓口	電話
①・④	（株）日本政策金融公庫　事業資金ダイヤル	0120-154-505
①’	（株）沖縄振興開発金融公庫　融資第二部 中小企業融資第一班・中小企業融資第二班	098-941-1785 098-941-1795
②	各都道府県の信用保証協会 または(一社)全国信用保証協会連合会	各都道府県の信用保証協会 または　03-6823-1200
③	東京中小企業投資育成株式会社 （新潟・長野・静岡以東の18都道県に本社を置いている企業）	03-5469-1811（代）
	名古屋中小企業投資育成株式会社 （愛知・岐阜・三重・富山・石川の5県に本社を置いている企業）	052-581-9541（代）
	大阪中小企業投資育成株式会社 （福井・滋賀・奈良・和歌山以西の24府県に本社を置いている企業）	06-6459-1700（代） （九州支社： 092-724-0651（代））
⑤	独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部事業基盤支援課	03-5470-1575
⑥	（公財）食品等流通合理化促進機構　業務部	03-5809-2176

注意事項　金融機関及び信用保証協会の融資・保証の審査は、担当省庁による経営力向上計画の認定審査とは別に行います。認定を取得しても融資・保証を受けられない場合があります。

4．法的支援

（1）各種法的支援の概要

実施する事業承継等の内容と、利用可能な支援措置の関係は、以下のとおりです。

実施する「事業承継等」の内容	合併／会社分割	事業譲渡	事業協同組合等の設立
①許認可承継の特例	○	○	―
②組合発起人数の特例	―	―	○
③事業譲渡の際の免責的債務引受けの特例	―	○	―

4．法的支援

① 許認可承継の特例

事業承継等を行うことを記載内容に含む経営力向上計画の認定を受けた上で、その内容に従い、以下のいずれかの許認可事業を承継する場合には、承継される側の事業者から、当該許認可に係る地位をそのまま引き継ぐことができます。

旅館業／建設業／火薬類製造業・火薬類販売業／
一般旅客自動車運送事業／一般貨物自動車運送事業／
一般ガス導管事業

※　各許認可の根拠規定は、以下のとおりです。
旅館業：旅館業法第３条第１項、建設業：建設業法第３条第１項、火薬類製造業・火薬類販売業：火薬類取締法第３条・第５条、一般旅客自動車運送事業：道路運送法第４条第１項、一般貨物自動車運送事業：貨物自動車運送事業法第３条、一般ガス導管事業：ガス事業法第３５条

② 組合発起人数の特例

組合の組成を記載内容に含む経営力向上計画の認定を受けた上で、その内容に従い、事業協同組合、企業組合又は協業組合を設立する場合には、通常、最低4人必要とされている発起人の人数が、3人でも可となります。

③ 事業譲渡の際の免責的債務引受けの特例

通常、企業が事業譲渡により債務を移転するには、債権者から個別に同意を得る必要があり、この同意がない場合には、事業譲渡をした企業は債務を免れないこととなります。

事業譲渡を行って他者から取得する経営資源を活用する取組みについて計画認定を受けた場合、企業が債権者に対して通知（催告）し、1ヵ月以内に返事がなければ債権者の同意があったものとみなすことができ、より簡略な手続きにより債務を移転することができます。

この支援の措置の適用対象となるのは、①「事業承継等」として、**事業譲渡を行う場合**であって、②**承継される側の中小企業者が株式会社であるとき**に限られますので、ご注意ください。

（2）適用手続き

（2－1）許認可承継の特例

① 事前相談

本支援措置によって許認可を引き継ぐ場合にも、許認可を所管する省庁の判断が介在しますので、円滑に認定を受けていただくためにも、許認可を所管する行政庁に事前にご相談ください。許認可を所管する省庁から、質問や資料提出の求めがあった場合、回答・提出にご協力いただけますようお願いいたします。

4．法的支援

＜手続きの流れ（図）＞

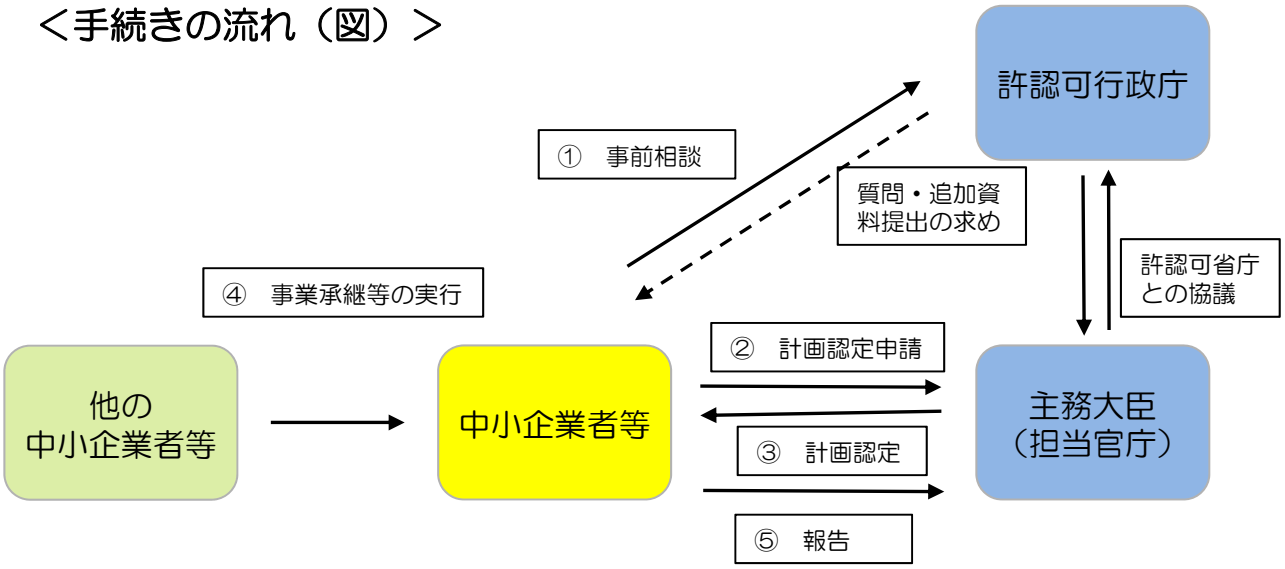

② 計画認定申請

事業を引き継ぐためのスキームや、許認可承継の特例を利用したい旨（申請様式の「９　特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位」の欄）を記載して、経営力向上計画を策定し、申請窓口に対して申請を行ってください。

許認可承継の特例の適用を求める認定申請があった場合、当該申請を受け付けた省庁は、当該許認可を所管する行政庁への協議を行います。許認可を所管する行政庁から、この段階で質問や追加資料提出の求めがあった場合には、ご対応ください。

③ 計画認定

計画の認定を受け、認定書の交付を受けてください。

④ 事業承継等の実行

認定計画に記載された内容に従い、事業承継等を実行してください。それにより当然に、承継される側の事業者が有していた業法上の許認可に係る地位が、承継する側の事業者に引き継がれます。

⑤ 報告

事業承継等を実行した後は、遅滞なく、計画認定を行った省庁に対して、報告を行う必要があります。

4．法的支援

（２－２）組合発起人数の特例

適用対象

経営力向上計画において、「事業承継等」として、①事業協同組合、②企業組合又は③協業組合の設立を記載しており、他の事業者と経営資源を共同で利用することにより生産性を向上させる取り組みを行う事業者

適用手続き

①　計画認定

次に記載する組合設立の認可申請に先立って、組合の設立を内容に含む経営力向上計画を策定し、認定を受けてください。認定を受けた後2か月以内に、②の組合設立の認可申請を行う必要があります。

②　組合設立の認可申請、設立登記手続

事業協同組合、企業組合又は協業組合の設立に当たっては、組合の設立登記に先立って、所管行政庁から設立の認可を受けなければなりません。この際、通常の添付書類に加えて、経営力向上計画に係る(i)認定書の写し及び(ii)経営力向上計画の写しを添付することによって、発起人の人数が3人であっても、設立認可を受けることが可能になります。認可を受けた後、設立登記手続きを行ってください。

（２－３）事業譲渡の場合の債権者の異議の催告

①　計画認定

事業譲渡の実行に先立って、事業譲渡により他の中小企業者（株式会社）から経営資源を取得することを内容に含む経営力向上計画を策定し、認定を受けてください。

②　事業譲渡に係る組織決定（承継される側の企業）

承継される側の中小企業（株式会社）において、会社法の規定及び会社の内部規程に従い、(i) 取締役会の決議、(ii) 株主総会の決議、又は(iii)執行役の決定を経てください。

４．法的支援

（２－３）事業譲渡の場合の債権者の異議の催告（続き）

③　債権者に対する催告（承継される側の企業）

承継される側の企業から、当該企業に対して債権を有する債権者（※）に対して、催告を行います。催告においては、1か月以上の催告期間を定めて、事業譲渡の実行に反対する場合には、当該期間内に、異議を申し出ることができる旨を通知します。

※　事業譲渡が実行された場合に、承継される側の事業者に対して債務の履行を請求できない（それまで債務者でなかった、承継する側の事業者に対してしか債務の履行を請求できない）こととされる債権者に対して催告を行います。

④　異議の申出

催告期間内に異議を述べた債権者に対しては、承継される側の企業は、①債務を弁済するか、②担保を提供するか、③弁済をするために信託会社又は金融機関に財産を信託する必要があります（但し、弁済期や債権額、財務状態などを考慮して、異議を述べた債権者を害するおそれがないと認められる場合には、①～③のいずれも行う必要はありません。）。

⑤　催告期間の経過

催告期間内に異議を述べなかった場合、債権者は債権の移転に同意したものとみなされます。以後その債権者は、事業を引き継いだ事業者に対してしか、支払いその他の債務の履行を求めることができません。

⑥　事業譲渡の実行

催告期間の経過後に事業譲渡を実行することにより、債務の移転に関する権利関係を明確化しておくことができます。

⑦　報告

事業譲渡を実行した後は、遅滞なく、計画認定を行った省庁に対して、報告を行う必要があります。

5．ホームページ・問い合わせ先

＜ホームページ＞
経営強化法による支援
http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html
（中小企業庁ＨＰ　→　経営サポート　→　経営強化法による支援）

＜問い合わせ先＞
○中小企業等経営強化法に基づく税制措置について
中小企業税制サポートセンター
TEL: 03-6281-9821（平日9:30-17:00）
中小企業庁 事業環境部 財務課
（「事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例」について）
TEL: 03-3501-5803（平日9:30-12:00, 13:00-17:00）
○経営力向上計画について
中小企業庁 事業環境部 企画課
TEL: 03-3501-1957（平日9:30-12:00, 13:00-17:00）
中小企業庁 事業環境部 財務課（「事業承継等」について）
TEL: 03-3501-5803（平日9:30-12:00, 13:00-17:00）
※ 個別の申請に対する認定の可否や、審査の状況に関するお問い合わせにはご対応しかねます。
※ 申請者や、その支援機関以外の方のお問い合わせはご遠慮ください。

四国運輸局　自動車技術安全部　組織のご案内

自動車技術安全部	〒760－0019 香川県高松市サンポート3番33号高松サンポート合同庁舎南館 【FAX】087－802－6787

管理業務調整官	【TEL】087－802－6782	自動車登録手続き等に関する事務
整備・保安課	【TEL】087－802－6783	自動車の整備事業の指導監督に関する業務
技術課	【TEL】087－802－6785	自動車の検査に関する業務
保安・環境調整官	【TEL】087－802－6786	運送事業の安全対策及び自動車の環境対策に関する業務

リコールについての相談窓口、情報提供窓口

○各運輸支局　検査整備保安担当

○四国運輸局　自動車技術安全部　技術課

○自動車の不具合情報ホットライン

フリーダイヤル　0120－744－960（年中無休・24時間）

（オペレータ受付時間　平日9:30～12:00　13:00～17:30）

HP：http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/index.html

○国土交通省　自動車局　審査・リコール課

〒100－8918
東京都千代田区霞が関2－1－3　中央合同庁舎3号館
【TEL】03－5253－8111　【FAX】03－5253－1640

運輸支局　組織のご案内

●徳島運輸支局（応神庁舎）

〒771－1156
徳島県徳島市応神町応神産業団地1－1

【輸送・監査部門】　【TEL】088－641－4811
【FAX】088－641－4814

【登録・検査ヘルプデスク】　【TEL】050－5540－2074

【検査整備保安部門】　【TEL】088－641－4813
【FAX】088－641－4820（登録、検査整備保安部門）

●香川運輸支局

〒761－8023
香川県高松市鬼無町字佐藤20－1

【企画観光・輸送・監査部門】　【TEL】087－882－1357
【FAX】087－882－4033

【登録・検査ヘルプデスク】　【TEL】050－5540－2075

【検査整備保安部門】　【TEL】087－882－1355
【FAX】087－882－4041（登録、検査整備保安部門）

●愛媛運輸支局

〒791－1113
愛媛県松山市森松町1070

【輸送・監査部門】　【TEL】089－956－1563
【FAX】089－957－9035

【登録・検査ヘルプデスク】　【TEL】050－5540－2076

【検査整備保安部門】　【TEL】089－956－1561
【FAX】089－969－0556（登録、検査整備保安部門）

●高知運輸支局（大津庁舎）

〒781－5103
高知県高知市大津乙1879－1

【輸送・監査部門】　【TEL】088－866－7311
【FAX】088－866－7310

【登録・検査ヘルプデスク】　【TEL】050－5540－2077

【検査整備保安部門】　【TEL】088－866－7313
【FAX】088－866－7315（登録、検査整備保安部門）

独立行政法人自動車技術総合機構　組織のご案内

●四国検査部

〒761－8023
香川県高松市鬼無町字佐藤20－1

【TEL】087－882－1372
【FAX】087－842－5075

●徳島事務所

〒771－1156
徳島県徳島市応神町応神産業団地1－1

【TEL】088－641－6465
【FAX】088－641－6476

●愛媛事務所

〒791－1113
愛媛県松山市森松町1070

【TEL】089－956－2809
【FAX】089－956－2812

●高知事務所

〒781－5103
高知県高知市大津乙1879－1

【TEL】088－804－5203
【FAX】088－804－5245

軽自動車検査協会　組織のご案内

●香川主管事務所

〒769－0103
香川県高松市国分寺町福家甲1258－18

【TEL】050－3816－3122
【FAX】087－870－6596

●徳島事務所

〒771－1156
徳島県徳島市応神町応神産業団地1－3

【TEL】050－3816－3123
【FAX】088－683－3646

●愛媛事務所

〒791－1112
愛媛県松山市南高井町1814－2

【TEL】050－3816－3124
【FAX】089－905－9782

●高知事務所

〒781－0270
高知県高知市長浜3106－2

【TEL】050－3816－3125
【FAX】088－837－9762

国土交通省以外のお問い合わせ先等

●公益財団法人　自動車製造物責任相談センター

〒100－0011
東京都千代田区内幸町2丁目2－3日比谷国際ビル18階
○フリーダイヤル　0120－028－222
○【FAX】03－3502－0286
（平日　10時30分～12時、13時～16時）

●香川県消費生活センター

〒760－8570
香川県高松市番町四丁目1番10（県庁東館2階）
○【TEL】087－832－3790
○【FAX】087－861－3291
○相談専用電話087－833－0999
（平日　8時30分～17時）

●徳島県消費者情報センター

〒770－0851
徳島県徳島市徳島町城内2番地1　とくぎんトモニプラザ（徳島県青少年センター）5階
○【TEL】088－623－0110
○【FAX】088－623－0174
平日（水曜日を除く）9時～18時、土曜日・日曜日9時～16時
休所日：水曜日・祝日・年末年始

●愛媛県消費生活センター

〒791－8014
愛媛県松山市山越町450番地（愛媛県男女共同参画センター1階）
○【TEL】089－926－2603
○【FAX】089－946－5539
○相談専用電話089－925－3700
平日（水曜日を除く）9時～17時、水曜日9時～19時
土・日、祝日、年末年始は休み

●高知県消費生活センター

〒780－0935
高知県高知市旭町3丁目115番　こうち男女共同参画センター　ソーレ2階
○【TEL】088－824－0999
○【FAX】088－822－5619
相談電話：日～金曜日9時～16時45分
土曜日・祝日・年末年始は休み

主なメーカーお客様相談窓口一覧

●いすゞ自動車（株）	【TEL】0120－119－113
●スズキ（株）	【TEL】0120－402－253
●ダイハツ工業(株)	【TEL】0800－500－0182
●トヨタ自動車（株）	【TEL】0800－700－7700
●日産自動車（株）	【TEL】0120－315－232
●UDトラックス（株）	【TEL】0120－67－2301
●日野自動車（株）	【TEL】0120－106－558
●（株）SUBARU	【TEL】0120－052－215
●本田技研工業（株）	【TEL】0120－112－010（クルマ） 【TEL】0120－086－819（バイク）
●マツダ(株)	【TEL】0120－386－919
●三菱自動車工業(株)	【TEL】0120－324－860
●三菱ふそうトラック・バス(株)	【TEL】0120－324－230
●(株)カワサキモータースジャパン	【TEL】0120－400－819
●ヤマハ発動機(株)	【TEL】0120－090－819

その他

●日本自動車輸入組合	〒105－0014 東京都港区芝3－1－15　芝ボートビル5階 【TEL】03－5765－6811

定期点検の間隔及び自動車検査証の有効期間に関する整理表

平成19年４月

対象車種		点検区分等	定期点検の間隔					検査証の有効期間		備考(主な車種など)
			３カ月(別表３)	３カ月(別表４)	６カ月(別表５)	１年(別表６)	１年(別表７)	初回	２回目以降	
運送事業用	旅客	普通・小型	○					１年	←	バス、タクシー、ハイヤー
		軽	○					２年	←	福祉タクシー
	貨物	車両総重量８ｔ以上	○					１年	←	貨物運送業者のトラック(三輪車を含む)
		車両総重量８ｔ以上トレーラ		○				１年	←	
		車両総重量８ｔ未満	○					２年	１年	
		車両総重量８ｔ未満トレーラ		○				２年	１年	
		軽				●		２年	←	
		二輪					●	３年	２年	
	霊柩	通常タイプ	○					２年	←	霊柩車
		定員11名以上	○					１年	←	霊柩車バス形状
レンタカー	貨物	車両総重量８ｔ以上	○					１年	←	トラック(三輪車を含む)
		車両総重量８ｔ以上トレーラ		○				１年	←	
		車両総重量８ｔ未満	○					２年	１年	
		車両総重量８ｔ未満トレーラ		○				２年	１年	
		軽			○			２年	←	
		定員11名以上	○					１年	←	マイクロバス
		幼児専用車	○					１年	←	園児送迎車
	乗用	普通・小型			○			２年	１年	マイカー型
		軽			○			２年	←	
		三輪	○					２年	１年	
	二輪	小型			○			２年	１年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
		検査対象外軽自動車			○			無	←	125cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
	特種	普通・小型	○					２年	１年	キャンピング車
		貨物 車両総重量８ｔ以上	○					１年	←	タンク車、冷凍冷蔵車
		貨物 車両総重量８ｔ以上トレーラ		○				１年	←	
		貨物 車両総重量８ｔ未満	○					２年	１年	
		貨物 車両総重量８ｔ未満トレーラ		○				２年	１年	
		軽			○			２年	←	
	大特	車両総重量８ｔ以上	○					２年	１年	ホイール・クレーン
		車両総重量８ｔ未満	○					２年	１年	フォーク・リフト
		貨物 車両総重量８ｔ以上	○					１年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ
		貨物 車両総重量８ｔ以上トレーラ		○				１年	←	
		貨物 車両総重量８ｔ未満	○					２年	１年	
		貨物 車両総重量８ｔ未満トレーラ		○				２年	１年	
		検査対象外軽自動車	○					無	←	そり付、カタピラ付軽自動車
自家用自動車	貨物	車両総重量８ｔ以上	○					１年	←	トラック(三輪車を含む)
		車両総重量８ｔ以上トレーラ		○				１年	←	
		車両総重量８ｔ未満			○			２年	１年	
		車両総重量８ｔ未満トレーラ			○			２年	１年	
		軽				●		２年	←	
		定員11名以上	○					１年	←	マイクロバス
		幼児専用車			○			１年	←	園児送迎車(大人換算10名以下)
	乗用	普通・小型				●		３年	２年	一般の乗用車(マイカー)
		軽				●		３年	２年	
		三輪			○			２年	←	
	二輪	小型					●	３年	２年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
		検査対象外軽自動車					●	無	←	125cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
	特種	普通・小型	○注1		○注2			２年	←	キャンピング車、教習車(乗用)、消防車
		貨物 車両総重量８ｔ以上	○					１年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、ボート・トレーラ、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車
		貨物 車両総重量８ｔ以上トレーラ		○				１年	←	
		貨物 車両総重量８ｔ未満			○			２年	１年	
		貨物 車両総重量８ｔ未満トレーラ			○			２年	１年	
		軽				●		２年	←	
	大特	車両総重量８ｔ以上	○					２年	←	ホイール・クレーン
		車両総重量８ｔ未満			○			２年	←	フォーク・リフト
		貨物 車両総重量８ｔ以上	○					１年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ
		貨物 車両総重量８ｔ以上トレーラ		○				１年	←	
		貨物 車両総重量８ｔ未満			○			２年	１年	
		貨物 車両総重量８ｔ未満トレーラ			○			２年	１年	
		検査対象外軽自動車			○			無	←	そり付、カタピラ付軽自動車

※１．点検整備記録簿の保存期間は　●印：２年　○印：１年　　注１　車両総重量８ｔ以上　　注２　車両総重量８ｔ未満